

令和 6 年
監査結果に基づき知事等が講じた措置
(第 2 回)

東京都監査委員

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、令和 4 年定例監査、令和 5 年定例監査、令和 5 年財政援助団体等監査、令和 5 年行政監査、令和 6 年定例監査及び令和 5 年度各会計歳入歳出決算審査の結果に基づき講じた措置について、東京都知事等関係機関から通知があったので、次のとおり公表する。

令和 6 年 12 月 3 日

東京都監査委員	龍 円 あいり
同	斉 藤 やすひろ
同	茂 垣 之 雄
同	後 藤 靖 子
同	小 粥 純 子

目 次

第1 措 置 の 概 要	1
第2 通 知 の 内 容	
措置通知一覧	9
令和4年定例監査	17
令和5年定例監査	18
令和5年財政援助団体等監査	24
令和5年行政監査	32
令和6年定例監査	37
令和5年度各会計歳入歳出決算審査	69

第1 措置の概要

東京都監査委員は、各種監査等で指摘又は意見・要望をした事項について、監査後、指摘等を受けた知事等関係機関がどのような措置を行っているか報告を求め、年2回、講じた措置内容の通知を受けている。

令和6年監査結果に基づき知事等が講じた措置（第2回）は、知事等関係機関が令和6年4月から同年10月までに講じた措置内容について取りまとめたものであり、措置状況は表1及び表2のとおりである。

今回は、令和4年から令和6年に実施した各種監査等において指摘又は意見・要望をした措置対象576件から前回までに措置済みとなっている431件を差し引いた145件のうち、101件（指摘：94件、意見・要望：7件）が改善された。残る44件については、改善中である。

また、今回、知事等関係機関から措置を講じた旨の通知があった案件（改善案件）の措置区分別件数（措置区分が複数含まれる案件について該当する措置区分を全て計上）は、表3のとおりである。

事務処理等の改善など、是正・改善措置66件、ルール・体制の構築など、再発防止の取組136件、合計202件の改善措置が講じられた。

改善措置としては、主に次のようなものがある。

- ・ 受託者が発行した請求書の誤りに気付かないまま過払いした委託金額について、受託者から返還を受けた上で、今後は、契約締結から支払までに作成される全ての書類において、使用する事項名を統一するなど再発防止を図った。
- ・ 委託により作成された成果物について、その著作権を都に帰属させる定めがなかったため、成果物の著作権が都に移転していることについて、受託者と確認書を取り交わした。

当報告書に記載されている事例を参考に、適切な内部統制の構築と運用に取り組み、全庁共通して発生し得る課題や、繰り返し起こり得る問題点について、実効性のある再発防止策が講じられることを期待する。

また、知事等関係機関が講じた措置内容を公表することにより、都事業に対する都民の理解促進に寄与することができれば幸いである。

(表1) 措置状況

(単位：件)

監査 実施年	監査種別	監査実施 期 間	結果内訳	措置対象 A	措置済 (前回まで に改善済) B	今回通知 (今回改善) C	改善中 A-(B+C)	
令和 4 年	定例監査	令和 4. 1. 6 ～ 令和 4. 9. 6	指 摘	92	90	1	1	
			意見・要望	3	3	—	—	
			計	95	93	1	1	
	工事監査	令和 4. 1. 11 ～ 令和 5. 1. 12	指 摘	27	27	—	—	
			意見・要望	1	1	—	—	
			計	28	28	—	—	
	公営企業各会計 決算審査	令和 4. 6. 1 ～ 令和 4. 9. 6	指 摘	3	3	—	—	
			意見・要望	—	—	—	—	
			計	3	3	—	—	
	各会計歳入歳出 決算審査	令和 4. 7. 11 ～ 令和 4. 9. 6	指 摘	25	25	—	—	
			意見・要望	—	—	—	—	
			計	25	25	—	—	
	財政援助団体等監査	令和 4. 9. 5 ～ 令和 5. 2. 3	指 摘	50	49	—	1	
			意見・要望	8	8	—	—	
			計	58	57	—	1	
	行政監査	令和 3. 12. 20 ～ 令和 5. 2. 10	指 摘	12	12	—	—	
			意見・要望	—	—	—	—	
			計	12	12	—	—	
	小計			指 摘	209	206	1	2
				意見・要望	12	12	—	—
				計	221	218	1	2
令和 5 年	定例監査	令和 5. 1. 6 ～ 令和 5. 9. 7	指 摘	116	107	6	3	
			意見・要望	2	1	1	—	
			計	118	108	7	3	
	工事監査	令和 5. 1. 10 ～ 令和 6. 1. 11	指 摘	24	24	—	—	
			意見・要望	3	3	—	—	
			計	27	27	—	—	
	公営企業各会計 決算審査	令和 5. 6. 1 ～ 令和 5. 9. 7	指 摘	3	3	—	—	
			意見・要望	—	—	—	—	
			計	3	3	—	—	
	各会計歳入歳出 決算審査	令和 5. 7. 10 ～ 令和 5. 9. 7	指 摘	32	32	—	—	
			意見・要望	—	—	—	—	
			計	32	32	—	—	
	財政援助団体等監査	令和 5. 9. 4 ～ 令和 6. 2. 1	指 摘	48	23	19	6	
			意見・要望	2	2	—	—	
			計	50	25	19	6	
	行政監査	令和 5. 9. 4 ～ 令和 6. 2. 1	指 摘	20	12	2	6	
			意見・要望	16	6	4	6	
			計	36	18	6	12	
	小計			指 摘	243	201	27	15
				意見・要望	23	12	5	6
				計	266	213	32	21

監査 実施年	監査種別	監査実施 期 間	結果内訳	措置対象 A	措置済 (前回まで に改善済) B	今回通知 (今回改善) C	改善中 A-(B+C)	
令和 6 年	定例監査	令和 6. 1. 5 ～ 令和 6. 9. 5	指 摘	58	—	41	17	
			意見・要望	5	—	2	3	
			計	63	—	43	20	
	公営企業各会計 決算審査	令和 6. 6. 3 ～ 令和 6. 9. 5	指 摘	1	—	—	1	
			意見・要望	—	—	—	—	
			計	1	—	—	1	
	各会計歳入歳出 決算審査	令和 6. 7. 8 ～ 令和 6. 9. 5	指 摘	25	—	25	—	
			意見・要望	—	—	—	—	
			計	25	—	25	—	
	小計			指 摘	84	—	66	18
				意見・要望	5	—	2	3
				計	89	—	68	21
合 計			指 摘	536	407	94	35	
			意見・要望	40	24	7	9	
			計	576	431	101	44	

(表 2) 各実施年の監査の改善率

(単位：件、%)

監査実施年	結果内訳	措置対象 A	措置済 (前回までに 改善済) B	今回通知 (今回改善) C	改善率 (B+C)/A×100	改善中 A-(B+C)
令和 4 年	指 摘	209	206	1	99.0	2
	意見・要望	12	12	—	100	—
	計	221	218	1	99.1	2
令和 5 年	指 摘	243	201	27	93.8	15
	意見・要望	23	12	5	73.9	6
	計	266	213	32	92.1	21
令和 6 年	指 摘	84	—	66	78.6	18
	意見・要望	5	—	2	40.0	3
	計	89	—	68	76.4	21

(表3) 監査種別ごとの措置区分別件数

(単位：件)

監査種別 措置区分		令和 4 年	令和 5 年			令和 6 年		計
		定例	定例	財政援助 団体等	行政	定例	各会計 歳入歳出 決算審査	
1 是正・改善措置	ア 返還・ 戻入等	—	—	16	—	6	—	22
		—	—	16	—	6	—	22
	イ 財産・ 物品管理	1	—	1	1	2	1	6
		1	—	1	2	3	3	10
	ウ 会計処理	—	—	—	—	—	18	18
		—	—	—	—	—	19	19
	エ 事務処理等	—	4	1	3	5	—	13
		—	5	1	4	5	—	15
小計	1	4	18	4	13	19	59	
	1	5	18	6	14	22	66	
2 再発防止の取組	ア 要綱等の 制定・改正	—	—	—	—	2	—	2
		—	—	—	—	2	—	2
	イ 契約・仕様等 の見直し	—	1	—	—	2	—	3
		—	1	—	—	4	—	5
	ウ ルール・体制 の構築	—	2	1	1	5	4	13
		—	4	17	3	19	16	59
	エ 研修等の 実施	—	—	—	1	21	2	24
		1	4	2	4	38	21	70
	小計	—	3	1	2	30	6	42
		1	9	19	7	63	37	136
合 計		1	7	19	6	43	25	101
		2	14	37	13	77	59	202

(注1) 措置区分の具体的事項は、別注のとおり

(注2) 上段（網掛あり）：措置区分のうち主なものを一つ選定した場合の数値

下段（網掛なし）：措置区分が複数含まれるものを全て選定した場合の数値

(別注) 措置区分の具体的事項

措置区分	主な事項
1 是正・改善措置	
ア 返還・戻入等	過大交付した補助金、過大支出した契約代金等が返還されたもの 都税、使用料等の債権を追加徴収したもの
イ 財産・物品管理	土地・建物、物品等の管理状況を改善したもの 土地・建物、物品等の占用・使用許可手続を是正したもの 工作物、設備、物品等を修理・交換したもの
ウ 会計処理	決算関係書類の計数を修正したもの 財産に関する調書への登載誤りを修正したもの 調定登録されていなかった歳入を適正に処理したもの 科目又は年度を誤って歳出処理したものを是正したもの
エ 事務処理等	法令等に基づいた事務手続に是正したもの 契約中の工事、事業内容等を是正したもの マニュアル等に基づいた債権管理を行うよう是正したもの 事務処理等をより効果的・効率的な内容に改善したもの
2 再発防止の取組	
ア 要綱等の制定 ・改正	要綱、指針、基準等を新たに制定・改正したもの
イ 契約・仕様等 の見直し	関連又は類似の契約に係る工事、事業内容等を是正したもの 特記仕様書等への記載事項を見直したもの 報告書等の様式を改めたもの
ウ ルール・体制 の構築	事務処理ルール、マニュアル等を改善又は新たに構築したもの 委員会、プロジェクトチーム等を新たに設置したもの 情報共有・チェック機能を強化したもの
エ 研修等の実施	関係職員に対し研修を実施したもの 関係職員を既存の研修に参加させたもの 会議、通知等により監査結果を周知し、再発防止を注意喚起したもの

1 主な措置事例

助成金交付に当たり申請時に要件を確認できるようシステムを整備したもの

p. 24 公益財団法人東京都歴史文化財団 No. 9（令和5年財政援助団体等監査）
指摘の概要

法人は、芸術活動支援のための助成事業実施に当たり、助成金交付要綱を定め、助成対象者のうち個人については、「都内に居住していること」を要件としているが、個人の住所確認を交付決定後に行っていた。

そこで、法人に対し、助成対象となる要件を確認した上で交付決定を行うよう求めた。

措置の概要

法人は、システム構築の検討を進め、「オンライン助成申請システム」において、より安全な情報セキュリティ環境を整備し、都内在住を証する書類をオンライン上で提出・申請できる方策を講じ、申請時に居住地を確認することとした。

土地の用途の認定を修正の上、更正後の税額で納付を受けたもの

p. 38 主税局 No. 36（令和6年定例監査）

指摘の概要

局において、居住用部分と業務用部分を併せ持つ住宅及び駐車場6台分の敷地全体について、居住部分の割合に応じた面積相当分を「小規模住宅用地」として認定し、税の負担を軽減しているものがあつた。

しかしながら、駐車場のうち1台分はカーシェアリング用のものであり、これを「小規模住宅用地」として認定する対象面積に含めたことは適正でない。

その結果、固定資産税等が1万4,310円の課税不足となっていた。

そこで、土地の用途の認定を適正に行うよう求めた。

措置の概要

局は、当該土地に係る用途の認定を、小規模住宅用地から一部非住宅用地へと修正し、修正に伴い発生した不足分を課税し、納付されたことを確認した。

また、会議及び各都税事務所に対する事務指導で、指摘内容の周知及び注意喚起を行い、再発防止の徹底を図った。

さらに、局は都内のカーシェアリングリストを作成して各都税事務所に配布し、各都税事務所においては、当該リストを活用して現況異動の捕捉を行っていくこととした。

過大支出した委託金額について返還を受けた上で、再発防止のため、契約締結から支払までに作成される書類において、使用する事項名を統一したもの

p. 50 保健医療局 No. 52 (令和6年定例監査)

指摘の概要

車両搬送業務委託契約の実績報告書と支払手続について確認したところ、受託者から提出された実績報告書では、令和5年4月分の稼働車両総数は282台、休車台数は318台となっているにもかかわらず、支払手続に添付されている請求書では、稼働車両総数と休車台数が逆になっており、誤った金額が受託者に支払われていた。

そこで、支払手続を適正に行うとともに、受託者に対して過払いとなっている金額の返還を請求するよう求めた。

措置の概要

局は、過大支出した委託金額について、受託者から返還を受けた。また、通知文により、事業者への指導・監督の徹底、審査時の確認の徹底を周知した。

今回の誤りの原因は、請求書と実績報告書の事項名の不統一にあったことから、今後誤りが生じにくいよう、契約締結から支払までに作成される全ての書類において使用する事項名を統一することとした。

加えて、同様の事例が起こっていないか点検を実施した。

受託者との間で確認書を取り交わし、著作権の都への帰属を明確にしたもの

p. 55 建設局 No. 61 (令和6年定例監査)

指摘の概要

局で締結している式典等委託及び調査委託について確認したところ、委託により作成された成果物に係る著作権を都に帰属させることの定めがなかった。

しかしながら、今後、都が、これらの成果物を使用、改変等をする場合、著作権に係る制約を受け、自由に利用することができなくなる危険性を回避するためには、著作権に係る定めを仕様書に明記することが必要である。

そこで、著作権に係る定めを仕様書に明記し、著作権の都への帰属が確保できるよう契約を締結するよう求めた。

措置の概要

局は、2つの契約において、委託契約の対価の支払をもって、成果物の著作権が委託者である都に移転していることについて、受託者との間で確認書を取り交わし、著作権の都への帰属を明確にした。

また、再発防止策として、各会議を通じて、指摘内容の周知を行い、著作権に係る定めを仕様書に明記するよう注意喚起し、著作権に係る講習会受講の促進を図った。

石綿障害予防規則への適切な対応や、関係法令の改正の確認について改めて周知したもの

p. 60 交通局 No. 66 (令和6年定例監査)

指摘の概要

石綿障害予防規則改正は令和5年10月1日に施行されたものであり、施行日以降の契約で分析調査を委託する場合は、分析調査の有資格者に行わせる必要がある。

しかしながら、局が実施した石綿に関する委託契約においては、分析調査を行うに当たっての資格要件が仕様書に示されていなかった。

そこで、石綿分析調査に必要な資格の保有を確認する適正な仕様書を作成するよう求めた。

措置の概要

局は、石綿障害予防規則への適切な対応について、通知文を発出し、指摘内容、当該規則の解説、分析調査等の従事者の資格要件、適正な特記仕様書の記載例等について周知し、再発防止を図った。また、会議により通知文について説明し、適正な仕様書を作成するよう周知した。

加えて、局内に事業に係る法令の改正について改めて確認するよう通知を発し、再発防止を図った。

過大計上した調定^(注)額に更正処理を行うとともに、組織としてチェック体制を強化したもの

p. 71-72、78-79 福祉局 No. 82、83、90 (令和5年度各会計歳入歳出決算審査)

指摘の概要

局では、令和5年度決算において、財務会計システムに収入の調定額を登録する際、同一案件を誤って重複登録し、誤登録分の調定額の更正を行っていないことが認められた。

この結果、調定額及び収入未済額がそれぞれ国庫支出金で185億余円、繰入金で3億余円過大計上となっている。

そこで、会計処理を適正に行うとともに、組織としてのチェック体制を強化し、事務の誤りの再発防止に努めるよう求めた。

措置の概要

局は、過大に計上していた調定額について、財務会計システムにより更正処理を行った。

今後は、部と課の担当者が相互に働きかけ、決算見込み作成時には随時調整や確認を行い、誤った登録は速やかに取り消す体制を整えるとともに、調定登録時は複数チェックを徹底し、重複登録がないよう確認することとした。また、局の計理部門も決算見込み、決算調整作業などにおける確認作業を徹底していくこととした。

加えて、局は実務研修を開催し、重複登録等がないように十分に確認するよう局内へ周知するとともに、今後も継続的に注意喚起を行っていくこととした。

(注) 徴収すべき歳入の所属年度、科目、金額、納入義務者等を調査決定すること。

第2 通知の内容

監査結果に基づき、今回、知事等から受けた措置通知の一覧は表4（監査種別）及び表5（指摘区分別）のとおりであり、表4及び表5の頁欄記載のページに、監査結果の要約及び講じた措置の概要を掲載している。

なお、表4、表5及び個別の概要にある「事項」のうち意見・要望事項には「※」を付けている。

また、表4、表5及び個別の概要にある「措置区分」は、5ページ別注の番号記号に対応しており、措置区分のうち主なものには「◎」を、その他、該当するものには「○」を付けている。

さらに、措置区分が2(再発防止の取組)にのみ該当するものについては、指摘事項、意見・要望事項に係る契約等は既に終了しているため、今後、同一又は類似の事業、工事等を実施する際の再発防止策を講じたものである。

（表4）措置通知一覧（監査種別）

番号	対象局（団体）	事 項	措置区分								頁
			1				2				
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ	
令和 4 年定例監査											
1	港湾局	消防設備定期点検結果への対応を速やかに行うべきもの		◎						○	17
令和 5 年定例監査											
2	福祉局	※(介護の仕事未経験者就業促進事業に係る企画運營業務委託について)事業目標の達成に向けた委託業務内容の見直しについて				◎			○		18
3	産業労働局	分割概算払による資金交付を適正に行うべきもの							◎		18
4	港湾局	(港湾事業会計における会計伝票発行・取消しに係る財務規則の遵守について)規則に基づき適正な方法で会計伝票の取消しを行うべきもの				◎				○	19
5	教育庁	通信環境について通信帯域等に係る検討を適切に行った上整備すべきもの						◎	○		20
6	教育庁	(情報セキュリティ対策について)サイバーセキュリティ実施手順を適切に策定及び見直すべきもの				◎				○	21
7	教育庁	学校徴収金について前年度決算を十分に踏まえて教材費等の徴収金額を決定すべきもの				○			◎	○	22
8	教育庁	給付型奨学金について交付対象生徒の保護者の私費に係る教育費負担が速やかに軽減されるよう給付型奨学金に係る事務処理を改めるべきもの				◎				○	23
令和 5 年財政援助団体等監査											
9	生活文化スポーツ局（公益財団法人東京都歴史文化財団）	（助成金の交付について）助成対象となる要件を確認した上で交付決定を行うべきもの								◎	24
10	生活文化スポーツ局（公益財団法人東京都歴史文化財団）	システム管理に必要な資料を備えるべきもの				◎				○	24
11	福祉局（社会福祉法人昭島愛育会）	補助金を返還すべきもの（東京都保育サービス推進事業補助金）（ア）	◎							○	25
12	福祉局（社会福祉法人あしたばの会）	補助金を返還すべきもの（東京都保育サービス推進事業補助金）（イ）	◎							○	25
13	福祉局（社会福祉法人カナの会）	補助金を返還すべきもの（東京都保育サービス推進事業補助金）（ウ）	◎							○	25
14	福祉局（社会福祉法人杉の子会）	補助金を返還すべきもの（東京都保育サービス推進事業補助金）（エ）	◎							○	26
15	福祉局（社会福祉法人正光会）	補助金を返還すべきもの（東京都保育サービス推進事業補助金）（オ）	◎							○	26
16	福祉局（社会福祉法人立野みどり福祉会）	補助金を返還すべきもの（東京都保育サービス推進事業補助金）（カ）	◎							○	26

番号	対象局（団体）	事 項	措置区分								頁	
			1				2					
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ		
17	福祉局（社会福祉法人多摩福祉会）	補助金を返還すべきもの（東京都保育サービス推進事業補助金）（キ）	◎							○		27
18	福祉局（社会福祉法人千葉学園）	補助金を返還すべきもの（東京都保育サービス推進事業補助金）（ク）	◎							○		27
19	福祉局（社会福祉法人東京母子愛育会）	補助金を返還すべきもの（東京都保育サービス推進事業補助金）（ケ）	◎							○		27
20	福祉局（社会福祉法人ナオミの会）	補助金を返還すべきもの（東京都保育サービス推進事業補助金）（コ）	◎							○		28
21	福祉局（社会福祉法人なぜの木会）	補助金を返還すべきもの（東京都保育サービス推進事業補助金）（サ）	◎							○		28
22	福祉局（社会福祉法人飛翔会）	補助金を返還すべきもの（東京都保育サービス推進事業補助金）（シ）	◎							○		28
23	福祉局（社会福祉法人フィロス）	補助金を返還すべきもの（東京都保育サービス推進事業補助金）（ス）	◎							○		29
24	福祉局（社会福祉法人双葉の園）	補助金を返還すべきもの（東京都保育サービス推進事業補助金）（セ）	◎							○		29
25	福祉局（社会福祉法人代々木鳩の会）	補助金を返還すべきもの（東京都保育サービス推進事業補助金）（ソ）	◎							○		30
26	福祉局（社会福祉法人緑榮会）	補助金を返還すべきもの（東京都保育サービス推進事業補助金）（タ）	◎							○		30
27	産業労働局（株式会社東京ビッグサイト）	負担金により取得した財産の管理を適正に行うべきもの		◎							○	31
令和 5 年行政監査												
28	生活文化スポーツ局（有明テニス・マネージメントチーム、公益財団法人東京都スポーツ文化事業団グループ）	※施設のバリアフリー状況について		◎							○	32
29	生活文化スポーツ局（有明テニス・マネージメントチーム、公益財団法人東京都スポーツ文化事業団グループ）	外国人等の情報アクセシビリティを進めるため、多言語放送システムを積極的に活用すべきもの									◎	33
30	住宅政策本部（東京都住宅供給公社）	（都営住宅敷地内の遊具点検について）修繕未対応遊具の修繕の必要性を早期に判断し、安全確保を図るべきもの					○			◎		34
31	産業労働局（公益財団法人東京都中小企業振興公社）	※浜松町館及び台東館の利用案内等におけるフロアガイドの情報掲載について					◎			○	○	35
32	産業労働局（公益財団法人東京都中小企業振興公社、多摩産業交流センター指定管理共同企業体）	※小口利用料金収納のキャッシュレス化について					◎			○		35
33	建設局	※公園におけるハード・ソフト両面からのバリアフリーの取組について		○		◎					○	36
令和 6 年定例監査												
34	総務局	廃棄物を分別した上で適正な区分で処理すべきもの									◎	37
35	総務局	排出する廃棄物の種類を適正に記載すべきもの									◎	37
36	主税局	土地の用途の認定を適正に行うべきもの	◎							○	○	38
37	主税局	石綿分析調査に必要な資格について仕様書で受託者の要件を適正に定めるべきもの									◎	38
38	都市整備局	（建築物の耐震化促進に係る普及啓発事業について）耐震ポータルサイトの情報更新を適時適切に行うべきもの					◎			○	○	39
39	都市整備局	（建築物の耐震化促進に係る普及啓発事業について）緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修等支援融資制度に係る情報発信を適切に行うべきもの					◎			○		40
40	都市整備局	事業用地維持委託における発生材に係る処理の適正な執行を図るべきもの					◎			○		41
41	都市整備局	家屋事前調査委託に係る契約締結手続を適正に行うべきもの								◎	○	42
42	福祉局	（子育て応援とうきょう事業に係る委託契約について）業務の履行状況に応じた契約変更手続を行うべきもの								○	◎	43
43	福祉局	（子育て応援とうきょう事業に係る委託契約について）協賛店拡大のための企画・運用に係る技術提案書の業務内容変更を適切に行うべきもの								○	◎	44

番号	対象局（団体）	事 項	措置区分								頁	
			1				2					
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ		
44	福祉局	（子育て応援とうきょう事業に係る委託契約について）仕様書の定めに基づき受託者に業務の実績や事後検証結果を報告させるべきもの				◎			○	○	45	
45	福祉局	（委託契約における契約変更手続について）児童発達支援事業所等利用支援事業に係る契約変更手続を行うべきもの								◎	45	
46	福祉局	（委託契約における契約変更手続について）医療的ケア児訪問看護ステーション体制整備事業に係る契約変更手続を行うべきもの								◎	46	
47	福祉局	（委託契約における契約変更手続について）介護サービス事業所のＢＣＰ策定支援事業に係る契約変更手続を行うべきもの								◎	46	
48	福祉局	東京都難聴児相談支援センターの開設に係る購入備品等の変更を適切に行うべきもの								◎	47	
49	福祉局	委託契約における再委託の取扱いを適正に行うべきもの							○	◎	48	
50	福祉局	資金前渡による支出手続を適正・適切に行うべきもの							○	◎	49	
51	保健医療局	（看護師等修学資金について）看護師等修学資金の債権管理に係るマニュアルを適切に更新すべきもの				◎				○	50	
52	保健医療局	支払手続を適正に行うとともに、受託者に対して過払いとなっている金額の返還を請求すべきもの	◎						○	○	50	
53	産業労働局	冷媒としてフロン類が充填されている業務用冷凍冷蔵庫について適正な点検整備記録簿の作成及び記録を行うべきもの								◎	51	
54	中央卸売市場	使用許可の範囲を客観的に確認できるようにすべきもの		◎					○		51	
55	中央卸売市場	（休市日及び開市日の決定に伴う契約変更について）休開市日の決定に伴い変更となった清掃業務の作業日数に基づき契約変更を行うべきもの	◎							○	52	
56	中央卸売市場	（休市日及び開市日の決定に伴う契約変更について）警備委託について必要な仕様を定めるとともに休開市日の変更に伴う契約変更を行うべきもの	◎							○	52	
57	中央卸売市場	木製パレット廃棄物処理事業負担金の算定に係る最大積載量の設定方法を定めるべきもの							◎		53	
58	建設局	（建設事務所等における河川等の維持補修に係る単価契約の工事について）（建設事務所における管内河川等の維持管理に係る単価契約について）施工に当たり必要な安全対策を講じるよう受注者を指導・監督すべきもの							◎	○	53	
59	建設局	（建設事務所等における河川等の維持補修に係る単価契約の工事について）（建設事務所における管内河川等の維持管理に係る単価契約について）特殊製品組合せ費の使用に係る積算を適正に行うべきもの							◎	○	54	
60	建設局	（建設事務所等における河川等の維持補修に係る単価契約の工事について）公園緑地事務所における給排水衛生設備の維持管理に係る単価契約の積算を適正に行うべきもの								◎	54	
61	建設局	著作権の都への帰属が確保できるよう契約を締結すべきもの				◎				○	55	
62	建設局	契約保証金に係る事務について適切に指導し追加納付に係る事務処理を適正に行うべきもの								◎	56	
63	建設局	労働安全衛生規則に基づくフォークリフトの定期自主検査について確実な実施が確認できるよう適正に記録を保存すべきもの								◎	57	
64	港湾局	橋の鋼床版への防せい処理に係る使用材料及び施工方法について事前及び事後の確認を適切に行うべきもの								◎	58	
65	東京消防庁	※物品の買入れ等契約の積算に係る取扱いについて								◎	59	
66	交通局	石綿分析調査に必要な資格の保有を確認する適正な仕様書を作成すべきもの							○	◎	60	
67	交通局	仕様において数量等を適正に定めるべきもの								◎	○	60
68	交通局	非常用照明について維持管理を適正に行うべきもの		◎						○	61	
69	水道局	減額措置に係る事務処理が適正に行われるよう取り組むべきもの	◎							○	62	
70	水道局	汚水排出量の算定を適正に行い下水道料金の請求を適正に行うべきもの	◎						○	○	63	
71	下水道局	下水道一時使用に係る下水道料金の債権管理を適正に行うべきもの							○	◎	64	

番号	対象局（団体）	事 項	措置区分								頁
			1				2				
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ	
72	下水道局	維持補修単価契約工事の安全対策について監督及び履行確認を適正に行うべきもの							○	◎	65
73	下水道局	下水管路施設の防臭装置を適切に購入すべきもの							◎	○	66
74	下水道局	灯油の供給単価契約に関する情報を適切に共有するとともに発注を適正に行うべきもの							○	◎	67
75	下水道局	時間計の在庫管理を効率的かつ経済的に行うべきもの							○	◎	68
76	教育庁	※（災害用備蓄品について）備蓄品について		○				◎			68
令和5年度各会計歳入歳出決算審査											
77	デジタルサービス局	物品が過大登載となっているもの		○					◎		69
78	デジタルサービス局	物品が登載漏れとなっているもの		○					◎		69
79	デジタルサービス局	債権が計上漏れとなっているもの			○				◎		69
80	都市整備局	債権が過大計上となっているもの			◎					○	70
81	住宅政策本部	調定額及び収入未済額が過小計上となっているもの							◎		70
82	福祉局	調定額及び収入未済額が過大計上となっているもの（ア）			◎				○	○	71
83	福祉局	調定額及び収入未済額が過大計上となっているもの（イ）			◎				○	○	72
84	福祉局	調定額及び収入未済額が過大計上となっているもの（ウ）			◎				○	○	73
85	福祉局	調定額及び収入未済額が過大計上となっているもの（エ）			◎				○	○	74
86	福祉局	調定額及び収入未済額が過大計上となっているもの（オ）			◎				○	○	75
87	福祉局	物品が過大登載となっているもの			◎				○	○	76
88	福祉局	物品が登載漏れとなっているもの			◎					○	76
89	福祉局	債権が過大計上となっているもの			◎				○	○	77
90	福祉局	会計処理を適正に行うべきもの			◎				○	○	78
91	保健医療局	物品が登載漏れとなっているもの			◎					○	79
92	保健医療局	債権が計上漏れとなっているもの			◎					○	80
93	産業労働局	調定額及び収入未済額が過大計上となっているもの			◎				○	○	80
94	産業労働局	調定額及び収入未済額が過大計上となっているもの								◎	80
95	産業労働局	還付未済額が過小計上となっているもの								◎	81
96	産業労働局	出資による権利が過大登載となっているもの			◎					○	81
97	産業労働局	物品が過大登載となっているもの			◎					○	81
98	産業労働局	物品が登載漏れとなっているもの			◎				○	○	82
99	建設局	土地が登載漏れとなっているもの			◎				○	○	82
100	建設局	物品が過大登載となっているもの		◎						○	83
101	港湾局	土地が過大登載となっているもの			◎				○	○	83

(表5) 措置通知一覧(指摘区分別)

番号	対象局（団体）	監査 種別	事 項	措置区分								頁	
				1				2					
				ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ		
【会計処理（歳入・収入）】													
69	水道局	6定例	減額措置に係る事務処理が適正に行われるよう取り 組むべきもの	◎							○	62	
70	水道局	6定例	汚水排出量の算定を適正に行い下水道料金の請求を 適正に行うべきもの	◎							○	63	
81	住宅政策本部	5決算	調定額及び収入未済額が過小計上となっているもの								◎	70	
82	福祉局	5決算	調定額及び収入未済額が過大計上となっているもの （ア）			◎					○	71	
83	福祉局	5決算	調定額及び収入未済額が過大計上となっているもの （イ）			◎					○	72	
84	福祉局	5決算	調定額及び収入未済額が過大計上となっているもの （ウ）			◎					○	73	
85	福祉局	5決算	調定額及び収入未済額が過大計上となっているもの （エ）			◎					○	74	
86	福祉局	5決算	調定額及び収入未済額が過大計上となっているもの （オ）			◎					○	75	
90	福祉局	5決算	会計処理を適正に行うべきもの			◎					○	78	
93	産業労働局	5決算	調定額及び収入未済額が過大計上となっているもの			◎					○	80	
94	産業労働局	5決算	調定額及び収入済額が過大計上となっているもの								◎	80	
95	産業労働局	5決算	還付未済額が過小計上となっているもの								◎	81	
【債権管理】													
51	保健医療局	6定例	（看護師等修学資金について）看護師等修学資金の債 権管理に係るマニュアルを適切に更新すべきもの				◎				○	50	
71	下水道局	6定例	下水道一時使用に係る下水道料金の債権管理を適正 に行うべきもの								○	◎	64
【都税】													
36	主税局	6定例	土地の用途の認定を適正に行うべきもの	◎							○	◎	38
【歳入（その他）】													
54	中央卸売市場	6定例	使用許可の範囲を客観的に確認できるようにすべき もの		◎						○		51
【契約（仕様・積算）】													
37	主税局	6定例	石綿分析調査に必要な資格について仕様書で受託者 の要件を適正に定めるべきもの								◎		38
59	建設局	6定例	（建設事務所等における河川等の維持補修に係る単 価契約の工事について）（建設事務所における管内 河川等の維持管理に係る単価契約について）特殊製 品組合せ費の使用に係る積算を適正に行うべきもの							◎		○	54
60	建設局	6定例	（建設事務所等における河川等の維持補修に係る単 価契約の工事について）公園緑地事務所における給 排水衛生設備の維持管理に係る単価契約の積算を適 正に行うべきもの									◎	54
61	建設局	6定例	著作権の都への帰属が確保できるよう契約を締結す べきもの				◎					○	55
65	東京消防庁	6定例	※物品の買入れ等契約の積算に係る取扱いについて									◎	59
66	交通局	6定例	石綿分析調査に必要な資格の保有を確認する適正な 仕様書を作成すべきもの								○	◎	60
67	交通局	6定例	仕様において数量等を適正に定めるべきもの								◎	○	60
【契約（その他）】													
2	福祉局	5定例	※（介護の仕事未経験者就業促進事業に係る企画運営 業務委託について）事業目標の達成に向けた委託業務 内容の見直しについて				◎					○	18

番号	対象局（団体）	監査 種別	事 項	措置区分								頁
				1				2				
				ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ	
3	産業労働局	5定例	分割概算払による資金交付を適正に行うべきもの							◎		18
5	教育庁	5定例	通信環境について通信帯域等に係る検討を適切に行った上整備すべきもの						◎	○		20
10	生活文化スポーツ局（公益財団法人東京都歴史文化財団）	5財援	システム管理に必要な資料を備えるべきもの				◎				○	24
30	住宅政策本部（東京都住宅供給公社）	5行政	（都営住宅敷地内の遊具点検について）修繕未対応遊具の修繕の必要性を早期に判断し、安全確保を図るべきもの				○			◎		34
34	総務局	6定例	廃棄物を分別した上で適正な区分で処理すべきもの								◎	37
35	総務局	6定例	排出する廃棄物の種類を適正に記載すべきもの								◎	37
40	都市整備局	6定例	事業用地維持委託における発生材に係る処理の適正な執行を図るべきもの					◎			○	41
41	都市整備局	6定例	家屋事前調査委託に係る契約締結手続を適正に行うべきもの							◎	○	42
42	福祉局	6定例	（子育て応援とうきょう事業に係る委託契約について）業務の履行状況に応じた契約変更手続を行うべきもの							○	◎	43
43	福祉局	6定例	（子育て応援とうきょう事業に係る委託契約について）協賛店拡大のための企画・運用に係る技術提案書の業務内容変更を適切に行うべきもの							○	◎	44
44	福祉局	6定例	（子育て応援とうきょう事業に係る委託契約について）仕様書の定めに基づき受託者に業務の実績や事後検証結果を報告させるべきもの				◎			○	○	45
45	福祉局	6定例	（委託契約における契約変更手続について）児童発達支援事業所等利用支援事業に係る契約変更手続を行うべきもの								◎	45
46	福祉局	6定例	（委託契約における契約変更手続について）医療的ケア児訪問看護ステーション体制整備事業に係る契約変更手続を行うべきもの								◎	46
47	福祉局	6定例	（委託契約における契約変更手続について）介護サービス事業所のBCP策定支援事業に係る契約変更手続を行うべきもの								◎	46
48	福祉局	6定例	東京都難聴児相談支援センターの開設に係る購入備品等の変更を適切に行うべきもの								◎	47
49	福祉局	6定例	委託契約における再委託の取扱いを適正に行うべきもの							○	◎	48
55	中央卸売市場	6定例	（休市日及び開市日の決定に伴う契約変更について）休開市日の決定に伴い変更となった清掃業務の作業日数に基づき契約変更を行うべきもの	◎							○	52
56	中央卸売市場	6定例	（休市日及び開市日の決定に伴う契約変更について）警備委託について必要な仕様を定めるとともに休開市日の変更に伴う契約変更を行うべきもの	◎							○	52
58	建設局	6定例	（建設事務所等における河川等の維持補修に係る単価契約の工事について）（建設事務所における管内河川等の維持管理に係る単価契約について）施工に当たり必要な安全対策を講じるよう受注者を指導・監督すべきもの							◎	○	53
62	建設局	6定例	契約保証金に係る事務について適切に指導し追加納付に係る事務処理を適正に行うべきもの								◎	56
64	港湾局	6定例	橋の鋼床版への防せい処理に係る使用材料及び施工方法について事前及び事後の確認を適切に行うべきもの								◎	58
68	交通局	6定例	非常用照明について維持管理を適正に行うべきもの		◎						○	61
72	下水道局	6定例	維持補修単価契約工事の安全対策について監督及び履行確認を適正に行うべきもの							○	◎	65
73	下水道局	6定例	下水管路施設の防臭装置を適切に購入すべきもの							◎	○	66
74	下水道局	6定例	灯油の供給単価契約に関する情報を適切に共有するとともに発注を適正に行うべきもの							○	◎	67

番号	対象局（団体）	監査 種別	事 項	措置区分								頁
				1				2				
				ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ	

【会計処理（歳出・支出）】													
4	港湾局	5定例	（港湾事業会計における会計伝票発行・取消しに係る財務規則の遵守について）規則に基づき適正な方法で会計伝票の取消しを行うべきもの						◎			○	19
50	福祉局	6定例	資金前渡による支出手続を適正・適切に行うべきもの									○◎	49
52	保健医療局	6定例	支払手続を適正に行うとともに、受託者に対して過払いとなっている金額の返還を請求すべきもの	◎								○○	50

【補助金等】													
9	生活文化スポーツ局（公益財団法人東京都歴史文化財団）	5財援	（助成金の交付について）助成対象となる要件を確認した上で交付決定を行うべきもの									◎	24
11	福祉局（社会福祉法人昭島愛育会）	5財援	補助金を返還すべきもの（東京都保育サービス推進事業補助金）（ア）	◎								○	25
12	福祉局（社会福祉法人あしたの会）	5財援	補助金を返還すべきもの（東京都保育サービス推進事業補助金）（イ）	◎								○	25
13	福祉局（社会福祉法人カナの会）	5財援	補助金を返還すべきもの（東京都保育サービス推進事業補助金）（ウ）	◎								○	25
14	福祉局（社会福祉法人杉の子会）	5財援	補助金を返還すべきもの（東京都保育サービス推進事業補助金）（エ）	◎								○	26
15	福祉局（社会福祉法人正光会）	5財援	補助金を返還すべきもの（東京都保育サービス推進事業補助金）（オ）	◎								○	26
16	福祉局（社会福祉法人立野みどり福祉会）	5財援	補助金を返還すべきもの（東京都保育サービス推進事業補助金）（カ）	◎								○	26
17	福祉局（社会福祉法人多摩福祉会）	5財援	補助金を返還すべきもの（東京都保育サービス推進事業補助金）（キ）	◎								○	27
18	福祉局（社会福祉法人千葉学園）	5財援	補助金を返還すべきもの（東京都保育サービス推進事業補助金）（ク）	◎								○	27
19	福祉局（社会福祉法人東京母子愛育会）	5財援	補助金を返還すべきもの（東京都保育サービス推進事業補助金）（ケ）	◎								○	27
20	福祉局（社会福祉法人ナオミの会）	5財援	補助金を返還すべきもの（東京都保育サービス推進事業補助金）（コ）	◎								○	28
21	福祉局（社会福祉法人なぜの木会）	5財援	補助金を返還すべきもの（東京都保育サービス推進事業補助金）（サ）	◎								○	28
22	福祉局（社会福祉法人飛翔会）	5財援	補助金を返還すべきもの（東京都保育サービス推進事業補助金）（シ）	◎								○	28
23	福祉局（社会福祉法人フィロス）	5財援	補助金を返還すべきもの（東京都保育サービス推進事業補助金）（ス）	◎								○	29
24	福祉局（社会福祉法人双葉の園）	5財援	補助金を返還すべきもの（東京都保育サービス推進事業補助金）（セ）	◎								○	29
25	福祉局（社会福祉法人代々木鳩の会）	5財援	補助金を返還すべきもの（東京都保育サービス推進事業補助金）（ソ）	◎								○	30
26	福祉局（社会福祉法人緑榮会）	5財援	補助金を返還すべきもの（東京都保育サービス推進事業補助金）（タ）	◎								○	30
57	中央卸売市場	6定例	木製パレット廃棄物処理事業負担金の算定に係る最大積載量の設定方法を定めるべきもの									◎	53

【財産管理】														
27	産業労働局（株式会社東京ビッグサイト）	5財援	負担金により取得した財産の管理を適正に行うべきもの			◎							○	31
28	生活文化スポーツ局（有明テニス・マネジメントチーム、公益財団法人東京都スポーツ文化事業団グループ）	5行政	※施設のバリアフリー状況について			◎							○	32
33	建設局	5行政	※公園におけるハード・ソフト両面からのバリアフリーの取組について			○		◎					○	36
53	産業労働局	6定例	冷媒としてフロン類が充填されている業務用冷凍冷蔵庫について適正な点検整備記録簿の作成及び記録を行うべきもの										◎	51
75	下水道局	6定例	時間計の在庫管理を効率的かつ経済的に行うべきもの									○◎		68
77	デジタルサービス局	5決算	物品が過大登載となっているもの			○							◎	69
78	デジタルサービス局	5決算	物品が登載漏れとなっているもの			○							◎	69

番号	対象局（団体）	監査 種別	事 項	措置区分								頁
				1				2				
				ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ	
79	デジタルサービス局	5決算	債権が計上漏れとなっているもの			○				◎		69
80	都市整備局	5決算	債権が過大計上となっているもの			◎					○	70
87	福祉局	5決算	物品が過大登載となっているもの			◎				○	○	76
88	福祉局	5決算	物品が登載漏れとなっているもの			◎					○	76
89	福祉局	5決算	債権が過大計上となっているもの			◎				○	○	77
91	保健医療局	5決算	物品が登載漏れとなっているもの			◎					○	79
92	保健医療局	5決算	債権が計上漏れとなっているもの			◎					○	80
96	産業労働局	5決算	出資による権利が過大登載となっているもの			◎					○	81
97	産業労働局	5決算	物品が過大登載となっているもの			◎					○	81
98	産業労働局	5決算	物品が登載漏れとなっているもの			◎				○	○	82
99	建設局	5決算	土地が登載漏れとなっているもの			◎				○	○	82
100	建設局	5決算	物品が過大登載となっているもの		◎						○	83
101	港湾局	5決算	土地が過大登載となっているもの			◎				○	○	83
【物品管理】												
29	生活文化スポーツ局（有明テニス・マネージメントチーム、公益財団法人東京都スポーツ文化事業団グループ）	5行政	外国人等の情報アクセシビリティを進めるため、多言語放送システムを積極的に活用すべきもの								◎	33
【システム】												
6	教育庁	5定例	（情報セキュリティ対策について）サイバーセキュリティ実施手順を適切に策定及び見直すべきもの				◎				○	21
【その他】												
1	港湾局	4定例	消防設備定期点検結果への対応を速やかに行うべきもの		◎						○	17
7	教育庁	5定例	学校徴収金について前年度決算を十分に踏まえて教材費等の徴収金額を決定すべきもの				○			◎	○	22
8	教育庁	5定例	給付型奨学金について交付対象生徒の保護者の私費に係る教育費負担が速やかに軽減されるよう給付型奨学金に係る事務処理を改めるべきもの				◎				○	23
31	産業労働局（公益財団法人東京都中小企業振興公社）	5行政	※浜松町館及び台東館の利用案内等におけるフロアガイドの情報掲載について				◎			○	○	35
32	産業労働局（公益財団法人東京都中小企業振興公社、多摩産業交流センター指定管理共同企業体）	5行政	※小口利用料金収納のキャッシュレス化について				◎			○		35
38	都市整備局	6定例	（建築物の耐震化促進に係る普及啓発事業について）耐震ポータルサイトの情報更新を適時適切に行うべきもの				◎			○	○	39
39	都市整備局	6定例	（建築物の耐震化促進に係る普及啓発事業について）緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修等支援融資制度に係る情報発信を適切に行うべきもの				◎			○		40
63	建設局	6定例	労働安全衛生規則に基づくフォークリフトの定期自主検査について確実な実施が確認できるよう適正に記録を保存すべきもの								◎	57
76	教育庁	6定例	※（災害用備蓄品について）備蓄品について			○			◎			68

〔令和４年定例監査〕

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要				
	措置区分							
1	港湾局	消防設備定期点検結果への対応を速やかに行うべきもの	東京港建設事務所は、所管する港湾局港南庁舎及び職員住宅について、消防法の規定に基づく消防設備の定期点検を、委託契約により実施している。 本契約における点検票の内容を見たところ、複数の設備に関して、点検結果が「不良」と判定されていた。そこで「不良」と判定された箇所の改善状況を確認したところ、監査日現在、未改善となっていることが認められた。さらに、未改善となっている箇所の中には、過去に実施した点検で、既に「不良」として報告されているものが含まれていた。 このように「不良」と判定された箇所への対応が行われていない理由について、所は、港湾局港南庁舎及び職員住宅がしゅん工から26年が経過し、設備を中心とした不具合の発生頻度が増加しており、材料の品薄等の影響もあいまって、対応が追いついていないためとしている。しかし、こうした非常に多数の設備不良が長期にわたり継続している状態は、一たび、火災等が発生した際、避難や消火活動等に支障を来すことで被害が拡大し、重大な事故につながるおそれがあり適切でない。 所は、消防設備定期点検結果への対応を速やかに行われたい。	所は、本契約における点検結果で「不良」と判定された不活性ガス消火設備、誘導灯設備、排煙設備その他消防設備について、令和6年10月までに改善した。【1－イ】 指摘の発生原因は、人事異動に伴う営繕業務に関する引継不足によるものである。 そのため、庶務課は、令和4年8月26日に、課内で打合せの場を設け、改善する箇所があった場合、優先度・緊急性を踏まえ、必要な場合は緊急工事の起工契約手法を講じるなど、速やかに解消を図っていくことを課内で共有した。 局は、令和6年8月21日実施の監査結果説明会において、各部・所の経理担当者に対し、当該指摘事例等について改めて周知した。【2－エ】				
					1		2	
					ア	イ	ウ	エ
		◎						○

〔令和５年定例監査〕

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
2	福祉局	※（介護の仕事未経験者就業促進事業に係る企画運営業務委託について）事業目標の達成に向けた委託業務内容の見直しについて	高齢社会対策部は、介護業界への就業を促進するため、介護事業所へのインターンシップからマッチング、就業、定着に至るまでを一貫して支援する「介護の仕事就業促進事業」を実施し、インターンシップ参加者及び介護事業所への就業者数の目標値を設定し、企画運営業務委託を契約している。 本契約の報告書類等について見たところ、インターンシップ参加者数及び就業者数の実績値は、目標値を大きく下回っていた。部によれば、事業開始初年度であることや新型コロナウイルスの感染拡大という外的要因により、事業の実施自体が困難となる中、事業の周知活動を強化するなどの対応を行ったものの、目標値には届かなかったとしている。 しかしながら、本契約は、目標値の多寡により業務の規模も変わることから、結果として目標を大きく下回ったことは、本契約が、契約金額に見合った効果を挙げているとはいえない。 部は、経済性を踏まえつつ、より効果を高める事業の在り方を検討し、委託業務内容を見直すことが望まれる。	高齢者施策推進部は、令和５年度契約（総合評価方式）では、令和４年度の実績が低調に推移していたことを踏まえ、規模達成に向けた事業参加への周知策について技術点の配点を上げて審査を行った。令和５年度予算額は令和４年度の入札金額見合いで精査し減となっており、落札金額についても令和４年度比で減となっている。 また、令和５年度は令和４年度実績の分析について受託者と共有の上、４月からインターンシップを開始し、参加者数については令和６年３月末現在時点で目標１，０００人に対し９１４人（９１％）である。【１－エ】 総務部は、令和５年９月２５日付通知文により、局内各部所宛てに、意見・要望事項の内容と併せ、事業実施に際して経済性・有効性・効率性の観点から検討を行うよう周知した。【２－ウ】
3	産業労働局	分割概算払による資金交付を適正に行うべきもの	商工部及び金融部は、公益財団法人東京都中小企業振興公社と委託契約を締結し、委託費用について、分割概算払により資金交付している。概算払に関する事務処理について問題点が見られた。 - 両部で締結している委託契約について、多額の繰越金があるにもかかわらず、過大な交付により、精算額が多額となっている。交付金額の残額、請求時期や支払時期等を考慮し適時適切な資金交付を行う必要がある。 - 商工部は、経営革新計画点検業務を委託により実施している。本契約の業務内容は、仕様書において、①計画実現のための指導助言、②計画書の申請の受付、③審査会資料の作成等とし、四半期終了後１０日以内に、実施業務について報告することとしているにもかかわらず、各四半期終了後１０日以内に報告されていない。 両部は、分割概算払の資金交付に関する事務処理を適正に行われたい。	指摘の発生原因は、繰越金の確認など執行状況の把握及び部の経理担当者や管理職への報告など組織内の情報共有が不十分であったことである。 商工部は、令和５年度の委託契約において、執行を繰り越した事項とその執行見込時期を明確に記載するよう状況報告書を見直し、適時適切な資金交付を行った。 金融部は、令和５年度の委託契約において、執行状況や交付金の必要額・繰越額等の状況を把握するため、公社へのヒアリングにより確認するとともに、複数チェックする体制を確保したことにより、適時適切な資金交付を行った。 商工部は、令和５年度の経営革新計画点検業務委託契約において、各四半期終了後１０日以内に、公社から実施業務についての実績報告書の提出を受け、業務執行状況を確認した。【２－ウ】

4	港湾局	(港湾事業会計における会計伝票発行・取消しに係る財務規則の遵守について)規則に基づき適正な方法で会計伝票の取消しを行うべきもの	東京都臨海地域開発事業財務規則には、業務に係る取引について、その取引の発生の都度証拠となるべき書類に基づいて事業の年度及び会計伝票の種類別に、一連番号を付けて伝票を発行しなければならないと定められている。また、「過誤その他の理由により、会計伝票を取り消し、又は訂正しようとする場合は、理由を付けて取消し又は訂正の振替伝票を発行しなければならない。」と定められている。 港湾局準公経理会計システムには、伝票の処理区分として、 ① 会計伝票の取消日を会計システムに登録する「取消」区分 ② 会計システムから履歴を残さずに、伝票番号をはじめとする会計伝票の内容を消去する「削除」区分が存在しており、局は、会計伝票(伝票番号259・260)の取消しを上記②により行っている。 しかしながら、規則に定めるとおり、いったん発行された会計伝票を取り消し、又は訂正しようとする場合は、理由を付けて取消し又は訂正の振替伝票を発行しなければならない。会計システムにも上記①「取消」区分による取消方法が実装されているにもかかわらず、いったん発行された会計伝票を上記②「削除」区分を用いて会計伝票を取り消すと、その履歴が残らず、訂正の振替伝票が発行されないことになり、規則に反し適正でない。 総務部は、規則に基づき適正な方法で会計伝票の取消しを行われたい。							
			1				2			
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
						◎				○

指摘の発生原因は、規則に定めのない削除処理が会計システム上可能となっていたこと、また、会計システム上取消操作が不具合を起こしていたため、削除機能で対応していたことによるものである。

そのため、部は、令和6年3月、会計伝票を取り消したときに自動的に取消しの振替伝票を発行する機能を実装する改修を行い、同年7月、会計伝票の削除機能の停止の改修を行った。

【1-エ】

また、令和6年3月25日付通知文で、会計伝票の誤登録については、削除機能を使用せず、規則に基づいた取消し又は修正で対応するよう、局内に周知した。【2-エ】

5

教育庁

通信環境について通信帯域等に係る検討を適切に行った上整備すべきもの

庁は、「TOKYOスマート・スクール・プロジェクト」の実現のため、都立高校において、令和4年度から段階的に1人一台端末を導入し、教育現場のデジタル化を進めている。そこで教職員研修センターは、教員が端末を効果的に活用した授業を行えるよう、全ての研修に端末を取り入れた新たな研修を実施することとした。そのため、インターネット環境の最大通信速度として1 Gbpsを最大限に努力して実現する契約条件であった通信帯域を、1 Gbps帯域保証型にする契約とし、通信環境の増強及び安定化を図った。また、教育内容の指導を行う指導部及びプロジェクトを統括する総務部は、この課題に連携して取り組んでいる。

この契約について見たところ、研修内容や定員等将来の見込みに基づいた通信帯域を算定するべきところ、研修センターが保有する端末台数を根拠に算定したことから、通信帯域が不足することが認められた。また、通信環境の増強後に、アクセスポイント等の経年劣化により、研修中に通信が途切れる事態が発生していた。

通信環境の増強を行う際に、将来の見込みに基づいた通信帯域やアクセスポイント等の状況を把握し、併せて対策を行うべきところ、これを行っておらず適切でない。

研修センターは、研修を確実に実施できるよう、通信環境について、将来見込みに基づいた通信帯域やボトルネックとなりうる箇所等に係る検討を適切に行った上、整備されたい。

研修センターが、総務部が行っていた都立学校のICT環境整備の動向を十分に把握できていなかったことが原因である。

そのため、総務部、指導部及び研修センターは、令和5年7月24日に打合せを行い、今後、通信環境整備等の契約を行う際は、研修センターの定員数や研修内容及びボトルネックになりうる部分を確認、検証し、連携して対策を行っていくことを確認した。

【2－ウ】

また、研修センターは、総務部及び指導部と連携し、令和5年度は研修繁忙期における通信回線速度の計測を実施した上で、将来見込みに基づいた通信帯域や、ボトルネックとなりうる箇所等に係る検証を行った。その上で研修センターは、新年度からの研修を確実に実施するため、通信環境の安定化を図ることとし、通信帯域を2 Gbps帯域確保型とする内容により、令和6年8月5日付けで令和7年3月から3年間の契約を締結した。なお、この新たな通信環境とするには、配線ルートやルータ等の追加、変更、確認等が必要であり、今後、受注者が契約開始までに準備を進める。【2－イ】

1				2			
ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
					◎	○	

6	教育庁	(情報セキュリティ対策について)サイバーセキュリティ実施手順を適切に策定及び見直すべきもの	各学校は、各学校が独自に調達し整備する情報ネットワーク及び端末等のシステムについて、サイバーセキュリティ管理者（校長）の責任において情報セキュリティの確保を行う必要があり、「サイバーセキュリティ実施手順（情報システム管理者用）及び同（情報システム利用者用）」を定め、遵守する必要がある。 このため、総務部は、庁及び各学校の情報セキュリティ対策を統括する立場から、各学校の情報セキュリティ対策を指導し、都立学校教育部は、各学校へ配備するシステム運用に伴うセキュリティ対策の指導を行っている。 しかし、実施手順の策定や更改等が適切に行われていない学校が複数校見受けられ、取扱いが形骸化している状況が認められた。 また、両部は、各学校が実施手順を作成するに当たり、両部間の調整が不十分なことから、それぞれに各学校を指導している状況が認められた。各学校は、実施手順を適切に策定及び見直されたい。 総務部は、庁及び各学校の情報セキュリティ対策を統括する立場から、各学校が実施手順を作成するに当たり、都立学校教育部と調整を十分に図った上で、各学校の実態に即した適切な指示を行い、各学校のセキュリティ対策を指導されたい。							
			1				2			
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
						◎				○

各学校が実施手順を作成するに当たり、総務部及び都立学校教育部の学校に対する指導が、学校の実態に即した内容になっていなかったことが原因である。

そのため、総務部は、都立学校教育部と調整の上、学校の実態に即した「教育庁サイバーセキュリティ実施手順モデル（都立学校用）」を新たに作成し、令和6年8月30日付通知文により全都立学校に周知徹底した。各学校においては、総務部が作成した上記「教育庁サイバーセキュリティ実施手順モデル（都立学校用）」に基づき、実施手順を令和6年9月に改訂した。

【1-エ】

また、総務部は、再発防止の取組として、セキュリティ研修（ICTリーダー向け）を令和5年9月15日から同年10月16日に実施し、実施手順を適切に定め遵守することについて周知を行ったほか、令和6年1月11日付通知文により、各学校による情報セキュリティ強化月間における自己点検を実施した。【2-エ】

7

教育庁

学校徴収金について前年度決算を十分に踏まえて教材費等の徴収金額を決定すべきもの

1				2			
ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
			○			◎	○

都立学校において生徒または生徒の保護者が負担している経費は、大きく公費と私費に分けられる。

私費のうち、校外学習・修学旅行等の費用、副教材等の費用等、生徒個人に帰属するものについては、積立金・教材費として学校長が徴収し、生徒個人別に管理し、卒業時には残金を清算し、生徒等に返還する。

都立学校教育部が定めている「学校徴収金等事務手引」によると、徴収金額は、過去の徴収・執行実績を基本とし、教育課程や実施行事の変更等を反映させる。繰越金（修学旅行等のための計画的なものを除く。）や卒業時の返還金が予算の2から3割を超えるような額とならないよう、過去の決算を参考に十分な金額の精査を行うとしている。

しかしながら、永福学園、青鳥特別支援学校、忍岡高等学校、大田桜台高等学校及び飛鳥高等学校においては、過去の徴収・執行実績に基づき翌年度の徴収金額の精査を行っていないことなどにより、修学旅行にかかる費用を除き、少なくとも徴収額の5割近い金額を繰り越し又は返還しており、適正でない。

各学校は、前年度決算を十分に踏まえ、教材費等の徴収金額を決定されたい。

部は、手引に基づき徴収金額を検討するよう各学校を指導されたい。

指摘の発生原因は、学校が積立金の前年度決算額等を参考にした執行予定額の精査を行うこと、多額の繰越額が生じていることを確認することをせずに、毎年同程度の金額を徴収していたためである。

そのため、都立学校教育部においては、令和6年1月22日付通知文において、適正な事務手続を徹底するよう注意喚起し、また、「学校徴収金等事務手引」を改訂し、同年3月28日付通知文において、改訂を周知するとともに、繰越金や卒業時の返還金が予算の2から3割を超えるような額とならないよう、毎年度の積立金の徴収金額を決定するよう指導を行った。

【2ーウ、2ーエ】

また、永福学園、青鳥特別支援学校、忍岡高等学校、大田桜台高等学校及び飛鳥高等学校については、令和6年1月22日付通知文及び「学校徴収金等事務手引」を受け、令和6年度分について、積立金徴収金額決定の際には、繰越金や卒業時の返還金が予算の2から3割を超える額とならないように精査した上で決定した。【1ーエ】

8	教育庁	給付型奨学金について交付対象生徒の保護者の私費に係る教育費負担が速やかに軽減されるよう給付型奨学金に係る事務処理を改めるべきもの	都立学校教育部は、給付型奨学金の交付に関する要綱に基づき、生活保護を受けている世帯等に属する国公立高等学校の生徒に対し、申請に基づき、進路実現に必要な教育活動に係る経費等を補助している。 教育活動に係る経費は、毎年度保護者等から学校長が徴収して管理している学校徴収金（積立金・教材費会計）から支払われるが、給付型奨学金の交付対象者が補助対象となる教育活動に参加した場合には、その経費が給付型奨学金で充当され、積立金・教材費会計には補助された充当金額分が残ることとなる。 ところで、忍岡、大田桜台、飛鳥各高等学校は、給付型奨学金の交付対象者について、保護者等からの徴収金額を減額しておらず、また、給付型奨学金の補助金額が確定する年度末においても保護者等に補助相当額の学校徴収金を返還していないため、卒業時に残金が保護者等に返還される時に初めて給付型奨学金により保護者等の学校徴収金負担額が軽減される効果が発揮される状況となっている。これは、給付型奨学金の交付目的に沿っていないものと認められ、適切でない。 各学校は、給付型奨学金の交付目的に沿って、保護者等の私費に係る教育費負担が速やかに軽減されるよう給付型奨学金に係る事務処理を改められたい。 部は、全ての学校において対象生徒の保護者等の私費に係る教育費負担が速やかに軽減されるよう、給付型奨学金に係る事務処理手順を定めた上で、学校を指導されたい。							
			1				2			
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
						◎				○

指摘の発生原因は、学校が生徒一人一人の積立金の執行状況を十分に確認せずに、全員同額を徴収していたためである。

そのため、都立学校教育部は、令和5年10月13日に全校を対象とした「令和5年度都立高等学校等事務連絡会」において注意喚起を行い、また、令和6年1月22日付通知文において、給付型奨学金の交付対象者に対する学校徴収金の徴収等に関して、周知徹底を図った。【2－エ】

さらに、「東京都立学校等給付型奨学金事務処理マニュアル」及び「学校徴収金事務手引」を改訂し、令和6年3月28日付通知文において改訂を周知するとともに、給付型奨学金の交付対象者については、積立金を減額徴収するよう指導を行った。【1－エ】

各学校においても、給付型奨学金の交付対象者について、令和5年度の積立金の執行状況を確認した上で、令和6年5月までに学校徴収金の徴収計画の金額を減額するなど、給付型奨学金の交付目的に沿って、保護者等の私費に係る教育費負担が軽減されるよう、給付型奨学金に係る事務処理を改めた。【1－エ】

〔令和５年財政援助団体等監査〕

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要		
	措置区分					
9	生活文化スポーツ局 (公益財団法人東京都歴史文化財団)	(助成金の交付について) 助成対象となる要件を確認した上で交付決定を行うべきもの	財団は、都内における様々な芸術活動を支援するため、都からの出せん金等を原資として、助成金交付要綱を定め、日本国内に所在する芸術団体等に対し、助成金等を交付する事業を行っている。 財団は、各要綱により、助成対象事業者のうち個人については、「都内に居住していること」を要件として定めている。 しかしながら、財団は、交付決定後に個人の住所を確認しており、要件を確認しないまま、助成対象者を決定していることとなり、適正でない。 財団は、助成対象となる要件を確認した上で交付決定を行われない。	財団は、「オンライン助成申請システム」において、より安全な情報セキュリティ環境を整備し、都内在住を証する書類をオンライン上で提出・申請できる方策を講じ、令和6年6月27日以降の公募から申請時に居住地を確認している。【2ーウ】		
					1	2
					アイウエ	アイウエ
10	生活文化スポーツ局 (公益財団法人東京都歴史文化財団)	システム管理に必要な資料を備えるべきもの	情報システムやホームページを運用するためには、情報システムを構成するデータベース、ホームページに用いられているプログラムなど、それぞれの構築内容について現状を把握しておかなければ、保守管理委託や改修委託を行う際に、保守内容や改修箇所を仕様書により指示することができない。 このため、データベースについては、フルスクラッチ（既存のシステム等を利用せず、新たにシステム開発を行うこと）のデータベースの場合には要件定義書、論理設計書、画面設計書、帳票設計書等を、またパッケージソフトウェアをカスタマイズしている場合にはカスタマイズ内容を、それぞれシステム管理に必要な資料として、常時、最新の状態で保管しているべきで、ホームページの作成及び管理に当たっても、同様に、機能要件定義書を保管しているべきである。 しかしながら、財団は、システム管理に必要な資料を備えておらず、適正でない。 財団は、システム管理に必要な資料を、常時、最新の状態で備えられたい。	財団は、令和6年3月までに、現代美術館等の収蔵品管理に係るシステムについてシステムの設計書等、各館等のホームページについては、機能要件定義書等、管理に必要な資料の提出を受けた。【1ーエ】 財団は、令和5年12月19日に全館の管理職で構成する財団連絡会議において、システム管理に必要な資料の提出について周知・徹底するとともに、同月21日には、全館の管理係長・経理係長に対しても同内容を周知・徹底した。 加えて、令和6年2月9日開催の経理担当者会議においても、システム管理に必要な資料の提出について改めて周知・徹底した。【2ーエ】		
					1	2
					アイウエ	アイウエ

11	福祉局（社会福祉法人昭島愛育会）	補助金を返還すべきもの（東京都保育サービス推進事業補助金）（ア）	局は、社会福祉法人等に対して、東京都保育サービス推進事業補助金を交付している。 社会福祉法人昭島愛育会が設置する昭栄保育園には、特別保育事業等推進加算のうち障害児保育事業（その他・知的）において、対象外の児童を加算対象としていたことなどにより、令和3年度分で55万8,000円が過大に交付されている。 法人は、実績報告を適切に行うとともに、過大に交付された補助金を返還されたい。 局は、補助金交付額の確定に当たり実績報告に対する審査を適切に行うとともに、法人に対して補助金の返還を求められたい。								① 過大に交付した補助金55万8,000円について、令和6年3月22日付けで法人から返還を受けた。【1-ア】 ② 過去の補助金返還事例を事例集としてまとめ、令和5年10月18日に各施設に配布し、申請誤りを防ぐ取組を実施した。 ③ 新規開設園への調査実施はもとより、既設園への調査については前回調査からの期間短縮を行うなど、現地調査の方針を強化した。 ④ 過誤申請が多い事例などを参考に、補助制度に係る説明資料や様式を改善し、令和6年2月2日に各施設に配布した。【2-ウ】							
			1				2											
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ								
			◎							○								
12	福祉局（社会福祉法人あしたばの会）	補助金を返還すべきもの（東京都保育サービス推進事業補助金）（イ）	局は、社会福祉法人等に対して、東京都保育サービス推進事業補助金を交付している。 社会福祉法人あしたばの会が設置するたんぼ保育園で、特別保育事業等推進加算のうち零歳児保育対策実施かつ産休明け保育実施について、誤った人数を実績として報告したことなどにより、実績額に誤りが認められた。 このため、令和3年度分で38万4,000円が過大に交付されている。 法人は、実績報告を適切に行うとともに、過大に交付された補助金を返還されたい。 局は、補助金交付額の確定に当たり実績報告に対する審査を適切に行うとともに、法人に対して補助金の返還を求められたい。								① 過大に交付した補助金38万4,000円について、令和6年3月19日付けで法人から返還を受けた。【1-ア】 ② 過去の補助金返還事例を事例集としてまとめ、令和5年10月18日に各施設に配布し、申請誤りを防ぐ取組を実施した。 ③ 新規開設園への調査実施はもとより、既設園への調査については前回調査からの期間短縮を行うなど、現地調査の方針を強化した。 ④ 過誤申請が多い事例などを参考に、補助制度に係る説明資料や様式を改善し、令和6年2月2日に各施設に配布した。【2-ウ】							
			1				2											
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ								
			◎							○								
13	福祉局（社会福祉法人カナの会）	補助金を返還すべきもの（東京都保育サービス推進事業補助金）（ウ）	局は、社会福祉法人等に対して、東京都保育サービス推進事業補助金を交付している。 社会福祉法人カナの会が設置するチャイルドスクエアそしがやで、特別保育事業等推進加算のうちアレルギー児対応において、誤った人数を実績として報告したことにより、実績額に誤りが認められた。 このため、令和3年度分で8万8,000円が過大に交付されている。 法人は、実績報告を適切に行うとともに、過大に交付された補助金を返還されたい。 局は、補助金交付額の確定に当たり実績報告に対する審査を適切に行うとともに、法人に対して補助金の返還を求められたい。								① 過大に交付した補助金8万8,000円について、令和6年3月26日付けで法人から返還を受けた。【1-ア】 ② 過去の補助金返還事例を事例集としてまとめ、令和5年10月18日に各施設に配布し、申請誤りを防ぐ取組を実施した。 ③ 新規開設園への調査実施はもとより、既設園への調査については前回調査からの期間短縮を行うなど、現地調査の方針を強化した。 ④ 過誤申請が多い事例などを参考に、補助制度に係る説明資料や様式を改善し、令和6年2月2日に各施設に配布した。【2-ウ】							
			1				2											
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ								
			◎							○								

14	福祉局（社会福祉法人杉の子会）	補助金を返還すべきもの（東京都保育サービス推進事業補助金）（エ）	局は、社会福祉法人等に対して、東京都保育サービス推進事業補助金を交付している。 社会福祉法人杉の子会が設置するエイビイシイ保育園で、特別保育事業等推進加算のうちアレルギー児対応において、個別の除去対応をしていない児童を加算対象としていたことなどにより、実績額に誤りが認められた。 このため、令和3年度分で43万2,000円が過大に交付されている。 法人は、実績報告を適切に行うとともに、過大に交付された補助金を返還されたい。 局は、補助金交付額の確定に当たり実績報告に対する審査を適切に行うとともに、法人に対して補助金の返還を求められたい。								① 過大に交付した補助金43万2,000円について、令和6年3月28日付けで法人から返還を受けた。【1ーア】 ② 過去の補助金返還事例を事例集としてまとめ、令和5年10月18日に各施設に配布し、申請誤りを防ぐ取組を実施した。 ③ 新規開設園への調査実施はもとより、既設園への調査については前回調査からの期間短縮を行うなど、現地調査の方針を強化した。 ④ 過誤申請が多い事例などを参考に、補助制度に係る説明資料や様式を改善し、令和6年2月2日に各施設に配布した。【2ーウ】
			1				2				
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ	
			◎						○		
15	福祉局（社会福祉法人正光会）	補助金を返還すべきもの（東京都保育サービス推進事業補助金）（オ）	局は、社会福祉法人等に対して、東京都保育サービス推進事業補助金を交付している。 社会福祉法人正光会が設置する古里保育園で、特別保育事業等推進加算のうち障害児保育事業（その他・知的）において、対象外の児童を加算対象としていたことにより、実績額に誤りが認められた。 このため、令和3年度分で228万円が過大に交付されている。 法人は、実績報告を適切に行うとともに、過大に交付された補助金を返還されたい。 局は、補助金交付額の確定に当たり実績報告に対する審査を適切に行うとともに、法人に対して補助金の返還を求められたい。								① 過大に交付した補助金228万円について、令和6年3月19日付けで法人から返還を受けた。【1ーア】 ② 過去の補助金返還事例を事例集としてまとめ、令和5年10月18日に各施設に配布し、申請誤りを防ぐ取組を実施した。 ③ 新規開設園への調査実施はもとより、既設園への調査については前回調査からの期間短縮を行うなど、現地調査の方針を強化した。 ④ 過誤申請が多い事例などを参考に、補助制度に係る説明資料や様式を改善し、令和6年2月2日に各施設に配布した。【2ーウ】
			1				2				
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ	
			◎						○		
16	福祉局（社会福祉法人立野みどり福祉会）	補助金を返還すべきもの（東京都保育サービス推進事業補助金）（カ）	局は、社会福祉法人等に対して、東京都保育サービス推進事業補助金を交付している。 社会福祉法人立野みどり福祉会が設置する谷里保育園で、特別保育事業等推進加算のうち障害児保育事業（その他・知的）及び育児困難家庭への支援事業において、対象外の児童を加算対象としていたことなどにより、実績額に誤りが認められた。 このため、令和3年度分で117万6,000円が過大に交付されている。 法人は、実績報告を適切に行うとともに、過大に交付された補助金を返還されたい。 局は、補助金交付額の確定に当たり実績報告に対する審査を適切に行うとともに、法人に対して補助金の返還を求められたい。								① 過大に交付した補助金117万6,000円について、令和6年3月22日付けで法人から返還を受けた。【1ーア】 ② 過去の補助金返還事例を事例集としてまとめ、令和5年10月18日に各施設に配布し、申請誤りを防ぐ取組を実施した。 ③ 新規開設園への調査実施はもとより、既設園への調査については前回調査からの期間短縮を行うなど、現地調査の方針を強化した。 ④ 過誤申請が多い事例などを参考に、補助制度に係る説明資料や様式を改善し、令和6年2月2日に各施設に配布した。【2ーウ】
			1				2				
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ	
			◎						○		

17	福祉局（社会福祉法人多摩福祉会）	補助金を返還すべきもの（東京都保育サービス推進事業補助金）（キ）	局は、社会福祉法人等に対して、東京都保育サービス推進事業補助金を交付している。 社会福祉法人多摩福祉会が設置する砦保育園で、特別保育事業等推進加算のうち延長保育事業（2時間・3時間延長）において、対象外の児童を加算対象としていたことにより、実績額に誤りが認められた。 このため、令和3年度分で99万7,000円が過大に交付されている。 法人は、実績報告を適切に行うとともに、過大に交付された補助金を返還されたい。 局は、補助金交付額の確定に当たり実績報告に対する審査を適切に行うとともに、法人に対して補助金の返還を求められたい。	
18	福祉局（社会福祉法人千葉学園）	補助金を返還すべきもの（東京都保育サービス推進事業補助金）（ク）	局は、社会福祉法人等に対して、東京都保育サービス推進事業補助金を交付している。 社会福祉法人千葉学園が設置するほほえみ保育園で、特別保育事業等推進加算のうち育児困難家庭への支援において、誤った人数を実績として報告したことなどにより、実績額に誤りが認められた。 このため、令和3年度分で84万6,000円が過大に交付されている。 法人は、実績報告を適切に行うとともに、過大に交付された補助金を返還されたい。 局は、補助金交付額の確定に当たり実績報告に対する審査を適切に行うとともに、法人に対して補助金の返還を求められたい。	
19	福祉局（社会福祉法人東京母子愛育会）	補助金を返還すべきもの（東京都保育サービス推進事業補助金）（ケ）	局は、社会福祉法人等に対して、東京都保育サービス推進事業補助金を交付している。 社会福祉法人東京母子愛育会が設置する東京母子愛育会保育園で、特別保育事業等推進加算のうちアレルギー児対応において、個別の除去対応をしていない児童を加算対象としていたことや、外国人児童受入れにおいて、配慮を行っていることが分かる書類がなく補助要件を満たさないことにより、実績額に誤りが認められた。 このため、令和3年度分で68万2,000円が過大に交付されている。 法人は、実績報告を適切に行うとともに、過大に交付された補助金を返還されたい。 局は、補助金交付額の確定に当たり実績報告に対する審査を適切に行うとともに、法人に対して補助金の返還を求められたい。	

20	福祉局（社会福祉法人ナオミの会）	補助金を返還すべきもの（東京都保育サービス推進事業補助金）（コ）	局は、社会福祉法人等に対して、東京都保育サービス推進事業補助金を交付している。 社会福祉法人ナオミの会が設置する空の鳥保育園で、特別保育事業等推進加算のうち延長保育事業（零歳児の延長保育）及び延長保育事業（2時間・3時間延長）において、対象外の児童を加算対象としていたことにより、実績額に誤りが認められた。 このため、令和3年度分で2万8,000円が過大に交付されている。 法人は、実績報告を適切に行うとともに、過大に交付された補助金を返還されたい。 局は、補助金交付額の確定に当たり実績報告に対する審査を適切に行うとともに、法人に対して補助金の返還を求められたい。								① 過大に交付した補助金2万8,000円について、令和6年3月19日付けで法人から返還を受けた。【1ーア】 ② 過去の補助金返還事例を事例集としてまとめ、令和5年10月18日に各施設に配布し、申請誤りを防ぐ取組を実施した。 ③ 新規開設園への調査実施はもとより、既設園への調査については前回調査からの期間短縮を行うなど、現地調査の方針を強化した。 ④ 過誤申請が多い事例などを参考に、補助制度に係る説明資料や様式を改善し、令和6年2月2日に各施設に配布した。【2ーウ】
			1				2				
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ	
			◎						○		
21	福祉局（社会福祉法人なぜの木会）	補助金を返還すべきもの（東京都保育サービス推進事業補助金）（サ）	局は、社会福祉法人等に対して、東京都保育サービス推進事業補助金を交付している。 社会福祉法人なぜの木会が設置する千鳥さくら保育園で、保育所地域子育て支援推進加算のうち出産を迎える親の体験学習において、零歳児保育を実施しておらず補助要件を満たさないことにより、実績額に誤りが認められた。 このため、令和3年度分で57万円が過大に交付されている。 法人は、実績報告を適切に行うとともに、過大に交付された補助金を返還されたい。 局は、補助金交付額の確定に当たり実績報告に対する審査を適切に行うとともに、法人に対して補助金の返還を求められたい。								① 過大に交付した補助金57万円について、令和6年3月19日付けで法人から返還を受けた。【1ーア】 ② 過去の補助金返還事例を事例集としてまとめ、令和5年10月18日に各施設に配布し、申請誤りを防ぐ取組を実施した。 ③ 新規開設園への調査実施はもとより、既設園への調査については前回調査からの期間短縮を行うなど、現地調査の方針を強化した。 ④ 過誤申請が多い事例などを参考に、補助制度に係る説明資料や様式を改善し、令和6年2月2日に各施設に配布した。【2ーウ】
			1				2				
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ	
			◎						○		
22	福祉局（社会福祉法人飛翔会）	補助金を返還すべきもの（東京都保育サービス推進事業補助金）（シ）	局は、社会福祉法人等に対して、東京都保育サービス推進事業補助金を交付している。 社会福祉法人飛翔会が設置するこばと保育園で、特別保育事業等推進加算のうち延長保育事業（零歳児の延長保育）で対象外の児童を加算対象としていたことなどにより、実績額に誤りが認められた。 このため、令和3年度分で5万7,000円が過大に交付されている。 法人は、実績報告を適切に行うとともに、過大に交付された補助金を返還されたい。 局は、補助金交付額の確定に当たり実績報告に対する審査を適切に行うとともに、法人に対して補助金の返還を求められたい。								① 過大に交付した補助金5万7,000円について、令和6年3月19日付けで法人から返還を受けた。【1ーア】 ② 過去の補助金返還事例を事例集としてまとめ、令和5年10月18日に各施設に配布し、申請誤りを防ぐ取組を実施した。 ③ 新規開設園への調査実施はもとより、既設園への調査については前回調査からの期間短縮を行うなど、現地調査の方針を強化した。 ④ 過誤申請が多い事例などを参考に、補助制度に係る説明資料や様式を改善し、令和6年2月2日に各施設に配布した。【2ーウ】
			1				2				
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ	
			◎						○		

23	福祉局（社会福祉法人フィロス）	補助金を返還すべきもの（東京都保育サービス推進事業補助金）（ス）	局は、社会福祉法人等に対して、東京都保育サービス推進事業補助金を交付している。 社会福祉法人フィロスが設置するゆめの樹保育園なりたにで、特別保育事業等推進加算のうち零歳児保育対策実施かつ産休明け保育実施において、対象児童の延べ人数の算定を誤ったことや、アレルギー児対応において、個別の除去対応をしていない児童を加算対象としていたことにより、実績額に誤りが認められた。 このため、令和3年度分で27万8,000円が過大に交付されている。 法人は、実績報告を適切に行うとともに、過大に交付された補助金を返還されたい。 局は、補助金交付額の確定に当たり実績報告に対する審査を適切に行うとともに、法人に対して補助金の返還を求められたい。								① 過大に交付した補助金27万8,000円について、令和6年3月21日付けで法人から返還を受けた。【1ーア】 ② 過去の補助金返還事例を事例集としてまとめ、令和5年10月18日に各施設に配布し、申請誤りを防ぐ取組を実施した。 ③ 新規開設園への調査実施はもとより、既設園への調査については前回調査からの期間短縮を行うなど、現地調査の方針を強化した。 ④ 過誤申請が多い事例などを参考に、補助制度に係る説明資料や様式を改善し、令和6年2月2日に各施設に配布した。【2ーウ】
			1				2				
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ	
			◎						○		

24	福祉局（社会福祉法人双葉の園）	補助金を返還すべきもの（東京都保育サービス推進事業補助金）（セ）	局は、社会福祉法人等に対して、東京都保育サービス推進事業補助金を交付している。 社会福祉法人双葉の園が設置する双葉の園 ひがしやま保育園で、特別保育事業等推進加算のうち延長保育事業（2時間・3時間延長）において、誤った人数を実績として報告したことや、障害児保育事業（その他・知的）において対象外の児童を加算対象としていたことにより、実績額に誤りが認められた。 このため、令和3年度分で135万5,000円が過大に交付されている。 法人は、実績報告を適切に行うとともに、過大に交付された補助金を返還されたい。 局は、補助金交付額の確定に当たり実績報告に対する審査を適切に行うとともに、法人に対して補助金の返還を求められたい。								① 過大に交付した補助金135万5,000円について、令和6年3月21日付けで法人から返還を受けた。【1ーア】 ② 過去の補助金返還事例を事例集としてまとめ、令和5年10月18日に各施設に配布し、申請誤りを防ぐ取組を実施した。 ③ 新規開設園への調査実施はもとより、既設園への調査については前回調査からの期間短縮を行うなど、現地調査の方針を強化した。 ④ 過誤申請が多い事例などを参考に、補助制度に係る説明資料や様式を改善し、令和6年2月2日に各施設に配布した。【2ーウ】
			1				2				
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ	
			◎						○		

25	福祉局（社会福祉法人代々木鳩の会）	補助金を返還すべきもの（東京都保育サービス推進事業補助金）（ソ）	局は、社会福祉法人等に対して、東京都保育サービス推進事業補助金を交付している。 社会福祉法人代々木鳩の会が設置する岡本こもれび保育園、等々力保育園及び鳩の森保育園で、それぞれ特別保育事業等推進加算のうち障害児保育事業（その他・知的）において、施設に備えなければならない書類がなく補助要件を満たさないことなどにより、実績額に誤りが認められた。 このため、令和３年度分で、岡本こもれび保育園では２８１万２，０００円、等々力保育園では１２４万８，０００円、鳩の森保育園では３０万円が過大に交付されている。 法人は、実績報告を適切に行うとともに、過大に交付された補助金を返還されたい。 局は、補助金交付額の確定に当たり実績報告に対する審査を適切に行うとともに、法人に対して補助金の返還を求められたい。								① 過大に交付した補助金４３６万円について、令和６年３月２２日付けで法人から返還を受けた。（岡本こもれび保育園２８１万２，０００円、等々力保育園１２４万８，０００円、鳩の森保育園３０万円）【１－ア】 ② 過去の補助金返還事例を事例集としてまとめ、令和５年１０月１８日に各施設に配布し、申請誤りを防ぐ取組を実施した。 ③ 新規開設園への調査実施はもとより、既設園への調査については前回調査からの期間短縮を行うなど、現地調査の方針を強化した。 ④ 過誤申請が多い事例などを参考に、補助制度に係る説明資料や様式を改善し、令和６年２月２日に各施設に配布した。【２－ウ】
			1				2				
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ	
			◎						○		
26	福祉局（社会福祉法人緑榮会）	補助金を返還すべきもの（東京都保育サービス推進事業補助金）（タ）	局は、社会福祉法人等に対して、東京都保育サービス推進事業補助金を交付している。 社会福祉法人緑榮会が設置する墨田みどり保育園で、特別保育事業等推進加算のうち一時預かり事業・定期利用保育事業（４時間未満）において、対象外の児童を加算対象としていたことなどにより、実績額に誤りが認められた。 このため、令和３年度分で１３４万８，０００円が過大に交付されている。 法人は、実績報告を適切に行うとともに、過大に交付された補助金を返還されたい。 局は、補助金交付額の確定に当たり実績報告に対する審査を適切に行うとともに、法人に対して補助金の返還を求められたい。								① 過大に交付した補助金１３４万８，０００円について、令和６年３月２２日付けで法人から返還を受けた。【１－ア】 ② 過去の補助金返還事例を事例集としてまとめ、令和５年１０月１８日に各施設に配布し、申請誤りを防ぐ取組を実施した。 ③ 新規開設園への調査実施はもとより、既設園への調査については前回調査からの期間短縮を行うなど、現地調査の方針を強化した。 ④ 過誤申請が多い事例などを参考に、補助制度に係る説明資料や様式を改善し、令和６年２月２日に各施設に配布した。【２－ウ】
			1				2				
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ	
			◎						○		

27	産業労働局 (株式会社 東京ビッグ サイト)	負担金により取得した 財産の管理 を適正に行 うべきもの	有明展示場は、東京2020大会の体操競技場会場を展示施設に改修し、令和5年5月に開設された展示場である。会社は、貸付契約により都から建物等を借り受けて運営している。改修工事は、令和5年1月末にしゅん工し、局は協定により、会社が行う改修工事の費用及び令和4年度の維持管理費用を負担している。局は、改修工事及び維持管理において取得した財産について、都所有の財産となとしている。財産は、令和5年度においても、展示場の運営に伴い、引き続き会社が使用している。 都の財産としての受入手続や都の財産を会社へ貸し付ける手続について確認したところ、門、擁壁、フェンス等については、財産登録が行われていないもの、財産登録も会社への貸付手続もなされていないまま会社で使用させているものが認められた。 局は、負担金により取得した財産について、財産管理を適正に行われた							
			1				2			
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
				◎						○

指摘の発生原因は、会社が実施した改修工事及び維持管理において取得した財産について、システム登録や貸付手続などの事務処理を行う際、担当者間での複数チェックが不足していたことによるものである。

局は、財産登録を完了し、令和6年1月16日付け及び同年7月1日付けで貸付変更契約を締結した。

【1ーイ】

局は、再発防止に向けた組織的な取組として、令和6年3月28日付けで各部に通知を発出した。また本通知を受けて、商工部は、同日付けで部内向けの通知を発出し、組織として同様の事例が生じることのないよう再発防止の取組を実施した。部は、これらの通知を受け、担当者間の打合せにおいて、改めて経理事務等の留意点や適正な業務執行について確認し、システム登録や貸付手続の際には複数チェックを行うこととした。【2ーエ】

〔令和５年行政監査〕

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要						
	措置区分									
28	生活文化スポーツ局 (有明テニス・マネージメントチーム、公益財団法人東京都スポーツ文化事業団グループ)	※施設のバリアフリー状況について	有明テニスの森公園テニス施設、東京体育館、東京武道館はそれぞれ大規模改修工事等を行っている。そこで、各施設のバリアフリーの状況を見たところ、監査日現在、以下のとおり施設の管理運用において、局や各指定管理者の対応が十分でない状況が認められた。 ① 有明テニスの森公園テニス施設において、視覚障害者等を入口へ誘導する音声標識ガイドシステムが故障している。 ② 有明テニスの森公園テニス施設において、障害者用駐車場前にポールとバーが設置され、駐車時にバーをはずす必要がある。 ③ 東京武道館において、入口の視覚障害者誘導用ブロック上にマットが設置されている。 ④ 東京武道館、東京体育館において、受付までの視覚障害者誘導用ブロックが床と同系色となっている。福祉のまちづくり条例等の施行前に整備された施設は、今後、バリアフリー化が求められるが、それまでの間も、高齢者等が安心して施設を利用できる環境を整えることが重要である。 局及び各指定管理者は連携し、施設のバリアフリー状況について、管理運用の見直しや軽易な維持補修による対応について検討を行うなど、より一層の取組が望まれる。	指定管理者は、以下の取組を行った。 ① 有明テニスの森公園テニス施設の音声標識ガイドシステムについては、令和6年2月15日に修繕を完了した。 ② 障害者用駐車場前のポール・バーについては、令和5年9月15日に撤去した。 ③ 誘導ブロック上のマットについて、令和5年9月26日に撤去した。 ④ 東京武道館及び東京体育館の弱視者に配慮した誘導用ブロックについては、東京体育館では令和6年7月29日から31日までに、東京武道館では同年8月5日から7日までに、黄色ブロックの貼替えを行った。 【1ーイ】 有明テニスの森公園テニス施設では、指定管理者は、日常の巡回点検で動作や状況を確認するよう令和6年2月2日付通知文により周知を行った。東京武道館では、指定管理者は、点字ブロック上のマットを撤去したことについて令和6年2月1日付通知文により周知するとともに、点字ブロック上にマット等を置かないよう注意喚起を行った。 また、局は、令和6年2月9日開催の指定管理者との連絡会で、各施設のバリアフリーのための機器や設備等の整備状況を議題とし、利用者にとって安全・安心に利用できる状況になっているかについて確認を実施した。 【2ーエ】						
	1	2								
	ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ		
		◎								○

29	生活文化スポーツ局 (有明テニス・マネージメントチーム、公益財団法人東京都スポーツ文化事業団グループ)				外国人等の情報アクセシビリティを進めるため、多言語放送システムを積極的に活用すべきもの				都は、東京2020大会において、施設内アナウンスを多言語で配信する多言語放送システムを競技会場となる施設に整備している。このシステムには、あらかじめ緊急放送等のアナウンスが日本語と英語で収録され、音響通信技術を用いて配信すると、アプリ「おもてなしガイド」をインストールしたスマートフォンで、設定された言語で内容を文字表示するため、外国人や聴覚障害者等も、館内アナウンスから緊急時の避難誘導等の情報を得ることができる。 このため、大会後もシステムを活用し、「共生社会」のレガシーとしていくこととされている。 また、各施設の年度協定に基づき指定管理者が行う管理運営の細目を定めた管理運営基準においても、当該システムについて東京2020大会後も大会レガシーとして積極的に活用することが定められている。 そこで、システムの活用状況について確認したところ、有明テニスの森公園テニス施設及び東京体育館において、監査日現在、避難訓練等で使用された実績はないことが確認された。 各指定管理者は、平常時よりシステムの活用について検討を進め、積極的に活用されたい。	東京体育館では、指定管理者は、令和6年1月10日に自衛消防訓練を実施し、訓練シナリオ等に基づき、多言語放送システムを活用した多言語によるアナウンス放送を行った。 また、有明テニスの森公園テニス施設では、指定管理者は、令和6年2月26日から28日までの習熟研修、同月29日の防災訓練で、多言語放送システムによる多言語のアナウンス訓練を実施した。 東京体育館においては令和6年4月23日に、有明テニスの森公園テニス施設においては、同月8日及び9日に、新規職員等に対し、多言語放送システム運用に係る研修を実施した。 また、平常時における外国人等への情報伝達として、多言語放送システムが利用できること、会場に「おもてなしガイド」のQRコードの掲示ができること等について、指定管理者が施設利用主催者に案内をすることとした。 【2-エ】
	1				2					
	ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ		
										◎

30	住宅政策本部（東京都住宅供給公社）	(都営住宅敷地内の遊具点検について) 修繕未対応遊具の修繕の必要性を早期に判断し、安全確保を図るべきもの	指定管理者は、都営住宅等の敷地内の遊園施設の安全確保を図るため、①点検業者への委託により、「都営住宅団地の遊園施設に係る安全確保について」に基づいて年1回行う「定期点検」、②指定管理者が設置する各窓口センターの巡回管理人が行う月1回の「日常点検」及び③長期的な修繕計画を策定し実施する「計画修繕」の実施に向けて、指定管理者住宅営繕部の職員が行う「公社劣化診断」を実施している。なお、定期点検及び公社劣化診断は、本部が指定管理者に委託しており、日常点検は、指定管理業務として定められている。 そこで、これらの遊具点検について、子供をはじめとした利用者の安全に着目して監査対象施設の状況を確認したところ、次のとおり、適切でない状況が認められた。 指定管理者は、定期点検で不具合が認められた遊具については、緊急修繕が必要な箇所への対応は行っているものの、緊急修繕以外の使用不可判定等のハザードレベル又は劣化判定の高い不具合がある遊具（以下「修繕未対応遊具」という。）への対応が適切に行われていない状況であった。指定管理者の説明によれば、修繕未対応遊具については、公社劣化診断の結果に基づいて対応を検討することである。 公社劣化診断については、本部が定める「都営住宅等の営繕工事実施基準」により、遊園施設の設置後23年（例外あり）が経過した後に公社劣化診断を行い、その結果に基づいて計画修繕を行うこととされている。このことから、多くの修繕未対応遊具は、定期点検で不具合が検出されてから相当期間、修繕の要否の判断が先延ばしされる結果となっていると言える。このことは、都営住宅敷地内の遊具の安全確保が図れているとは言えず、適切でない。 指定管理者は、修繕未対応遊具について、利用者のニーズを踏まえながら、修繕の必要性を早期に判断し、安全確保を図られたい。				公社は、定期点検の結果、使用不可と判断した遊具については、既に使用禁止処置を実施した。 その後、公社は、修繕未対応の各遊具について、修繕するものと撤去するものとに区分し、本部と令和6年2月に協議を行い、協議結果を受けて、本部から同年3月25日に通知された処理方針を基に、土木・造園工事設計マニュアルに盛り込んだ。【1-エ】 指摘の発生原因は、定期点検で不具合が検出された後、公社から本部への協議方法が明確でなかったことと、処理方針が定められていなかったことである。このため、公社と本部とで毎月実施する進行管理会議において、独立した議題として点検結果を報告し、修繕の要否や実施時期を協議する場を設けている。【2-ウ】			
			1				2			
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
						○			◎	

31	産業労働局 （公益財団 法人東京都 中小企業振 興公社）	※浜松町館 及び台東館 の利用案内 等における フロアガイ ドの情報掲 載について	公社は、都立産業貿易センター浜松町館及び台東館のホームページ及びリーフレットにおいて、フロアガイドを掲載している。また、両館内には、フロアガイドを設置している。これらのフロアガイドについて見たところ、次のような事例が認められた。 ① ホームページでは、ピクトグラム又は日本語表記が、現行の東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル及び経済産業省が定めたピクトグラムを反映したものとなっていない。 ② リーフレットについても、ホームページ同様に、施設整備マニュアル及び現行のピクトグラムを反映したものとなっていない。 ③ 浜松町館のAEDの配置場所が表示されていない。 公社は、フロアガイドについて、社会情勢等に対応した分かりやすい情報掲載とすることが望まれる。								公社は、都立産業貿易センター浜松町館及び台東館のホームページ及びリーフレットの修正を行った。 また、浜松町館のAEDの設置場所は、令和5年11月に表示した。 【1－エ】 本件の発生原因は、局及び公社において、現行の東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル及び経済産業省が定めたピクトグラムなどの確認が足りなかったためである。 公社は、公社全職員が出席する会議の中で指摘内容について情報共有を行った。 局は、令和6年6月7日付通知文により、最新の施設整備マニュアル及び現行のピクトグラムなどの確認を求めるとともに、AEDの最新の設置場所を反映したフロアガイドを作成、掲載するよう公社に対して通知した。 【2－エ】 今後とも、局は、公社に最新の施設整備マニュアルなどについて情報提供するとともに、公社においても自ら、これらについて定期的な情報収集を行うこととする。【2－ウ】							
			1				2											
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ								
						◎				○	○							

32	産業労働局 （公益財団 法人東京都 中小企業振 興公社、多 摩産業交流 センター指 定管理共同 企業体）	※小口利用 料金収納の キャッシュ レス化につ いて	浜松町館、台東館及び多摩産業交流センターの各指定管理者は、各施設の指定管理者選定時に提出した事業計画書において、会議室の当日利用などの急な小口料金の収納に対応するための電子マネー、クレジットカードによる支払も都と協議しながら検討するとしているが、局との協議を行っていない。 各指定管理者は、自らが提案した小口利用料金収納のキャッシュレス化について、検討を推進することが望まれる。								各指定管理者は、局と協議の上、当日利用などの急な小口料金の収納に対応するために令和6年4月10日及び同年9月25日にキャッシュレス決済を順次導入した。【1－エ】 本件の発生原因は、各指定管理者において、事業計画書記載事項（キャッシュレス）についての検討が後倒しになっていたためである。 指定管理者は、局との協議を密に図り、計画的な事業計画の実施を行っていく。局においても、指定管理者が提案した事業計画書の実施状況を確認していく。【2－ウ】							
			1				2											
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ								
						◎				○								

33

建設局

※公園におけるハード・ソフト両面からのバリアフリーの取組について

1				2			
ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
	○		◎				○

公園緑地部では、パークマネジメントマスタープランの実施プログラム「誰もが利用しやすい公園づくり」として、バリアフリー、ユニバーサルデザインを推進している。

そこで、高井戸公園について見たところ、次のような事例が認められた。

① 車椅子使用者用駐車施設から園内のバリアフリールートまでの通路については、段差がなく車椅子での利用が可能であるが、バリアフリールートとして設定されておらず、案内板にも表示されていない。

② 園内3か所の車椅子使用者用トイレには、視覚障害者への音声案内装置が設置されており、トイレに近づいてきた人を感知し1分間隔で繰り返しトイレの位置等の案内の音声を出している。南地区の音声案内については、人を感知する距離が他の2か所より広範となっており、利用者の歩行状況等によっては、実際にトイレ前に到達したときには、音声案内が終了しており案内が聞こえない場合があり、戸惑う状況となる。このため、利用状況を注視・確認の上、感知距離の調整等の必要性について、検討を行うことが望ましい。

こうした状況においては、バリアフリー化に当たり、高齢者、障害者を含めた全ての人に配慮するユニバーサルデザインの考え方にに基づき、物理的なバリアのみならず、利用案内等の情報面にバリアが生じないように、ハード・ソフト両面からの配慮した取組が重要である。

局は、ハード・ソフト両面からのバリアフリー化について、より一層の取組が望まれる。

本件は、設計済の案件が規格の改定後に工事着手となったために修正が間に合わなかったこと及び工事完了後の状況が利用者宛てに十分に情報発信されていなかったことにより発生したものである。

東京都公園協会は、令和5年11月7日に来園者に配布する園内マップに正後のバリアフリールートを表示した。【1-エ】

東部公園緑地事務所は、令和6年2月1日にトイレの音声案内装置の感知範囲について、適切な感知範囲となるように是正を行った。令和6年5月に正後のバリアフリールートを表示した園内案内板を設置した。

【1-イ、1-エ】

公園緑地部は、施設整備・改修を行う場合、公園サイン設計の手引や東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルを順守するとともに、施設管理者との調整を通じて、利用者の意見を取り入れた設計を行うべきことを令和6年1月29日及び同年2月1日開催の会議において東西公園緑地事務所に周知した。【2-エ】

〔令和6年定例監査〕

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
34	総務局	廃棄物を分別した上で適正な区分で処理すべきもの	総合防災部は、防災ブック「東京防災」等をリニューアルし、廃棄することとなった旧版等については、紙の冊子を紙くず、音声版のカセットテープ等を廃プラスチック類、保管のための木製パレットを木くずとして、仕様書にそれぞれの想定量を記載し、全てを産業廃棄物として処分を委託している。 しかしながら、官公庁から排出される紙くずは産業廃棄物に該当しないため、本件の紙くずは全て一般廃棄物に当たり、これを産業廃棄物として処理したことは適正でない。 仕様書では、紙の冊子、カセットテープ等、木製パレットを前出のとおり区分して想定数量を記載していることから、紙の冊子である紙くずを一般廃棄物として別に処理することは可能であった。 部は、廃棄物を分別した上で適正な区分で処理されたい。	総合防災部では、令和6年8月1日に、適正な廃棄物処理契約の締結・履行に向け、部内職員へメールで周知を行った。 メールの配布資料内にて「産業廃棄物処理契約における注意点」として、環境局資源循環推進部のポータルリストに掲載のモデル仕様書などを参考に手続を進めること、「産業廃棄物適正委託処理ガイドブック」を参照し廃棄物の区分や委託内容を確認すること、加えて、今後前例のない品目の処分を行う場合など判断に迷う場合には、環境局に確認を行う等、適正な処理を徹底するよう、再発防止の注意喚起を行った。【2-エ】 契約を所管する総務部は、令和6年9月6日付通知文により、当該指摘事例及び今後の廃棄物処理契約における留意点（適正な分別や適正な積算など）について、局内へ周知した。【2-エ】
35	総務局	排出する廃棄物の種類を適正に記載すべきもの	総合防災部は、一時滞在施設に配備した手指用消毒剤及び消毒シートのうち使用期限切れのものについて、全て廃プラスチックとして廃棄処理を委託している。しかしながら、重量の大半を占める内容物の主成分は産業廃棄物の廃油に分類されるエタノールであるにもかかわらず、仕様書には廃プラスチックのみを記載していた。 また、法律上、事業者はその産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合、運搬については産業廃棄物収集運搬業者に、処分については産業廃棄物処分業者に、それぞれ委託しなくてはならない。しかしながら受託者は、廃油の収集運搬の許可は保有しているものの、処分の許可は保有しておらず、エタノールの処分を委託したことは適正でない。 これは、部が、廃油について仕様書に記載していなかったことによるものである。 部は、適正な処理を確保するために、排出する廃棄物の種類を適正に記載されたい。	総合防災部では、令和6年8月1日に、適正な廃棄物処理契約の締結・履行に向け、部内職員へメールで周知を行った。 メールの配布資料内にて「産業廃棄物処理契約における注意点」として、環境局資源循環推進部のポータルリストに掲載のモデル仕様書などを参考に手続を進めること、「産業廃棄物適正委託処理ガイドブック」を参照し廃棄物の区分や委託内容を確認すること、加えて、今後前例のない品目の処分を行う場合など判断に迷う場合には、制度所管である環境局に確認を行うとともに記録を確実に残すことを徹底するよう、再発防止の注意喚起を行った。【2-エ】 契約を所管する総務部は、令和6年9月6日付通知文により、当該指摘事例及び今後の廃棄物処理契約における留意点（適正な分別や適正な積算など）について、局内へ周知した。【2-エ】

36	主税局	土地の用途の認定を適正に行うべきもの	固定資産税等の課税においては、地方税法により、住宅用家屋の敷地、その敷地と一体となる自家用駐車場等は「住宅用地」、業務用家屋の敷地、外部貸駐車場等は「非住宅用地」と認定される。住宅用地のうち小規模住宅用地は、課税額の基礎となる額が軽減されるため、一筆の土地に複数の利用状況が混在している場合には、利用状況ごとの面積に応じた認定を行うこととなる。 渋谷都税事務所は、居住用部分がある住宅及び駐車場6台分の敷地全体について、居住用部分の割合に応じた面積相当分を「小規模住宅用地」として認定し税の負担を軽減していたが、駐車場のうち1台分はカーシェアリング用のものであり、「小規模住宅用地」として認定する対象面積に含めたことは適正でない。 この結果、固定資産税等が1万4,310円の課税不足となっている。 所は、土地の用途の認定を適正に行われたい。								渋谷都税事務所は、当該土地に係る用途の認定を一部非住宅用地へと修正した。地方税法第417条第1項の規定に基づき、令和5年度分について、令和6年4月30日に価格修正、同年5月10日に更正後の税額で賦課決定を行った。 なお、課税不足分は、同年5月21日に土地所有者より全額納付済みである。【1-ア】 資産税部は、全体土地課長代理会議（令和6年4月12日）及び各都税事務所に対する事務指導（同年7月30日及び同年8月19日から同年9月13日まで）において本件の周知及び注意喚起を行い、再発防止の徹底を図った。【2-エ】 なお、部は、カーシェアリングリストを作成して各都税事務所に配布し、各都税事務所においては、当該リストを活用して令和6年度末までに現況異動の捕捉を行っていく。【2-ウ】							
			1				2											
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ								
			◎							○	○							

37	主税局	石綿分析調査に必要な資格について仕様書で受託者の要件を適正に定めるべきもの	石綿障害予防規則によれば、事業者は、建築物等の解体等の作業を行うときは、あらかじめ、石綿等の使用の有無を調査しなければならず、設計図書等により石綿等の有無が明らかとならなかったときは、厚生労働省が告示に定める有資格者に分析調査を行わせなければならない。当該規定は、令和2年の規則改正で追加され、令和5年10月1日に施行されたことから、施行日以降の契約において分析調査を実施する者は、分析調査の有資格者である必要がある。 総務部は、新宿都税事務所の建替えに伴い、石綿の有無について調査する業務を委託し、仕様書で受託者の要件を定めているが、そこに分析調査の有資格者に係る要件は示されておらず、仕様書として適正でない。これは、部が規則改正を認識していなかったことによるものである。 部は、石綿分析調査に必要な資格について、仕様書で受託者の要件を適正に定められたい。								総務部は、今後安全性を担保するため、庁舎建替え等の工事における適正な仕様書の作成に向けて、法令等改正の確認を徹底するとともに、必要に応じて関係局等へも確認していくこととした。確認の結果、法令等の改正があった場合には、各事務所へ内容を周知していく。 令和6年8月26日付通知文により、総務部から各事務所に対して、当該指摘事例、当該規則の改正内容に加えて、今後工事等の仕様書を作成する際には、法令等改正の確認を徹底するよう周知した。【2-エ】							
			1				2											
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ								
											◎							

38

都市整備局

(建築物の耐震化促進に係る普及啓発事業について) 耐震ポータルサイトの情報更新を適時適切に行うべきもの

1				2			
ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
			◎			○	○

市街地建築部は、「東京都耐震ポータルサイト」の情報更新・維持管理について、契約により委託している。

本ポータルサイトについて見たところ、監査日現在、掲載内容について、次のとおり、適切でない状況が認められた。

① 「耐震化インフォメーション」の「パンフレット等」のページに掲載されているリーフレット「緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修等支援融資制度」は、平成31年頃に作成したとするもので、記載内容の一部が当該融資制度の現状と合致しない古い情報である。

② 「耐震キャンペーン2023」は、既に終了しているが、終了した旨の表示がないまま、本ポータルサイトのトップページを含む各ページに掲載されている。また、当該キャンペーンの基調講演については、掲載期間が令和6年3月31日までとの表示となっているが、監査日現在も閲覧できる状況である。

さらに、「耐震化インフォメーション」に「耐震キャンペーンアーカイブ」のページがあり、過去の耐震キャンペーンを掲載しているが、「耐震キャンペーン2023」が掲載されていない。

③ 「耐震化インフォメーション」の「耐震動画」の「意識啓発編」ページ脇に表示された「耐震DVD」9件のうち4件については、既に閲覧終了したものであるが、表示されている。

こうした状況は、部が、情報を更新すべき内容を精査し、委託業者に更新の指示をすべきところ、これが適時適切に行われていないことによるものである。

ポータルサイトの開設の目的に照らし、常に掲載情報を適時適切に更新し、有益な情報を発信し続けるなど、提供情報の充実を図ることにより、ポータルサイトを活用したデジタルトランスフォーメーションを推進し、より一層の普及啓発を図る必要がある。

部は、耐震ポータルサイトの情報更新を適時適切に行われたい。

市街地建築部は、令和6年9月までに、①②③について、適切な状況に更新した。そのほか、本ポータルサイトの掲載情報を改めてチェックし、適宜更新した。【1ーエ】

指摘の発生原因は、掲載情報が多いことなどから、更新すべき情報の洗い出しや、更新状況の確認、訴求性の検証など、ポータルサイト更新のチェック体制が十分でなかったことである。

そのため、部は、令和6年8月までに、担当内でチェックするページの役割分担を行うとともに、チェックシートを作成し、

- ・ イベント等掲載期間が決まっているものはポータルサイトの担当者及びイベント担当で管理
- ・ 月に1回リンク切れを確認
- ・ 情報の更新漏れや古い情報を半年に1回確認

する体制を構築し、情報更新を適時適切に行うこととした。【2ーウ】

局は、令和6年8月27日、局内のポータルサイトについて、ホームページの情報が正確なものであるか適宜点検を行うよう、各部署に注意喚起を行った。【2ーエ】

39	都市整備局	(建築物の耐震化促進に係る普及啓発事業について) 緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修等支援融資制度に係る情報発信を適切に行うべきもの	市街地建築部は、緊急輸送道路沿道の建物所有者の耐震改修費用の負担を軽減するため、耐震改修等支援融資制度を設けている。本制度は、緊急輸送道路沿道の建物所有者が、耐震診断、耐震改修、建替え又は除却に要する費用について、取扱金融機関が定める通常利率より低い利率で、3億円までの融資を受けることができるものである。 そこで、部における本制度に係る情報発信について見たところ、監査日現在、次のとおり、適切でない状況が認められた。 ① 本制度のリーフレット等の印刷物は、近年作成していない。また、リーフレットの最新版は、平成31年頃に作成したもので、記載内容の一部が当該融資制度の現状と合致しない古い情報である。 ② 部が運営する「東京都耐震ポータルサイト」により、本制度を案内しているが、本制度の利用の手順を分かりやすく示したフロー等を掲載していない。 ③ 緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修等について連携して支援している区市町村に対しては、「耐震改修促進行政連絡協議会」において、本制度に係る都の予算額を説明する程度にとどまっており、区市町村のホームページへの「東京都耐震ポータルサイト」のリンク貼付依頼などを行っていない。 ④ 「緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修等支援融資要綱」において、本制度融資の実施金融機関が役割として、都が行う本制度の周知活動に対する協力などが定められている。しかしながら、部から実施金融機関に対して、そのホームページへの「東京都耐震ポータルサイト」のリンク貼付依頼などの協力依頼を行っていない。また、部は、毎年度の実施金融機関選定において、各金融機関に普及啓発に関する取組を申請書に記載させているが、一部の金融機関の取組が確認できるのみである。 本制度は、低金利や民間制度が充実している社会経済情勢にあっても、市場金利より低利での融資を受けられること、融資の上限額が3億円と大規模な工事にも対応が可能であることなどのメリットがある。 このため、このメリットや制度の利用手順など、本制度について、様々な手法を活用し発信すべきところ、これが十分に行われていない。 緊急輸送道路沿道建築物の所有者の耐震改修等費用の負担を軽減し、耐震化の更なる促進に向け、本制度について、様々な手法を活用し的確に発信する必要がある。 部は、緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修等支援融資制度に係る情報発信を適切に行われたい。				市街地建築部は、本制度に係る情報発信について、以下のとおり実施した。 ①について、リーフレットの情報が古いため、「東京都耐震ポータルサイト」から削除した。令和6年9月に、新しいリーフレットを作成し、ポータルサイトに掲載するなどした。 ②について、令和6年6月28日に、本制度の利用の手順を分かりやすく示したフローを「東京都耐震ポータルサイト」に掲載した。 ③について、令和6年5月31日に開催した区市町村との会議において、区市町村のホームページへの「東京都耐震ポータルサイト」のリンク貼付依頼を行った。 ④について、令和6年7月上旬に本制度の実施金融機関を訪問し、本制度に係る周知・普及啓発に関する取組を依頼した。 【1-エ】 指摘の発生原因は、市中金利が低い状態が続いてきたことから、本制度へのニーズが低調であったこともあり、必ずしも積極的な情報発信を行っていなかったことである。 今後は、本制度の活用を促すため、部は「東京都耐震ポータルサイト」による制度の周知や区市町村及び実施金融機関との連携による情報発信を積極的に行う。【2-ウ】			
			1				2			
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
						◎			○	

40	都市整備局	事業用地維持委託における発生材の適正な執行を図るべきもの	第一市街地整備事務所は、臨海部開発土地区画整理事業を実施しており、事業用地維持について、委託により実施している。 この委託は、区画整理事業の特性として、施行区域に工事箇所や居住用の建物が混在しているため、事業用地の維持管理において、地域の安全性や生活機能に支障を来す異常を発見した場合には速やかにその原因を取り除く必要があることなどから、設計・起工から契約まで一定程度の期間を要する総価契約では対応が困難な即時性があり、かつ小規模な事案について、「事業用地等維持管理（単価契約）実施要領」及び「事業用地等維持管理（単価契約）運用の手引き」に基づく単価契約により実施している。 そこで、所が締結している契約の執行状況について見たところ、次のような状況が認められた。 本委託の街路樹剪定や除草作業において発生する草・枝葉等の発生材については、特記仕様書において、清掃工場に搬出することとされており、この発生材は、事業系一般廃棄物であることから、これを清掃工場へ持ち込む場合には、一般廃棄物管理票の作成が区の条例により義務付けられている。 そこで、3件の指示について、当該指示の完了届に添付された作業報告書、草・枝葉等計量書、施行写真、一般廃棄物管理票等を見たところ、各指示の作業最終日分の発生材については、施行写真で運搬車への積込までが確認できるものの、清掃工場に搬出されたことが、作業報告書及び一般廃棄物管理票等により確認できない状況となっている。 このことについて、所は、当該指示の発生材が指示書に計上した処理数量を超過したこと、作業最終日分の作業が清掃工場の受入時間を超過したため指示期限内での処分が困難となったことから、別の指示で合わせて処理することとし、一般廃棄物管理票も別の指示のものと合わせて作成・提出したとしているが、別の指示書及び一般廃棄物管理票等の関係書類では、これらが確認できない状況である。 これは、要領及び手引に基づき、指示ごとに施行・報告・検査を行うべきであり、また、指示内容に変更があった場合には指示変更の手続を行うべきであったところ、これらが適時適切に行われていないことによるものであり、適正でない。 所は、事業用地維持委託における発生材に係る処理について、受託者に適正な履行を求めるとともに、指示及び履行状況の確認を適時適切に行うことにより、適正な執行を図られたい。				事業用地維持委託において発生材処理が適正に執行されていなかった原因は以下のとおりである。 ・ 一指示、一作業が原則である単価契約は、指示ごとに施行・報告・検査を適切に行うべきであるが、変更指示を行う担当部署においてその認識が薄く、指示内容の変更に際して、受託者に対し適切な指導・監督ができていなかった。 ・ これは、担当部署において単価契約に関する要領及び手引の内容を十分に理解できていなかったことに起因する。 市街地整備部は、令和6年7月29日に、事業用地等維持管理（単価契約）実施要領等を改定し、指示内容に変更があった場合の変更指示書を定めた。これを令和6年7月29日付通知文により、各市街地整備事務所へ通知するとともに、指示ごとに施行・報告・検査を確実に行うことについて、部内に周知及び注意喚起を行った。 【2-ア】 第一市街地整備事務所においては、令和6年7月31日の工事課内会議において、今回の事例の問題点と要領及び手引に基づく指示内容の変更手続について周知を行い、再発防止の注意喚起を実施した。【2-エ】			
			1				2			
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
							◎			○

41

都市整備局

家屋事前調査委託に係る契約締結手続を適正に行うべきもの

第一市街地整備事務所は、区画整理事業における土地の引継ぎを行うに当たり、整地・清掃・仮囲い撤去等の整備を行っているが、整備工事に先立って土壌汚染が確認された場合などは、必要に応じて土壌処理工事を実施している。この土壌処理工事を予定している箇所に近接する家屋の既存の状態を把握し、工事により損傷等が発生した場合の補償費用を算定するに当たっての基礎資料を作成する必要があることから、所は、委託契約を締結している。

そこで、本契約について、契約関係書類及び受託者から提出された建築物調査書を見たところ、所の事業執行課は令和6年2月26日に契約担当部署へ契約締結の依頼を行い、同年3月5日に契約を締結しているが、契約締結前の同年2月26日及び同月28日に家屋事前調査を受託者に行わせていたことが認められた。

ところで、地方自治法第234条第1項において、売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとし、同条第5項においては、契約につき契約書を作成する場合、契約書に記名押印が行われなければ当該契約は確定しないとしている。

しかしながら、所は、こうした契約締結手続を経ずに、契約確定前に受託者に家屋事前調査を実施させ、実際に調査を実施した日とは異なる時期に調査を実施するとして事後に契約締結手続を行っており、適正でない。

所は、家屋事前調査委託に係る契約締結手続を適正に行われたい。

契約確定前に受託者に家屋事前調査を実施させ、事後に契約手続を行った原因は以下のとおりである。

① 担当部署の認識不足及び組織内での情報共有体制が不備であったこと

② 調査対象の権利者調整や契約事務に要する日程を十分に確保しないまま調査スケジュールを組み、進行管理が担当部署任せとなっていたこと

③ 担当職員の知識・認識が不足していたこと

① 担当部署の認識不足及び組織内での情報共有体制の不備への対応

市街地整備部は、令和6年5月1日付通知文により、今回の定例監査での指摘や留意事項について、部及び各事務所の関係部署に注意喚起し、また、同年7月18日の拡大部課長会や同年5月15日及び6月12日に工事関連課長連絡調整会議で再発防止に向け再度周知徹底した。【2ーエ】

さらに、本庁と事務所の担当者レベルの定例会議を新たに行うこととし、令和6年6月12日及び同年7月10日に開催した会議において、事業執行状況や課題の共有を図った。

【2ーウ】

② 進行管理の徹底

市街地整備部は、今後、部署横断で調整が必要となる案件が生じた場合については、設計、工事、契約等の関係者を集めた調整会議を新たに設置し、適切なスケジュールを策定するとともに、本庁含めた関係部署内で共有すること、併せて、事務所内にPTを設置し、所内総力を挙げた進行管理を行うことにした。【2ーウ】

③ 担当職員の知識・認識不足への対応

第一市街地整備事務所は、所内の職員に悉皆で契約事務研修を令和6年6月12日に開催した。【2ーエ】

また、契約事務の留意事項と事務フローを作成し、担当者が起工前に必ず確認することとした。【2ーウ】

1				2			
ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
						◎	○

42	福祉局	(子育て応援とうきょう事業に係る委託契約について)業務の履行状況に応じた契約変更手続を行うべきもの	子供・子育て支援部は、子供と子育て家庭を応援する機運の醸成を図る「子育て応援とうきょう事業」の業務を委託することとし、総合評価方式により落札者を決定し、契約している。 都における委託契約では、契約変更は、入札条件の変更となるため原則として認められないものの、契約締結後の事情変更などやむを得ない理由により仕様内容の変更を余儀なくされた場合は、標準契約書において、契約内容の変更やこれに伴う契約金額の変更について、委託者と受託者の書面による協議の上行うことができるとされている。 本契約で実施したサイト等利用者へのアンケート調査の履行状況を見たところ、仕様書においておおむね3か月から4か月に1回程度調査を実施することとし、契約金額内訳書に3回分の調査費用を計上していたが、調査の実施回数は2回となっていたことが認められた。このことについて、部は、十分な回答数を得られたため調査を2回で終了したとしている。 しかしながら、仕様書で定めた調査回数を下回ることとなった時点で、受託者と仕様書の内容変更やこれに伴う契約金額の変更の有無に係る協議を行っておらず、結果として契約変更手続を行っていないことは適正でない。 部は、業務の履行状況に応じた契約変更手続を行われない。								指摘の発生原因は、履行状況の確認不足である。 そのため、部は、仕様書の内容に沿った履行状況となっているか、局で新たに作成したチェックリストを活用して定期的に主担当、副担当等で複数チェックを行い適切に監督すること、規則等に基づき、契約変更手続が必要な場合はこれを行うこととし、局通知を受けて、令和6年10月25日に部内契約担当者へ周知した。【2-ウ】 局は、令和6年9月18日付通知文により契約手続に関する注意事項を局内に通知するとともに、監査結果を周知した。また、令和6年10月11日に契約事務や事業担当者向けの契約事務等実務者研修を開催した。研修では、新たに作成した契約締結後の内容確認に関するチェックリストの利活用や契約事務の適正化等について周知し、局内全体で再発防止を図った。今後も、令和6年12月頃に第2回目の研修を開催するとともに、令和7年度以降も契約事務研修等において継続して周知を行っていく。【2-エ】							
			1				2											
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ								

43	福祉局	(子育て応援とうきょう事業に係る委託契約について)協賛店拡大のための企画・運用に係る技術提案書の業務内容変更を適切に行うべきもの	子供・子育て支援部は、子供と子育て家庭を応援する機運の醸成を図る「子育て応援とうきょう事業」の業務を委託することとし、総合評価方式により落札者を決定し、契約している。 本契約の仕様書では、協賛店拡大のため、都内の子育て家庭等にとって魅力のある企業・店舗等に対して協賛店登録を促す有効な働きかけを行うことを求め、受託者は技術提案書において、ウェブ媒体を活用した取組や商店街の店舗等に向けたアプローチ等により協賛店登録を促す業務を実施するとしている。 これらの業務の履行状況について確認したところ、受託者は既存の協賛店へのインタビュー記事を制作していたものの、それ以外の業務の実施状況が確認できなかった。これについて、部は、技術提案書に記載の一部の業務について、受託者との口頭協議により実施を中止し、サイト等への協賛店情報の掲載等別の業務を実施させたとしている。 ところで、総合評価方式は、技術提案書と入札価格に対する評価によって落札者を決定するため、原則として契約変更することはできないが、やむを得ず変更の必要が生じた場合は、履行確認を適切に行うため受託者との協議内容を文書化し、変更内容を明確にしておく必要がある。 しかしながら、部は、業務内容の変更協議を口頭で行っており、協議内容の決定過程が文書により明確になっておらず適切でない。また、その結果、業務内容の変更に応じて契約金額を変更しないことが妥当かどうか確認できない状況となっており、適切でない。 部は、協賛店拡大のための企画・運用に係る技術提案書の業務内容変更を適切に行われたい。								指摘の発生原因は、履行状況の確認不足である。 そのため、部は、仕様書及び技術提案書の内容に沿った履行状況となっているか、局で新たに作成したチェックリストを用いて定期的に主担当、副担当等で複数チェックを行い適切に監督すること、規則等に基づき、契約変更手続が必要な場合はこれを行うこととし、局通知を受けて、令和6年10月25日に部内契約担当者へ周知した。 また、部は、チェックリストを周知する際に、総合評価方式をとる際の注意事項を周知し、再発防止を図った。 【2ーウ】 局は、令和6年9月18日付通知文により契約手続に関する注意事項を局内に通知するとともに、監査結果を周知した。また、令和6年10月11日に契約事務や事業担当者向けの契約事務等実務者研修を開催した。研修では、新たに作成した契約締結後の内容確認に関するチェックリストの利活用や契約事務の適正化等について周知し、局内全体で再発防止を図った。今後も、令和6年12月頃に第2回目の研修を開催するとともに、令和7年度以降も契約事務研修等において継続して周知を行っていく。【2ーエ】							
			1				2											
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ								

44	福祉局	(子育て応援とうきょう事業に係る委託契約について) 仕様書の定めにに基づき受託者に業務の実績や事後検証結果を報告させるべきもの	子供・子育て支援部は、子供と子育て家庭を応援する機運の醸成を図る「子育て応援とうきょう事業」の業務を委託することとし、総合評価方式により落札者を決定し、契約している。 本契約における一部の業務については、仕様書において広報の実績や業務の事後検証について実施報告書又は業務報告書（以下「実施報告書等」という。）に記載することを求めている。しかしながら、受託者から委託完了後に提出された実施報告書等を確認したところ、仕様書で求める実績や事後検証についての記載が確認できなかった。 部が、仕様書で定めた報告を行わずにそのまま完了検査を合格とし、契約金額を支出していることは適正でない。 部は、仕様書の定めに基づき受託者に業務の実績や事後検証結果を報告させられたい。								実績報告書は、令和6年6月10日に広報に関する目標設定及び事後分析、協賛店拡大に関する取組部分を追記・修正の上、再提出をさせた。 【1－エ】 指摘の発生原因は、履行状況の確認不足である。 そのため、部は、局が新たに作成したチェックリストを活用し、受託者が提出する実績報告書等の内容が仕様書で求めるものとなっているか、定期的に主担当、副担当等で複数チェックを行い適切に監督することとし、局通知を受けて、令和6年10月25日に部内契約担当者へ周知した。 【2－ウ】 局は、令和6年9月18日付通知文により契約手続に関する注意事項を局内に通知するとともに、監査結果を周知した。また、令和6年10月11日に契約事務や事業担当者向けの契約事務等実務者研修を開催した。研修では、新たに作成した契約締結後の内容確認に関するチェックリストの利活用や契約事務の適正化等について周知し、局内全体で再発防止を図った。今後も、令和6年12月頃に第2回目の研修を開催するとともに、令和7年度以降も契約事務研修等において継続して周知を行っていく。 【2－エ】							
			1				2											
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ								
						◎				○	○							
45	福祉局	(委託契約における契約変更手続について) 児童発達支援事業所等利用支援事業に係る契約変更手続を行うべきもの	障害者施策推進部は、児童発達支援事業所等多子負担軽減給付金の支給業務を適正かつ円滑に行うことを目的として、業務を委託している。 本委託契約の業務内容には、給付金支給決定通知書等の送付業務があり、その数量は仕様書等で定めている。そこで、各送付業務の実績を見たところ、一部を除き仕様書等で定めた数量を下回っていたことが認められた。このことについて、部は、給付金支給決定通知書及び請求案内については、申請者数が想定を下回ったことから送付量が減少したとしている。また、事業周知のため保護者へ直接行うこととしていた個別案内については、区市町村からの依頼がなく、予定していた個別案内の送付を行わなかったとしている。 しかしながら、部は、仕様書等で定めた数量を下回ることとなった時点で、受託者と仕様書等の内容変更やこれに伴う契約金額の変更の有無に係る協議を行っておらず、結果として契約変更手続を行っていないことは適正でない。 部は、児童発達支援事業所等利用支援事業に係る契約変更手続を行われたい。								部は、令和6年8月26日の部課長会にて、監査結果及び指摘を踏まえた今後の留意点について説明し、各課担当まで周知の上、契約事務の適正化を図るよう注意喚起を行った。 【2－エ】 局は、令和6年9月18日付通知文により契約手続に関する注意事項を局内に通知するとともに、監査結果を周知した。また、令和6年10月11日に契約事務や事業担当者向けの契約事務等実務者研修を開催した。研修では、新たに作成した契約締結後の内容確認に関するチェックリストの利活用や契約事務の適正化等について周知し、局内全体で再発防止を図った。今後も、令和6年12月頃に第2回目の研修を開催するとともに、令和7年度以降も契約事務研修等において継続して周知を行っていく。 【2－エ】							
			1				2											
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ								
											◎							

46	福祉局	(委託契約における契約変更手続について) 医療的ケア児訪問看護ステーション体制整備事業に係る契約変更手続を行うべきもの	障害者施策推進部は、訪問看護ステーションの職員に対する研修を実施し、医療的ケア児の対応が出来る訪問看護ステーションを拡充することを目的として、業務を委託している。 本委託契約の主な業務は、都内に所在する訪問看護ステーションの看護職を対象に研修の開催及び運営を行うことであり、研修の実施回数及び人数は仕様書で定められている。 そこで、研修の実施状況について見たところ、訪問看護研修の回数が仕様書で定めた回数を下回っていたことが認められた。このことについて、部は、研修受講希望者が想定を下回り、追加募集を行ったものの最終的に受講者が集まらなかったとしている。 しかしながら、部は、仕様書で定めた研修の実施回数の確保が困難になった時点で、受託者と仕様書の内容変更やこれに伴う契約金額の変更の有無に係る協議を行っておらず、結果として契約変更手続を行っていないことは適正でない。 部は、医療的ケア児訪問看護ステーション体制整備事業に係る契約変更手続を行われない。								部は、令和6年8月26日の部課長会にて、監査結果及び指摘を踏まえた今後の留意点について説明し、各課担当まで周知の上、契約事務の適正化を図るよう注意喚起を行った。 【2-エ】 局は、令和6年9月18日付通知文により契約手続に関する注意事項を局内に通知するとともに、監査結果を周知した。また、令和6年10月11日に契約事務や事業担当者向けの契約事務等実務者研修を開催した。研修では、新たに作成した契約締結後の内容確認に関するチェックリストの利活用や契約事務の適正化等について周知し、局内全体で再発防止を図った。今後も、令和6年12月頃に第2回目の研修を開催するとともに、令和7年度以降も契約事務研修等において継続して周知を行っていく。【2-エ】							
			1				2											
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ								
																		◎
47	福祉局	(委託契約における契約変更手続について) 介護サービス事業所のBCP策定支援事業に係る契約変更手続を行うべきもの	高齢者施策推進部は、令和3年度の介護報酬改定において、令和5年度中の介護サービス事業所のBCP策定等が義務化されたことに伴い、都内各事業所におけるBCP策定等の支援のため、業務を委託している。 本委託契約の業務には、希望する事業所へBCP策定についての個別相談を行う業務があり、仕様書において定められている。 そこで、個別相談の実施状況について見たところ、部は、事業所からの申込みが仕様書で想定していた規模ほど集まらなかったことを受け、受託者とのメールの授受等により協議を行い、対象とする事業所規模や実施時期について仕様書の内容を変更していた。 しかしながら、部は、仕様書の内容変更やこれに伴う契約金額の変更の有無に係る協議を受託者と書面で行っておらず、結果として契約変更手続を行っていないことは適正でない。 部は、介護サービス事業所のBCP策定支援事業に係る契約変更手続を行われない。								局は、令和6年9月18日付通知文により契約手続に関する注意事項を局内に通知するとともに、監査結果を周知した。また、令和6年10月11日に契約事務や事業担当者向けの契約事務等実務者研修を開催した。研修では、新たに作成した契約締結後の内容確認に関するチェックリストの利活用や契約事務の適正化等について周知し、局内全体で再発防止を図った。今後も、令和6年12月頃に第2回目の研修を開催するとともに、令和7年度以降も契約事務研修等において継続して周知を行っていく。【2-エ】 また、部は、局が発出した令和6年9月18日付通知文に従い、同様の契約において適正に手続を行うよう同年10月28日に部内に周知した。 【2-エ】							
			1				2											
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ								
																		◎

48	福祉局	東京都難聴児相談支援センターの開設に係る購入備品等の変更を適切に行うべきもの	障害者施策推進部は、難聴児の療育等に関して総合的な相談ができる専門機関を立ち上げるため、東京都難聴児相談支援センターの開設及び運営業務を委託することとし、企画提案方式により受託者を決定し、契約している。 本契約の報告書類等について見たところ、受託者が企画提案書に記載していた72点の備品等について、購入を行っていないものや、企画提案書とは異なる品や数量で納入されているものが認められた。これについて、部は、受託者との打合せの中で、購入予定の聴力検査機器について、より検査能力の高い機種へ変更することとし、その金額が高額となったことから、委託業務に支障のない範囲で他の備品等を見直し、一部の購入を取り止めるなどして総額を調整する変更を口頭で協議したとしている。 ところで、企画提案方式は、企画提案書に対する評価によって受託者を決定するため、原則として契約変更することはできないが、やむを得ず変更の必要が生じた場合は、履行確認を適切に行うため受託者との協議内容を文書化し、変更内容を明確にしておく必要がある。 しかしながら、部は、購入備品等の変更協議を口頭により行っており、協議内容が文書により明確になっておらず適切でない。 部は、東京都難聴児相談支援センターの開設に係る購入備品等の変更を適切に行われたい。							
			1				2			
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
										◎

部は、令和6年8月26日の部課長会にて、監査結果及び指摘を踏まえた今後の留意点について説明し、各課担当まで周知の上、契約事務の適正化を図るよう注意喚起を行った。

【2-エ】

局は、令和6年9月18日付通知文により契約手続に関する注意事項を局内に通知するとともに、監査結果を周知した。また、令和6年10月11日に契約事務や事業担当者向けの契約事務等実務者研修を開催した。研修では、新たに作成した契約締結後の内容確認に関するチェックリストの利活用や契約事務の適正化等について周知し、局内全体で再発防止を図った。今後も、令和6年12月頃に第2回目の研修を開催するとともに、令和7年度以降も契約事務研修等において継続して周知を行っていく。【2-エ】

49

福祉局

委託契約における再委託の取扱いを適正に行うべきもの

都における委託契約では、標準契約書において、「委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することができない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得たときは、この限りでない。」と定め、原則として再委託に制限をかけている。さらに、標準契約書において、「契約書に定める申出、協議、承諾は、書面により行わなければならない。」としている。

総務部では、廃棄文書の溶解処理及び処理施設までの運搬をAに委託し、仕様書において、標準契約書に記された文言と同趣旨を示していた。

本委託契約における履行状況を確認したところ、主要な部分である溶解処理について、再委託の事実が見られたが、書面による協議等の事実が認められず、再委託の承諾手続が行われていなかった。さらに、承諾手続が行われていない再委託先の第三者（B）から都宛てに提出された証明書を根拠として、検査を合格とし、契約金額を支払っていたことが認められた。

部は、委託契約において、約款及び仕様書に基づく再委託の取扱いを適正に行われたい。

また、局においては、同様の指摘を令和4年定例監査において受けているにもかかわらず、改善が見られない。

局全体として、改善を図り、再発防止に努められたい。

指摘の発生原因は、再委託手続に対する認識不足により、書面での手続を実施できなかったことである。

そのため、部は、局が発出した令和6年9月18日付通知文を研修内容も含め10月28日に周知し、今後、委託契約締結時に受託者に再委託の有無を確認するとともに、再委託が行われる場合は、書面にて遅滞なく実施するよう注意喚起を行った。【2－ウ】

なお、令和6年度の同内容の契約においては、「再委託協議書」を徴し、承諾している。

局は、令和6年9月18日付通知文により契約手続に関する注意事項を局内に通知するとともに、監査結果を周知した。また、令和6年10月11日に契約事務や事業担当者向けの契約事務等実務者研修を開催した。研修では、新たに作成した契約締結後の内容確認に関するチェックリストの利活用や契約事務の適正化等について周知し、局内全体で再発防止を図った。今後も、令和6年12月頃に第2回目の研修を開催するとともに、令和7年度以降も契約事務研修等において継続して周知を行っていく。【2－エ】

1				2			
ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
						○	◎

50	福祉局	資金前渡による支出手続を適正・適切に行うべきもの	東京都会計事務規則では、即時支払をしなければ物件の購入等が困難なものに要する経費について、必要な資金を前渡することができる」とされている。この資金前渡に係る経費については、経費の支出方法が資金前渡以外にはないと判断される経費であることが必要とされている。 また、資金前渡を受けた職員は、その交付を受けた資金の範囲内において、契約に関する事務を委任される旨が定められており、資金交付後に契約その他の手続が可能となるものである。さらに、資金前渡に係る経費は、用件終了後5日以内に精算手続を行わなければならないとされている。 江東児童相談所において、資金前渡により修繕や作業等のための経費の支出について見たところ、4案件について、いずれも事案の発生や見積りの取得から少なくとも1か月以上経過した後には支払を行っているもので、一般的な契約手続によることが可能であると考えられることから、経費の支出方法が資金前渡以外にはないといった事情は認められなかった。したがって、これらの経費を資金前渡により支出したことは規則に反し適正でない。さらに、資金前渡による契約については、請書等の徴取を要しないとされていることから、これらの案件を資金前渡による支出とすることで修繕・作業等の箇所・方法・実施日等の仕様詳細やその実施結果が書面により確認できない状態を生じさせており、適切でない。 また、2案件については、資金前渡による支出についての一定の合理性は認められるものの、作業等の実施日が不明となっており、前渡金の交付を受けた後に作業を実施しているか、用件の終了後5日以内に精算手続が行われたかどうか確認できない状態となっており、適切でない。 所は、資金前渡による支出手続を適正・適切に行われたい。								指摘の発生原因は、資金前渡の適正な活用方法の認識不足である。 そのため、部は、今回の指摘を受けて、あらためて資金前渡手続をとる際の留意点を周知するとともに、局自己検査の検査項目を踏まえて点検するよう令和6年10月25日に部内契約担当者に対して周知した。【2ーエ】 所は、再び同様の事案が発生しないよう、令和6年8月20日付通知文により、所長から所内職員に対し、再発防止の取組（資金前渡による経費の支出に関する要件該当性の厳格な審査と複数チェックの確実な実施及び仕様詳細や実施結果を疎明可能な報告書の作成）を徹底するよう指示し、注意喚起を行った。【2ーウ、2ーエ】 局は、令和6年9月18日付通知文により契約手続に関する注意事項を局内に通知するとともに、監査結果を周知した。また、令和6年10月11日に契約事務や事業担当者向けの契約事務等実務者研修を開催した。研修では、新たに作成した契約締結後の内容確認に関するチェックリストの利活用や契約事務の適正化等について周知し、局内全体で再発防止を図った。今後も、令和6年12月頃に第2回目の研修を開催するとともに、令和7年度以降も契約事務研修等において継続して周知を行っていく。【2ーエ】											
			1				2															
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ												

51	保健医療局	(看護師等修学資金について) 看護師等修学資金の債権管理に係るマニュアルを適切に更新すべきもの	医療政策部は、都内の看護職員の確保等を図ることを目的として、看護師等修学資金制度を設け、看護師等養成施設等に在学し、将来都内で看護業務に従事する意思がある者に対し、修学資金を貸与している。				医療政策部は、「看護師等修学資金の債権管理に係るマニュアル」について、平成21年4月1日以降の関係規定の改正を反映させるとともに、時効起算日及び所在調査の結果を貸与者台帳に記載するよう定め、令和6年7月22日から適用している。【1-エ】			
			東京都債権管理マニュアルによれば、各所管部署において、各債権の管理に係る様々な状況を十分に考慮した独自のマニュアルを作成することが求められている。				指摘の発生原因は、「看護師等修学資金の債権管理に係るマニュアル」の内容について、「東京都債権管理マニュアル」で定める方法の詳細の記載が不足していたことや、関係規定改正の際に更新をする必要があることは認識していたもののマニュアル更新の確認が漏れていたためである。			
			そこで、部が作成した看護師等修学資金の債権管理に係るマニュアルを確認したところ、本マニュアルは平成21年4月1日から更新されていないため、東京都看護師等修学資金貸与条例等、関係規定の改正が反映されておらず、実態に即した内容となっていないことは適切でない。				医療政策部は、令和6年9月5日開催の担当者会議において、今後は修学資金制度の改正等に応じて、本マニュアルを適宜見直し、実態に即した改正等の対応を図っていくよう注意喚起した。			
52	保健医療局	支払手続を適正に行うとともに、受託者に対して過払いとなっている金額の返還を請求すべきもの	部は、看護師等修学資金の債権管理に係るマニュアルを適切に更新された。				本指摘を受け、局は令和6年9月11日付通知文により債権管理に係るマニュアルについて、各所管部署において内容点検を行うよう、各部・所への注意喚起を行った。【2-エ】			
			感染症対策部は、都内の新型コロナウイルスに感染した患者を適切な治療につなげていくため、治療対象者等の搬送体制を整備することを目的として、単価契約を締結している。				感染症対策部は過大に支出した委託代金47万5,200円について受託者に返還を求め、令和6年7月19日に返還された。【1-ア】			
			本契約において受託者は、搬送に必要な車両を配備し、搬送の必要が生じた場合、部が作成した搬送計画に基づき、搬送対象者を医療機関等へ、指定された受け入れ時間までに搬送することとなっている。また、部が受託者に対し、2週間前までに運行の停止を依頼した場合、運転手を配置しない車両は休車とすることとしている。				部は令和6年8月21日付通知文により、部内関係者に対し指摘事項を周知した。【2-エ】また、同様の事例がないか点検を実施した。【2-ウ】			
51	保健医療局	(看護師等修学資金について) 看護師等修学資金の債権管理に係るマニュアルを適切に更新すべきもの	本契約の搬送実績報告書と支払手続について見たところ、受託者から提出された搬送実績報告書では、令和5年4月分の稼働車両総数は282台、休車台数は318台となっているが、支払手続に添付されている請求書では、稼働車両総数は318台、休車台数は282台となっていることが認められた。				上記通知文では、各課から事業者に対し、提出書類等に誤りが無いよう指導・監督を徹底することとした。【2-エ】			
			このことについて、部に確認したところ、搬送実績報告書の件数が正しいとのことであった。				あわせて、支出誤りがないよう複数チェックを行い、審査時の確認を徹底することとした。【2-エ】			
			これは、支払手続を行う際に部内での確認が不十分であったため、請求書の誤りに気付かないまま支払を行ったことによるものである。この結果、監査日現在、47万5,200円が過払いになっている。				さらに、今回の事案は、請求書と突合すべき実績報告書の事項名が異なっており、誤りに気づきにくい構造となっていたため発生したことから、今後の契約（特に単価契約）に関する手続については、契約締結から支払までに作成される全ての書類において、使用する事項名（特に単価の項目名）を統一し、誤解が生じる構造にならないよう徹底することとした。【2-エ】			
52	保健医療局	支払手続を適正に行うとともに、受託者に対して過払いとなっている金額の返還を請求すべきもの	部は、支払手続を適正に行うとともに、受託者に対して過払いとなっている金額の返還を請求されたい。				局は、令和6年9月13日付通知文により、当該指摘事例、契約代金支払の留意点及び感染症対策部の指摘後の取組について各部・所へ周知した。【2-エ】			

53	産業労働局	冷媒としてフロン類が充填されている業務用冷凍冷蔵庫について適正な点検整備記録簿の作成及び記録を行うべきもの	中央・城北職業能力開発センター高年齢者校は、ホテル・レストランサービス科に業務用冷凍冷蔵庫を1台設置しており、この業務用冷凍冷蔵庫には、冷媒としてフロン類が充填されていた。								指摘の発生原因は、管理基準に定める検査事項の認識に誤りがあったためである。 高年齢者校からホテル・レストランサービス科を引き継いだ中央・城北職業能力開発センターしごとセンター校は、保有する業務用冷凍冷蔵庫について点検整備記録簿を適正に作成及び記録を行っている。 雇用就業部は、令和6年9月5日付通知文により、定められた事項を網羅した点検整備記録の作成を行うよう、部内各事業所に対し周知した。 【2－エ】 局は、令和6年9月2日付通知文により、当該指摘事例や経理事務等の留意点について局内へ周知した。 【2－エ】
			1				2				
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ	
										◎	

54	中央卸売市場	使用許可の範囲を客観的に確認できるようにすべきもの	多摩ニュータウン市場は、卸売場について卸売業者等に使用許可し、その他の部分については契約により路面清掃を委託している。使用許可に当たっては、場所を特定して使用させ、面積に応じた使用料を徴収していることから、場及び使用者の双方が、許可範囲を確認できるようにしておくことが必要である。 しかしながら、卸売場の現況を見ると、区画線が消えて使用許可の範囲が確認できない状況となっており、適正でない。 この結果、監査日現在、使用許可を出していない部分が事業者の荷置き場として使用されている。 また、清掃委託契約においては、仕様書では長さ等の表示がない簡易な図面と合計面積のみで清掃範囲を指定しており、使用許可の範囲が確認できない状態では清掃範囲が明確でない。 場は、区画線を設置するなどして、使用許可の範囲を客観的に確認できるようにされたい。								多摩ニュータウン市場は、使用許可の範囲を客観的に確認できるよう、令和6年6月に「6多摩ニュータウン市場卸売場区画線補修工事」を実施し、区画線を設置した。【1－イ】 指摘の発生原因は、以前設置した区画線が消えるなど白線の経年劣化に伴う対応が不十分であったことによるものである。 管理部は、令和6年8月1日付けで、白線引き等による使用許可範囲の明確化など施設管理事務の適正化について、各場に対して通知し、改めて周知徹底を図った。 あわせて、部は、使用許可部分が壁等で区切られていない場合は、白線引き等により範囲を明確にすること及び摩耗等により白線が不明瞭になった場合は、速やかに修繕を行うことについて、令和6年8月に局の財産管理マニュアルに追記し、再発防止を図った。【2－ウ】
			1				2				
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ	
				◎					○		

55	中央卸売市場	(休市日及び開市日の決定に伴う契約変更について) 休開市日の決定に伴い変更となった清掃業務の作業日数に基づき契約変更を行うべきもの	豊洲市場は、毎年9月頃に翌年の休開市日が決定されるため、毎年4月に、翌年1月から3月までについては開市日を想定して、各種委託の作業日数を算出している。 場は、令和6年の休開市日が決定された際、清掃委託契約の作業日数が想定より3日間減少したことから、契約変更を行い、作業日数の減とそれに応じた契約金額を減額すべきところ、これらを行っておらず、適正でない。 この結果、219万5,124円の不経済支出が発生することとなる。 場は、休開市日の決定に伴い変更となった清掃業務の作業日数に基づき契約変更を行われたい。								豊洲市場は、豊洲市場業務施設清掃委託契約について、休開市日の決定に伴い、清掃作業の日数が3日間減少したことから、令和6年2月に契約変更手続を行い、219万5,124円の減額変更を行った。【1-ア】 管理部は、各場に対し、令和6年8月30日付通知文により、休開市日の決定に伴い、仕様書に定める業務の作業日数が変更となった場合は、適正な契約変更を行うことなどを通知し、再発防止の取組の周知を図った。【2-エ】							
			1				2											
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ								
			◎															○

56	中央卸売市場	(休市日及び開市日の決定に伴う契約変更について) 警備委託について必要な仕様を定めるとともに休開市日の変更に伴う契約変更を行うべきもの	豊洲市場は、警備委託契約を締結し、受託者は、防災センター業務、巡回業務等を毎日、見学者対応等を開市日のみ行っている。 場は、令和6年の休開市日の決定に伴って契約変更を行い、警備業務日数の減とそれに応じた契約金額の減額をすべきところ、これらをしておらず、適正でない。 なお、場は指示書により、休市日である12月の3日間に開市日と同様の警備員を配置しており、契約金額は業務量に対応したものとなっているとしており、令和4年度も年末に同様の配置をしたことから、このような対応が必要ないとは言いえない状況であった。しかしながら、休市日に本来行わない業務を契約変更によらず行わせ、委託料を支払うことは、契約によらず支出していることになり適正でない。 この結果、場は、休市日の増加分の契約金額を減額しないとともに、仕様書の変更によらず開市日と同様の警備員配置を行わせていることとなる。また、休市日警備では見学者対応は必要ないことから、見学者対応分の金額210万5,962円が不経済支出となる。 場は、繁忙期における休市日の警備内容を仕様書に定め契約に基づいて行うよう改めるとともに、休開市日の変更に伴う警備委託の業務日数の変更について契約変更を行われたい。								豊洲市場は、豊洲市場警備委託契約について、休開市日の決定に伴い、見学者対応業務が3日間減少したことから、令和6年2月に契約変更手続を行い、210万5,963円の減額変更を行った。【1-ア】 管理部は、各場に対し、令和6年8月30日付通知文により、休開市日の決定に伴い仕様書に定める業務の作業日数が変更となった場合は、適正な契約変更を行うこと及び仕様書に定めていない業務については、契約変更により仕様書を定め、変更後の仕様書に基づいて適正に契約を履行させることを通知し、再発防止の取組の周知を図った。【2-エ】							
			1				2											
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ								
			◎															○

57	中央卸売市場	木製パレット廃棄物処理事業負担金の算定に係る最大積載量の設定方法を定めるべきもの	北足立市場及び世田谷市場では、各場の事業者等が構成する団体との協定等に基づいて、市場内で発生する木製パレットの廃棄物の処理経費のうち共用部分で発生するものの経費として、処理経費の15%相当額を負担している。 各団体が、それぞれ廃棄物処理業者と契約をし、廃棄物の処理経費について、月毎に各場を通じて管理部に申請し、部が申請内容の確認及び交付決定を行った上で、各場が負担金を支出している。 部は、「木製パレット廃棄物の処理に対する負担金の交付基準」により申請様式を定め、これに基づき、団体がトラック1台当たりの単価によって処理を契約している場合、契約金額をトラック1台当たり最大積載量で除した額に処分重量を乗じた額を負担金の対象としている。 そこで、負担金の算定状況を確認したところ、トラック1台当たり最大積載量の考え方が場や団体によって異なっており、適正でない。 木製パレットのトラック1台当たり最大積載量をどのように設定するかは、負担額の算定に当たり大きな影響を及ぼすことから、部は、木製パレットの最大積載量の設定方法を定めるべきである。 部は、木製パレット廃棄物処理事業負担金の算定に係る最大積載量の設定方法を定められたい。								指摘の発生原因は、負担金の算定に当たり、トラック1台当たり最大積載量の考え方が場や団体によって異なることのないよう、最大積載量の設定方法を定めておくべきであったが、これを定めていなかったことによるものである。 管理部は、最大積載量の設定方法を定めるとともに、関係様式の改定等を行い、令和6年3月21日付通知文により、各場に周知した。 北足立市場及び世田谷市場は、令和6年5月分から当該通知文に従い最大積載量を設定し、木製パレット廃棄物処理事業負担金の算定を行っている。 【2ーウ】							
			1				2											
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ								
										◎								
58	建設局	(建設事務所等における河川等の維持補修に係る単価契約の工事について) (建設事務所における管内河川等の維持管理に係る単価契約について) 施工に当たり必要な安全対策を講じるよう受注者を指導・監督すべきもの	北多摩南部建設事務所は、管内河川等の維持管理のため、単価契約を締結し、指示工事を行っている。 ところで、労働安全衛生規則では、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合において、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときには、作業床を設置すること、また、作業床の設置が困難な場合には、墜落制止用器具を使用させる等の措置を講じなければならないとしている。 しかしながら、仙川及び石神井川における指示工事において河川への侵入及び転落を防止するために設置されているネットフェンスが老朽化したことから、このフェンスを交換する工事を行っているが、当該工事に係る工事記録写真を確認したところ、作業場所が、河床から2m以上の高さにあり、狭隘な施工箇所であるにもかかわらず、受注者は、墜落制止用器具の使用等の必要な措置を講じていない状況が認められた。 所は、施工に当たり必要な安全対策を講じるよう、受注者を適切に指導・監督されたい。								当該業務に係る規則等の現場での適用について、各担当の確認が不十分であった。 北多摩南部建設事務所は、令和6年度河川維持工事その1（単価契約）その2指示番号2において、指示書にて高さが2m以上の箇所で作業を行う場合において必要な安全対策を講じるよう指示し、受注者は、作業床を設置して安全に施工した。【2ーイ】 北多摩南部建設事務所は、令和6年3月19日に工事第二課課長代理会を実施し、指摘事項及び再発防止の徹底を周知した。また、令和6年8月6日の所課長会において監査結果に対する取組の周知をした。さらに、令和6年10月17日開催の河川部及び他の事務所が参加する維持担当者会議で監査結果に対する取組を報告し周知した。 【2ーエ】							
			1				2											
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ								
									◎			○						

59	建設局	(建設事務所等における河川等の維持補修に係る単価契約の工事について) (建設事務所における管内河川等の維持管理に係る単価契約について) 特殊製品組合せ費の使用に係る積算を適正に行うべきもの	北多摩南部建設事務所は、管内河川の維持管理等のため、単価契約に基づき指示工事を行っている。 ところで、単価契約の工事においては、維持補修に必要な材料は工事を行う現場の状況や工事内容等に応じて極めて多種にわたり、全ての材料について単価を定めることができないため、河川事業を統括する河川部では、「河川事業に係る単価契約運用の手引き」において、特殊製品組合せ費を設定し、運用することができる旨を定めている。 特殊製品組合せ費を使用する材料費の積算に当たっては、「積算基準（共通編）材料費の積算」において標準単価や建設物価等で単価がない場合、見積りによることができるとされている。 そこで、特殊製品組合せ費に係る積算の仕方について見たところ、河川維持工事その１（単価契約）において、積算根拠として見積書が添付されている。しかしながら、これらの見積書は、本来、所が自ら徴取すべきところ、受注者が徴取したものとなっていることから、適正でない。 所は、特殊製品組合せ費に係る積算を適正に行われたい。	担当者の業務知識が不足しており、かつ課内のチェック体制が不足していた。 北多摩南部建設事務所は、令和５年度河川維持工事その２（単価契約）において、所が自ら見積書を徴取した。 【２－イ】 北多摩南部建設事務所は、令和６年３月１９日に工事第二課課長代理会を実施し、指摘事項及び再発防止の徹底を周知した。また、令和６年８月６日の所課長会において監査結果に対する取組の周知をした。さらに、令和６年１０月１７日開催の河川部及び他の事務所が参加する維持担当者会議で監査結果に対する取組を報告し周知した。 【２－エ】
60	建設局	(建設事務所等における河川等の維持補修に係る単価契約の工事について) 公園緑地事務所における給排水衛生設備の維持管理に係る単価契約の積算を適正に行うべきもの	西部公園緑地事務所は、事務所棟及び井の頭恩賜公園内の建築物の給排水衛生設備を常に良好な状態に維持管理するため、２件の単価契約を締結している。 ところで、局が施行する建築施設の設備工事及び公園施設の機械設備工事の積算は、財務局が別に定める「積算基準（建築工事編）」及びその他の基準類によることとされている。 「積算基準（建築工事編）」によれば、工事価格は、直接工事費に共通費を加えて算定するものと定めている。 そこで、両契約における積算を見たところ、「積算基準（建築工事編）」を適用すべきところを誤って「積算基準（土木設備）」を適用して積算を行っていた。「積算基準（土木設備）」では、直接工事費のうち、特定の材料に係る費用を共通費の計算の対象としていないため、単価の設定において、共通費を一部計上しておらず、その結果、２契約の当該単価の合計で、２４万２，１００円（監査事務局試算）が過少積算となっていることが認められた。 所は、単価契約における単価の積算を適正に行われたい。	担当者（機械）の他職種（建築）の積算基準に対する業務知識が不足しており、かつ課内のチェック体制が不足していた。 指摘を受け、西部公園緑地事務所は、令和６年８月２９日実施の管理課内課長代理会で周知・注意喚起を行い、建築設備の設計照査時に「積算基準（建築工事編）」及びその他の基準類を採用した単価設定になっているか、作成したチェックシートで確認することとした。【２－エ】

61	建設局	著作権の都への帰属が確保できるよう契約を締結すべきもの	第四建設事務所では、道路の開通を記念した催し等を行わせることを目的として、開通記念式典等に係る式典等委託を、また、西多摩建設事務所では、事業地周辺における希少鳥類調査を行うことにより、生息状況及び繁殖状況等を把握し、事業の施工計画や希少鳥類保護に関する基礎資料を得ることを目的として、自然環境調査委託を締結している。 両所は、式典等委託及び調査委託において、成果物として式典での投影及び式典・イベント開催時の状況を配信するための動画や猛禽類等に関する調査の報告書等の作成を求めている。 ところで、東京都著作権取扱要綱では、都は、都以外の者が、都との契約に基づいて作成する著作物について、著作権を取得するものと定められている。 そこで、これらの契約書について見たところ、委託により作成された成果物に係る著作権を都に帰属させることの定めがなかった。このため、両所は、著作権に係る定めを仕様書に明記することで、都が委託契約により作成された成果物を自由に使用、改変等ができる状況を確保することが必要である。 両所は、著作権に係る定めを仕様書に明記し、著作権の都への帰属が確保できるよう契約を締結されたい。 指摘の発生原因は、委託の成果物に係る著作権の取扱いについて、担当者まで周知が徹底できていなかったことにある。 第四建設事務所は、令和6年3月12日に開催した工事第一課内の課長代理会において、指摘事項について周知した。また、令和6年5月28日に開催した工事第一課内の課長代理会において、執行調整会議で著作権に係る定めを仕様書に明記するよう注意喚起があったことを周知した。さらに、令和6年8月20日に開催した課長会において、指摘事項を周知し、再発防止を注意喚起した。【2-エ】 所は、式典等委託において、成果物の著作権が委託契約の対価の支払をもって委託者である都に移転していることについて、令和6年8月15日に受託者との間で確認書を取り交わし、著作権の都への帰属を確保した。 【1-エ】 西多摩建設事務所は、令和6年7月16日に開催した課長会において指摘事項について周知を行うとともに、所内関係職員の講習会（令和6年7月23日文化庁開催「都道府県著作権事務担当者講習会」）の受講促進を図った。また、令和6年7月16日に開催した工事第一課内の課長代理会において、指摘事項について周知を行い、著作権に係る定めを仕様書に明記するように周知した。【2-エ】 所は、調査委託において、成果物の著作権が委託契約の対価の支払をもって委託者である都に移転していることについて、令和6年8月5日に受託者との間で確認書を取り交わし、著作権の都への帰属を明確にした。 【1-エ】 道路建設部は、令和6年5月から同年6月までに開催した執行調整会議において、関係者に本案件を周知し、注意喚起及び再発防止の徹底を図った。 【2-エ】							
			1				2			
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
						◎				○

62	建設局	契約保証金に係る事務について適切に指導し追加納付に係る事務処理を適正に行うべきもの	江東治水事務所は、水門管理センターの改修工事の請負契約を締結しており、その際、契約保証金を契約の相手方に納めさせている。 ところで、東京都契約事務規則によると、契約を締結するに当たり、契約相手方が保険会社との間に都を被保険者とする履行保証保険契約を締結したときなどを除き、都は契約の相手方に契約金額の100分の10以上の契約保証金を都に納めさせなければならないとしている。また、本契約の約款によると、契約金額が増額した場合は、既に納付された契約保証金が未払の契約金額の100分の10以上あるときを除き、契約保証金の追加納付を受ける必要がある。 そこで、本契約を見たところ、所は規則に基づき、当初契約金額の100分の10に当たる657万8,000円の契約保証金の納付を契約相手方から受けていた。また、契約変更は2回行われており、いずれの場合も、契約金額が増額していることが認められた。 しかしながら、所は、いずれの契約変更においても、契約保証金の追加納付を契約相手方に求めることをせず、契約約款の定めに従い、合計で56万120円を追加で納めさせる必要があったが、納付させておらず適正でない。 また、本契約において契約保証金の追加納付を求める必要があるかどうかを、所が、事前に局の契約所管部署である総務部に確認を行ったものの、部は、追加納付をさせるよう指示していなかった。 所は、契約金額の増額に応じて必要となる契約保証金の追加納付に係る事務処理を適正に行われたい。 部は、各部所の契約保証金の追加納付に係る事務処理について適切に指導されたい。								指摘事項が発生した原因として、契約約款に基づいて適切に対応するよう所に指導する認識が不足していた。 江東治水事務所は、令和6年3月21日開催の庶務課経理担当会において指摘事項を周知し、契約保証金に係る事務を適正に行うよう注意喚起した。【2-エ】 総務部は、令和6年8月7日付通知文及び同年5月16日実施の局研修「実務研修「契約実務」」において、工事請負契約書第32条の取扱いについて各所に周知した。【2-エ】							
			1				2											
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ								
																		◎

63	建設局	労働安全衛生規則に基づくフォークリフトの定期自主検査について確実な実施が確認できるよう適正に記録を保存すべきもの	土木技術支援・人材育成センターは、戸田橋実験場で実施する橋梁床版の耐荷性能試験に当たって床版を設置するためにフォークリフトを所有している。 ところで、労働安全衛生規則では、フォークリフトの定期自主検査及び検査の記録について定めている。規則によれば、事業者は、1月を超えない期間ごとに月次検査を行わなければならない。ただし、月次検査は、1月を超えて使用しないフォークリフトについては検査が不要であるが、その場合、再び使用を開始する際に改めて当該検査を行わなければならない。そして、この月次検査の記録については、3年間の保存義務が定められている。 そこで、過去3年間のフォークリフトの使用状況及び月次検査の検査記録を確認したところ、所は、令和3年11月11日、令和4年7月26日、同年8月2日、同月8日、9日及び令和5年12月5日にフォークリフトを使用しており、所は、その都度必要とされる月次検査を実施したとしているが、その記録をいずれも保存しておらず、その実施が確認できなかった。 センターは、労働安全衛生規則に基づくフォークリフトの定期自主検査について、確実な実施が確認できるよう適正に記録を保存されたい。							
			1				2			
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
										◎

指摘の原因として、担当者の労働安全衛生規則に関する知識が不足しており、月次検査点検表の記録保存は不要であると誤認識していた。また、課内のチェック体制が不足していた。

土木技術支援・人材育成センターは、確実な確認が実施されるよう、検査記録表に決裁欄を設ける変更を行った。

また、令和6年8月20日開催の課長代理会にて、改めて同規則の課内周知を行うとともに、使用期間においては毎月末日を検査日と定め検査を実施し、課内で複数チェックを行った上、適正に記録し、保存管理することとした。

さらに、運転技能講習の受講により、運転技能とともに労働安全衛生規則について担当者に学習させた。

【2－エ】

64	港湾局	橋の鋼床版への防せい処理に係る使用材料及び施工方法について事前及び事後の確認を適切に行うべきもの	東京港管理事務所は、有明西運河に架かるのぞみ橋の亀裂調査を委託しており、その業務は、令和4年度の調査において、橋の床面である鋼床版を支えるUリブという鋼材の亀裂から漏水が確認されたため、その水分の侵入経路として、Uリブ上部の鋼床版に亀裂が生じていないかを調査するものである。 当初、超音波探傷試験を行ったものの亀裂が検出されなかったため、令和6年2月に受託者との協議により、過去の調査でUリブの表面に亀裂の進行を防止する目的で設けられた直径2cmの穴（ストップホール）から工業用スコープを用いてUリブ内の状況を確認することとなり、ストップホールを覆っていたカバー材や塗料をいったん剥がすこととなった。 ところで、Uリブは、橋りょうの鋼床版を支える重要な鋼材であり、さびやひびの要因とならないよう適切に穴を塞ぎ、適切な防せい処理を施して復旧する必要があるにもかかわらず、受託者から提出された書類を見たところ、防せい処理を施工する前の協議書にも、防せい処理後の調査報告書にも、カバー材や塗料といった使用材料や施工方法については記載されておらず、所も確認を行っていないことが認められた。 監査日現在、所が改めて受託者に問い合わせたところ、防せい処理に係る使用材料及び施工方法に問題がないことは確認されたが、契約期間内において、所が、防せい処理に係る使用材料及び施工方法について、事前及び事後の確認を行っていないことは適切でない。 所は、橋の鋼床版への防せい処理に係る使用材料及び施工方法について、事前及び事後の確認を適切に行われたい。 指摘の発生原因は、令和4年度の調査と同一の受託者であったことや軽微な作業であったため口頭確認及び施工完了確認で足りると考えたことにある。 そのため、所は、設計、工事に関わる課内技術職全員が参加する港湾道路管理課課内会議を令和6年5月21日に開催し、管理職から確認方法の具体的な内容として下記のとおり情報共有し周知徹底を図った。 ① 事前の確認として、監督員が調査計画書に使用材料、施工方法が記載されているかを確認する。 ② 施工完了後の報告として、施工後の写真、使用材料の写真を受託者から報告書として提出させ、適切に防せい処理が施工されたことを監督員が確認する。 また、局は、令和6年8月21日実施の監査結果説明会において、各部・所の経理担当者に対し、当該指摘事例等について周知した。【2-エ】							
			1				2			
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
										◎

65	東京消防庁	※物品の買入れ等契約の積算に係る取扱いについて	庁の物品の買入れ等契約の積算に係る取扱いについて見たところ、総務部に契約締結請求を行う各部の起工において、契約目途額の算定に当たり市場価格の調査を目的として参考見積書を徴取する場合に、総務部が、参考見積書を徴取する業者を情報提供しており、各部では、次の取扱いが認められた。 ① 情報提供された1者から参考見積書を徴取している。 ② 1者から参考見積書を徴取した結果、複数者からの参考見積書徴取が必要と考えた場合、現状の取扱いでは、総務部に次の業者の情報提供を求め、参考見積書を徴取していることから、起工・積算までに更に1か月から2か月程度を要している。 ③ 本来、複数者からの参考見積書徴取が望ましいと考えるものの、上記②の手順・期間となるため、調達時期・履行期間を考慮すると、その期間を費やすことは困難であることから、結果的に、1者から参考見積書を徴取している。 参考見積書の徴取は、複数者から徴取が可能な場合は、これを行うことにより、よりの確な市場価格の把握が可能となる。 各部では、複数者から徴取が可能な場合においても1者からの徴取となっている事例が多く、また、複数者から徴取する場合には上記②の手順・期間となるため、物品の調達時期の後ろ倒しや、物品の制作等の履行期間を十分に確保できないなど、調達・履行内容に影響が生じかねない状況となっている。 こうした状況にあつては、同時期に複数の参考見積書を徴取するなど、的確な市場価格の調査を行い、より適切で効率的な起工・積算を行うことが望ましい。 よって、契約担当部署である総務部は、参考見積書徴取業者の情報提供の仕方を見直すとともに、各部が、主体的かつ効率的に市場価格を反映した起工・積算が行えるよう、指導・助言することが望まれる。							
			1		2					
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
										◎

66	交通局	石綿分析調査に必要な資格の保有を確認する適正な仕様書を作成すべきもの	石綿障害予防規則によれば、事業者は、建築物等の解体等の作業を行うときは、あらかじめ、石綿等の使用の有無を調査しなければならず、設計図書等により石綿等の有無が明らかとならなかったときは、厚生労働省が告示に定める有資格者に分析調査を行わせなければならない。当該規定は令和2年の規則改正で追加され、令和5年10月1日に施行されたことから、施行日以降の契約において分析調査を実施する者は、分析調査の有資格者である必要がある。 ところで、志村保線管理所は、石綿分析調査業務を委託しているが、特記仕様書では、分析調査の有資格者であることを示す書面を求めているが、委託の仕様書として適正でない。 これは、所が、規則改正によって石綿分析調査に必要な資格が定められたことを認識せず、従前の仕様書を使用したことによるものである。 所は、石綿分析調査に必要な資格の保有を確認する適正な仕様書を作成されたい。								建設工務部は、令和6年6月12日付通知文により、定例監査の指摘に伴う石綿障害予防規則への適切な対応について、関係各課、各事務所へ再度周知を行った。通知文には、事前調査及び分析調査の従事者は厚生労働省が告示する有資格者でなければならないこと及び適正な特記仕様書の記載例を記載し、再発防止を図っている。 【2-イ、2-エ】 志村保線管理所では、通知文を所内に周知するとともに、令和6年6月26日の所内全体会議にて、本件について説明し、適正な仕様書を作成するように周知した。【2-エ】 また総務部は、令和6年9月18日付通知文により、局内に対して事業に関係する法令の改正について改めて確認するよう周知し再発防止を図った。 【2-エ】 今後も、事業に関係する法令の改正について、本局の所管部署で日常的な状況把握を行うとともに、改正があった場合は、局内に遺漏なく周知していく。【2-エ】							
			1				2											
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ								
										○								◎
67	交通局	仕様において数量等を適正に定めるべきもの	三田線電気管理所では、日暮里・舎人ライナーが令和5年4月10日から同月13日まで4日間連続して運行に支障が生じた際、業務委託契約により、緊急点検を実施した。 緊急点検は、当該路線の全区間について令和5年4月13日から同年5月31日まで実施しており、その内容は、異常な揺れ等の有無を確認するための1日2回の添乗点検及び電車線のたわみを吸収する伸縮継手等の外観点検並びに指定する伸縮継手の温度測定であった。 ところで、所は、平常時においては毎週火曜日午前に、緊急点検と同一の内容の添乗点検を行っていることから、緊急点検の委託先も平常時点検の受託者を特命していた。したがって、火曜日午前については添乗点検を重複して実施する必要がなく、両点検の添乗記録を確認したところ、同一の点検員により実施されており、重ねて実施してはいなかった。 そこで、緊急点検の仕様の定めを確認したところ、添乗点検のうち火曜日午前については、平常時点検と重複しないよう除外することを明記すべきところ、仕様書上は、火曜日午前の添乗点検が含まれていることが認められた。所が、仕様書に業務の数量を正確に定めまいまま、委託業務を行わせたことは適正でない。 所は、契約の仕様において数量等を適正に定められたい。								車両電気部は、令和6年6月19日に開催した車両電気部が統括する電力関係部署への連絡会（電力区長会）で監査経過を周知し、正確な業務数量を定め仕様書に記載するよう指導した。 【2-エ】 車両電気部は、仕様書に適正な数量が記載されていることを区長及び所長が確認するよう起案の際に添付している既存のチェックリストに「適正な数量が記載されているか」を追記し、令和6年8月14日付通知文により周知した。【2-ウ】							
			1				2											
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ								
																	◎	○

68	交通局	非常用照明について維持管理を適正に行うべきもの	車両電気部は、建築基準法第12条に基づく点検について、車両検修場6所をまとめて業務委託の契約をし、各場では委託業務の履行確認を行うほか、結果を受けての対応を行っている。 令和5年度の12条点検の結果について見たところ、馬込車両検修場においては、非常用照明のうち2か所について、受託者から蛍光灯がなかったという指摘を受けた。このうち1か所については、前年度の12条点検においても蛍光灯がなかったという指摘を受けていた。 非常用照明は、法の設置基準に基づき、居室内の人を非常時等に安全に避難させることを目的として設置されていることから、場が2年連続で蛍光灯がなかったと指摘されていたことは適正でない。 場は、非常用照明について、維持管理を適正に行われたい。							
			1				2			
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
				◎						○

馬込車両検修場は、令和6年4月15日に全ての非常用照明の蛍光灯の取付け確認を行うとともに、異常を発見した際は報告するよう掲示を行った。【1-イ】

指摘の発生原因は、各室の管理者に当該設備の重要性が認知されていなかったことである。その対策として、令和6年4月16日に馬込車両検修場にて場内会議を行い、場内周知を図るとともに、同日付通知文により、庁舎管理者である検修場から各室の管理者である関係部署へ、非常用照明について、日常的な確認と、異常等があった場合の速やかな対応及び検修場への報告を指示した。【2-エ】

また、令和6年5月10日に車両課長会を行い、馬込車両検修場の事象について情報共有し、他場・所での再発防止の徹底を図った。【2-エ】

69	水道局	減額措置に係る事務処理が適正に行われるよう取り組むべきもの	江東営業所で料金の減額措置の対象としている施設について見たところ、次のとおり、適正でない状況が認められた。 ① 局は、公衆の用に供されている噴水泉池、街頭便所、公衆水飲栓の料金について、当該施設の管理者からの減額申請に基づき、料金の減額を行っている。 その際、同一メータを経由して、料金の減額対象施設と対象外施設とに給水するものについては、原則として減額措置の対象としないこととなっている。 所で、料金の減額措置を行っている公衆用栓について見たところ、減額対象施設が、減額対象外施設である親水用施設（使用水量が1割を超える）と同一メータを経由して給水しているため、減額対象施設とはならない案件が認められ、合計156万5,594円の料金が誤って減額措置されている。 ② 局は、福祉施設に係る水栓について、水道使用者等からの減額申請に基づき、料金の減額措置を行っている。 所で、料金の減額措置を行っている福祉施設について見たところ、監査日現在も水道使用者の名義は同一であるものの、減額対象となる福祉施設としては使用されていなかった案件が認められた。 施設の用途等が申請時から変更になった際には、水道使用者等から所へ連絡するよう通知しているが、当該施設は用途変更の連絡がなかったことから、料金の減額措置が継続されていた（減額合計2万145円）。 誤った減額措置により請求漏れとなっている下水道料金については、公の債権であることから、地方自治法に基づき時効により消滅しているため、請求できない状況となっている。 所は、料金の減額制度について改めて周知するなど、減額措置に係る事務処理が適正に行われるよう取り組むとともに、誤って減額した料金を請求されたい。							
			・ 所は、公衆用栓として誤って減額措置を行っていた料金について、令和6年3月8日に請求を行い、同月22日に収入している。【1ーア】 ・ 所は、社会福祉施設として誤って減額措置を行っていた料金について、令和6年1月25日に請求を行い、同年2月14日に収入している。【1ーア】 本件については、所の確認が不足していたこと、また、当該事業者が減免対象外施設となった場合に自ら申告することに対する理解が不足しており、所として制度の周知が必要と考えられることから、以下の対応を実施した。 ① 所は、令和6年2月6日に当該施設の管理者へ申請書と説明書を添付して送付するとともに電話でも具体的な減免の要件について説明を行った。また、所内においては、同月19日に減免の適用基準について再周知を行った。【2ーエ】 ② 所は、令和6年5月24日に社会福祉減額対象の82施設に対し、料金減免制度の案内文を送付して、社会福祉事業の廃止・変更・移転等に伴い減免対象施設外となった場合は連絡するように通知した。 【2ーエ】 サービス推進部は、上記①、②について令和6年4月22日の営業所長会にて情報共有と注意喚起を行った。 【2ーエ】 局は、令和6年9月3日付けで、局内に対し監査結果を通知し、指摘事項の周知徹底及び注意喚起を行った。 【2ーエ】							
			1				2			
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
			◎							○

70

水道局

汚水排出量の算定を適正に行い下水道料金の請求を適正に行うべきもの

局は、下水道料金徴収業務の委託に関する協定等に基づき、下水道局から、下水道料金の徴収に関する事務の委託を受けていることから、下水道料金を、水道料金と併せて徴収している。

東京都下水道条例により、井戸水などの水道水以外の水を使用している場合は、使用の実態等を考慮して管理者が認定した使用水量をもって汚水の排出量とみなすこととなっている。また、井戸水使用者の下水道料金については、井戸水を汲み上げるポンプにポンプ稼働した時間を計測する時間計を設置し、ポンプ稼働した時間数とポンプの時間当たりの揚水量を乗じて汚水排出量とし、下水道料金を算出している。

さらに、「公衆浴場営業の用」と「その他の用」とに区分して汚水排出量を認定することになっている。これは、公衆浴場営業用途の水道料金及び下水道料金については、低廉な料金が設定されていることによるものである。

杉並営業所における井戸水使用者の下水道料金の算定について見たところ、コインランドリーを併設する公衆浴場において、2万5,845円過大に下水道料金の請求を行い徴収していた事例が見受けられた。

当該事例においては、2機の時間計を設置し、一つは施設全体の汚水排出量を計測し、もう一つは、コインランドリーの汚水排出量を計測し下水道料金を徴収し、公衆浴場については、施設全体の汚水排出量からコインランドリーの排出量を控除すべきところ、これを行わなかったために、過大な請求になったものである。

所は、汚水排出量の算定を適正に行い下水道料金の請求を適正に行われたい。

所は、過大請求分について、令和6年2月7日及び同月8日に還付処理を行った。【1ーア】

本件については、汚水排出量の控除対象案件を見落としていたことが要因であると考えられることから、以下の対応を実施した。

所は、検針担当に対し、指摘内容及び留意事項（漏れが発生しないよう対象案件を把握、料金算定事項を確認し算定）について、令和6年2月22日に周知した。【2ーエ】

また、所の検針担当課長代理は控除対象案件の見落としを防げるようになるまで、控除対象の14件をリスト化し、各担当へ定期検針日に伝達するとともに、料金算定後にも適正に処理されているか確認を行っている。

【2ーウ】

サービス推進部は、令和6年4月22日の営業所長会にて情報共有と注意喚起を行った。【2ーエ】

局は、令和6年9月3日付けで、局内に対し監査結果を通知し、指摘事項の周知徹底及び注意喚起を行った。

【2ーエ】

1

2

ア

イ

ウ

エ

ア

イ

ウ

エ

◎

○

○

71	下水道局	下水道一時使用に係る下水道料金の債権管理を適正に行うべきもの	中部下水道事務所は、監査日現在収入未済となっていた下水道一時使用に係る下水道料金の納期限を過ぎても納付していない債務者に対し、電話による催告のみで、督促状を発行して督促を行っていないことが確認された。 下水道料金の督促等については、納期限までに納付しない者があるときは、納期限経過後20日以内に規則で定めた督促状を発行して督促するよう、地方自治法及び東京都分担金等に係る督促及び滞納処分並びに延滞金に関する条例並びに東京都下水道事業の施行に伴う分担金等の督促及び滞納処分に係る事務手続等に関する規程で定められている。 また、条例では、督促をした場合においては、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ延滞金額を加算して徴収するとしている。 所が、これら納期限後未納付の下水道料金について、条例及び規程に基づく督促状を発行していないことは適正でない。 また、本債権は令和6年1月19日に納付済みとなっているが、督促状を発行していなかったため、延滞金2万9,019円（監査事務局試算）を請求することができない状況となっている。 所は、下水道一時使用に係る下水道料金の債権管理を適正に行われたい。							
			1				2			
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
									○	◎
			本件は、中部下水道事務所が相手方に納付の意思があり、納付期限から20日を超えた後も電話による催告を継続していたことから、督促状の発付事務を行う経理部に案件の協議をせず、督促状の発付手続を行わなかったものである。 経理部は、令和6年1月29日開催のお客さまサービス課長会において各所に指摘内容の情報共有を図るとともに、下水道料金の適正な債権管理について通知を発出し、注意喚起を行った。【2エ】 これを受け、所は、会計情報システムの収入徴収簿による収入状況確認を日々行い、未収金管理の更なる徹底を図っている。 また、所は、滞納事案となる可能性が高い事案が発生した場合には、速やかに経理部への情報共有を行うものとし、令和6年1月19日に納付期限を経過して収入未済となった下水道料金について、部に協議を行い、部は令和6年2月8日に督促状を発付している。【2エ】 さらに、経理部は、令和6年7月2日に開催した業務担当課長代理会で、改めて本件を取り上げており、各所では、部からの周知を踏まえ、下水道料金請求書兼支払書の送付時に、支払期限内の納付の徹底を促す書面を同封することとし、使用者に対して支払期限内の納付の徹底及び支払期限を超過した場合の注意喚起を行うなど、債権管理の適正化に努めている。【2ウ】							

72

下水道局

維持補修単価契約工事の安全対策について監督及び履行確認を適正に行うべきもの

東部第一下水道事務所は、施設管理部が締結した「管きょ維持補修工事（複数単価契約）」に基づき、所管区域の工事の発注、完了検査及び工事代金の支出を行っている。また、本契約の工事の監督は、別途業務委託により定めた「監督補助員」が監督員を補助している。

工事の履行及び履行確認状況を確認するため、所における工事を見たところ、本工事は、腐食により固着した人孔の上部の取替えを3か所で実施したものである。このうち、人孔Aについて、「アンカーボルト設置工穿孔状況」としてドリルを使用している写真と、「アンカーボルト設置工打込状況」として開口部周囲にアンカーを打ち込んでいる写真があり、これらは連続して行われる作業であるが、どちらも人孔には安全対策が実施されていないかった。

ところで、労働安全衛生規則は、事業者に対し、高さが2m以上の開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い等を設けなければならない、囲い等を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等を取りはずすときは、防網を張り、労働者に墜落制止用器具を使用させる等、墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならないと定めている。

公共下水道台帳によると、人孔Aの構造は、地盤面から底面までの高さが2m63cmである。工事記録写真から確認できるとおり、安全対策を行わず開口したまま作業を実施していることから、転落する危険性があったことが認められるため、人孔Aの工事に係る、所の受注者及び監督補助員に対する監督は適切でない。また、危険性のある施工状況を看過していることから、所の履行確認も適正でない。

所は、維持補修単価契約工事における安全対策について、受注者及び監督補助員を適切に監督するとともに、履行確認を適正に行われたい。

本件は、安全教育が不足していたこと、また、安全対策についての履行確認が不足していたこと、さらに、これらの事態を確認する所の体制が不十分であったことにより発生したものである。

そこで、東部第一下水道事務所は、令和6年1月19日に人孔開口部に安全措置が行われていない旨の指示書を受注者へ交付し、同月22日に受注者より改善報告書を受理した。

【2－エ】

また、令和6年2月13日にお客さまサービス課職員及び監督補助員を対象とした安全教育を実施し、指摘事項について周知し、注意喚起を行った。

【2－エ】

さらに、令和6年2月15日、安全対策を含めた工事の適正な履行の確保を図るため、他の維持補修工事着手に先立ち、所より受注者へ履行確認書の交付を開始し、安全対策に対して履行確認を確実にできるようにした。

【2－ウ】

施設管理部は、令和6年2月26日付通知文により、高所作業における安全管理等の徹底について、改めて徹底するよう各事務所、監督補助受託会社へ周知した。【2－エ】

所は、施設管理部からの通知文を受け、高所作業における安全管理等の徹底について、課内職員、監督補助受託会社及び工事・作業等の受注者へ周知を行った。【2－エ】

加えて、維持補修工事について、お客さまサービス課長は令和6年2月29日の課内課長代理会で担当課長代理に対し、受注者及び監督補助員が安全管理を適正に実施しているかの履行確認を定期的に行うよう指示をした。また、課内課長代理会で定期的に注意喚起を行っていくこととした。

【2－エ】

1				2			
ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
						○	◎

73

下水道局

下水管路施設の防臭装置を適切に購入すべきもの

1				2			
ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
						◎	○

西部第一下水道事務所では、下水管路施設から発生する臭気を防止する装置として販売されている雨水枳内の下流取付管口に装着する防臭キャップと雨水枳蓋下に設置する防臭リッドを購入・設置することで、下水管路施設の防臭対策を行っている。

そこで、これらの物品の購入状況を確認したところ、近接した時期に2件の随意契約を締結し、同じ物品を複数回購入している事例が認められた。

所によると、夏季は下水管路施設の臭気が増大する時期であるため、これらの装置がより多く必要になると想定し、複数回発注を行ったとのことである。

しかしながら、これら2件の契約を1件にまとめていけば、東京都下水道局契約事務規程で定める随意契約にすることができる予定価格の額（160万円）を超えるため、入札により契約手続を行うこととなり、競争性の向上を図ることができる。

近接した時期にそれぞれ随意契約を締結し、同じ物品を調達していることは適切でない。

所は、下水管路施設の防臭装置を適切に購入されたい。

本件は、防臭装置の在庫管理及び適切な購入方法の周知が不十分であったこと、必要数量、必要時期に関するチェックが徹底できていなかったことにより発生したものである。

そこで、西部第一下水道事務所は、令和6年5月分から在庫管理表をもとに必要数量の根拠について確認し、適切な契約方法で購入することを改めて徹底した。【2-ウ】

また、令和6年5月7日に所内課長会にて防臭装置を適切に購入しなかった事例を改めて共有し、必要数量及び必要時期を把握し、適切な契約方法での購入を徹底するよう周知し、注意喚起を行った。【2-エ】

施設管理部は、令和6年2月27日付通知文により、下水管路施設の防臭装置に関し、購入数量を適切に設定し、適切な契約方法により行うことを改めて徹底するよう各事務所へ周知した。【2-エ】

74	下水道局	灯油の供給 単価契約に 関する情報 を適切に共 有するとと もに発注を 適正に行う べきもの	森ヶ崎水再生センターは、令和5年11月にセンター及びポンプ所の非常用発電設備の燃料として使用するため、単価契約で灯油を購入している。この契約手続は、灯油供給単価契約の取りまとめ部門の施設管理部を通して行われ、この契約に基づく灯油の納入は、センターが必要の都度、契約受注者に対し、納入日時、場所、数量、方法等を指示することとしている。 ところでセンターは、勝島ポンプ所の非常用発電設備の燃料として使用するため、上記灯油供給単価契約の契約期間中にもかかわらず別の灯油の購入契約を締結していた。その経緯を確認したところ、灯油供給単価契約締結後、契約の取りまとめ部門の施設管理部が、「落札者決定等通知書」と共にセンターへ送付した「納入業者一覧」に受注者を誤って記載し、センターも「納入業者一覧」と「落札者決定等通知書」を突合せず誤りを把握できなかった。そしてセンターは、先の「納入業者一覧」に基づき、契約を締結した受注者と異なる事業者に勝島ポンプ所への灯油の納入を発注し、その後、誤りを把握して発注取消しを求めたが、取り消せなかった。そこでセンターは、令和5年11月24日付けで誤発注した事業者と別の契約を締結し、同月27日に灯油16klを勝島ポンプ所に納入させたものである。部が、契約を締結した受注者とは異なる事業者を「納入業者一覧」でセンターに伝え、センターも「納入業者一覧」と「落札者決定等通知書」を十分に確認せず誤発注し、契約締結手続を執らざるを得なくなったことは、事後の契約となり適正でない。 部及びセンターは、灯油の供給単価契約に関する情報を適切に共有されたい。 センターは、灯油の発注を適正に行われたい。							
			1				2			
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
						○	◎			

本件は、施設管理部と森ヶ崎水再生センターにおいて適切な情報共有がなされなかったこと、組織的な突合を行わずに契約書類の確認が十分でなかったことにより発生したものである。 そのため、施設管理部では、各所に対し、令和6年1月26日付通知文で、受注者の確認には契約書類である落札者等決定通知書を用いることを徹底するよう、周知を行った。 【2－エ】 あわせて、令和6年2月から同年3月までの契約から、納入業者一覧を廃止し、各所に対して、落札者等決定通知書のみを送付することに改めた。 【2－ウ】 森ヶ崎水再生センターでは、落札者等決定通知書による受注者の確認を複数チェックにより徹底することとした。 また、本事例発生直後の令和5年12月20日及び上記通知を受け令和6年2月7日の所内課長代理会で事象発生経緯と複数チェックの方法について広く注意喚起を行った。 これらについて担当者マニュアルに反映するとともに、令和6年度の体制においても、改めて担当者間での確認方法の認識すり合わせを行い、再発防止に努めている。【2－エ】
--

本件は、施設管理部と森ヶ崎水再生センターにおいて適切な情報共有がなされなかったこと、組織的な突合を行わずに契約書類の確認が十分でなかったことにより発生したものである。

そのため、施設管理部では、各所に対し、令和6年1月26日付通知文で、受注者の確認には契約書類である落札者等決定通知書を用いることを徹底するよう、周知を行った。

【2-エ】
あわせて、令和6年2月から同年3月までの契約から、納入業者一覧を廃止し、各所に対して、落札者等決定通知書のみを送付することに改めた。

【2-ウ】
森ヶ崎水再生センターでは、落札者等決定通知書による受注者の確認を複数チェックにより徹底することとした。

また、本事例発生直後の令和5年12月20日及び上記通知を受け令和6年2月7日の所内課長代理会で事象発生経緯と複数チェックの方法について広く注意喚起を行った。

これらについて担当者マニュアルに反映するとともに、令和6年度の体制においても、改めて担当者間での確認方法の認識すり合わせを行い、再発防止に努めている。【2-エ】

75	下水道局	時間計の在庫管理を効率的かつ経済的に行うべきもの	経理部は、井戸水等を汲み上げるポンプに設置する時間計の購入契約及び設置等の施工作業委託契約を締結し、時間計の有効期限を定め、取替えを行っている。 時間計は部が購入して受託者に払い出し、受託者は時間計の設置及び取替えの施工を行っている。未使用の時間計は、年度末に部に返還させ、部は、翌年度の受託者に新たに払い出している。 ところで部は、令和5年度当初、令和元、2、3、4年度に購入した時間計を繰越分として有していた。これらの時間計の払出、使用及び購入状況を見たところ、部は、受託者の使用状況を踏まえた払出を行っておらず、仕様書に、先に購入したものから使用すると定めていないため、受託者は、先に購入した時間計があるにもかかわらず、後から購入した時間計を使用していた。また部は、翌年度の使用予定数量を当年度の購入数量としているが、過剰在庫を抱えており、購入した時間計は翌々年度に繰り越している。有効期限を踏まえれば、当年度購入の時間計はなるべく当年度使用することが効率的、経済的であり、先に購入した時間計から使用するよう仕様書に記載し、購入数量は使用時期に応じて必要数の精査を一層行うことが求められる。 部は、時間計の在庫管理を効率的かつ経済的に行われたい。				本件は、時間計管理簿で適切な在庫管理が実施できず、また、時間計の製造年次別の使用状況に関して部の確認が不十分だったものである。 このため、新たに時間計管理簿に受託者が実際に使用した個数を記載する項目を追加するとともに、月ごとの使用状況について、課長代理が確認を行っていく。【2ーウ】 また、令和6年度の契約については、令和6年4月1日付けで製造年月の早いものから使用するよう仕様書の変更に関する協議書を受託者と取り交わした。【2ーイ】 さらに、今後、時間計を購入する場合は、時間計管理簿に基づく在庫管理を適切に行い、購入必要数を精査していく。【2ーウ】			
			1				2			
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
								○	◎	
76	教育庁	※（災害用備蓄品について）備蓄品について	内閣府で定めた「大規模地震の発生に伴う帰宅困難者対策のガイドライン」によると、一斉帰宅抑制における従業員等のための備蓄の考え方として、水については、1人当たり1日3ℓとされ、また特に必要性が高いものの例示として、携帯トイレや衛生用品等が挙げられている。 ところで、備蓄品取扱要綱に基づき生徒・教職員のために備蓄されている備蓄品の内容を見たところ、飲料水については1人当たり1日500mlであり、携帯トイレは備蓄品として定められていなかった。 なお、携帯トイレについて都立学校教育部は、建物内のトイレを利用することを前提としているため、配備していないとしている。 しかしながら、非常災害時の想定においては、水道のみならず、下水道等が使用できないことも想定する必要がある。 部は、備蓄品の内容を見直すことが望ましい。				都立学校教育部は、令和6年9月3日付けで備蓄品取扱要綱を改正し、保存水は一人当たり1日3ℓ×3日分、携帯トイレは一人当たり1日5回×3日分、各都立学校へ配布する。 【1ーイ】 改正後の備蓄品の配布については、今年度可能な限り対応し、不足分については、予算を確保の上、早期に整備する。 国等の防災対策の動向を踏まえた対応が十分ではなかったためと考える。都立学校教育部は、令和6年9月3日付けで備蓄品取扱要綱を改正した。今後も、防災対策の動向等を踏まえ、災害用備蓄品の内容を見直していく。 【2ーア】			
			1				2			
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
				○			◎			

〔令和５年度各会計歳入歳出決算審査〕

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要		
	措置区分					
77	デジタル サービス局	物品が過大 登載となっ ているもの	物品２点（ロッカー）が過大に登載 されている。	過大登載となっていた物品２点 （ロッカー）について、令和６年８月 ３０日に、物品管理システムから削除 した。【１－イ】 物品登録フローを作成し、複数 チェックを行うことや、登録のときは 安易に一式管理とせず、物品の一式 管理ガイドに沿って厳格に判断するこ と、判断に困る事例が発生したら、適 宜会計管理局の判断を仰ぐようにする ことにより、過不足なく登録を行える ようにした。 これらの内容を令和６年１０月２５ 日の準備契約の説明会で局内に周知し た。【２－ウ】		
					1	2
					ア イ ウ エ	ア イ ウ エ
					 ○ 	 ◎
78	デジタル サービス局	物品が登載 漏れとなっ ているもの	物品４点（集中ブース２点ほか２ 点）が登載漏れとなっている。	登載漏れとなっていた物品４点（集 中ブース２点ほか２点）について、令 和６年５月３０日に、物品管理シス テムに登録した。【１－イ】 物品登録フローを作成し、複数 チェックを行うことで過不足なく登録 を行えるようにした。 これらの内容を令和６年１０月２５ 日の準備契約の説明会で局内に周知し た。【２－ウ】		
					1	2
					ア イ ウ エ	ア イ ウ エ
					 ○ 	 ◎
79	デジタル サービス局	債権が計上 漏れとなっ ているもの	債権１億７，７６６万１，９００円 （敷金）が計上漏れとなっている。	令和６年１０月３１日に債権増減異 動通知書を会計管理者へ提出し、修正 手続を行った。【１－ウ】 東京都会計事務規則第９４条第１項 の各規定の理解不足と対象の財産を漏 れなく捕捉するための業務フローが確 立されていなかった。今後は、会計事 務規則に則って業務を遂行するととも に、他局の業務フローも参考にしなが ら、債権登録フローを作成し、起案時 に債権所管部所を協議に加えるるとも に、年度末には各部に照会をするなど 確実に全件捕捉するための仕組みを 作った。 これらの内容を令和６年１０月２５ 日の準備契約の説明会で局内に周知し た。【２－ウ】		
					1	2
					ア イ ウ エ	ア イ ウ エ
					 ○ 	 ◎

80	都市整備局				債権が過大計上となっているもの				債権 3 1 万 9 2 1 円（財産貸付金）が過大に計上されている。 令和 6 年 1 0 月 3 1 日に、債権増減異動通知書を会計管理者へ提出し、修正手続を行った。【1－ウ】 原則前納である貸付料について、決算年度に調定したものの、納付期限を翌年度に設定するという事例が関係する担当内になく、事務処理方法のノウハウがなかったことが原因である。 そのため、市街地整備部は、今回の指摘事項の経緯等をまとめた書面を作成し、部内関係者と情報共有を行うことで再発防止を図った。【2－エ】
	1				2				
	ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ	
			◎					○	
81	住宅政策本部				調定額及び収入未済額が過小計上となっているもの				（款）使用料及手数料（項）使用料（目）住宅使用料において、調定額及び収入未済額が各 8 万 5 0 0 円過小に計上されている。 指摘事項の発生原因は、小笠原住宅使用料の徴収事務を行っている総務局小笠原支庁において執行委任予算に関する決算基準日以降の処理に関するマニュアルが整備されておらず、引継体制が不十分だったことにより、適正な処理が行われなかったことにある。 そのため、本部から総務局小笠原支庁に対して、令和 6 年 7 月 2 9 日の事実確認書作成時及び同年 8 月 2 9 日付通知文にて、執行委任予算に関する決算基準日以降の処理に関するマニュアルを作成し、適正な処理が行われるよう依頼した。なお、総務局小笠原支庁が同年 9 月 1 2 日に作成した本マニュアルの内容については、本部においても確認を行った。 また、今後は毎年 5 月末日に同日時点のシステム帳票について本部への提出を求め、当該帳票を当局の「局別科目別決算資料」と突合確認を行うことで、チェック体制を強化することとした。【2－ウ】
	1				2				
	ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ	
							◎		

82	福祉局	調定額及び 収入未済額 が過大計上 となっているもの (ア)	一般会計(款)国庫支出金(項)国庫負担金(目)福祉保健費国庫負担金において、調定額及び収入未済額が各185億7,369万957円過大に計上されている。				過大に計上されていた調定額及び収入未済額185億7,369万957円について、令和6年7月25日に、財務会計システムにより更正処理を行った。【1ーウ】 指摘の発生原因は財務会計システムの利用方法を十分に理解せず、調定額を登録する際、同一案件を誤って重複登録したことである。 そのため、子供・子育て支援部は、令和6年10月25日に局の研修資料を踏まえ発出文書を部内で周知し、再発防止を図るため、決算見込みの際に、以下の点に留意することとする。 ① 部の決算担当者は、各決算見込み作成時期に、財務会計システムにて収入未済に関する帳票一覧を作成して把握する。随時各課担当者と調整し、不要な収入未済は取消する体制を作る。(対応時期:11月、1月～4月) ② 収入が年度内に入らなくなってしまった案件について、出納整理期間においては、消込表を部単位で作成し、決算見込み作成のタイミングに合わせて状況を確認の上、調整する。(対応時期:5月)【2ーウ】 また、各課の担当者は、以下のとおり再発防止を行う。 ① 調定登録をした際に、必ず財務会計システム帳票の保存及び打ち出しをする。登録後は、部の会計担当の複数チェックを徹底する。その際、「収入状況一覧」も併せて打ち出して、財務会計システム上の二重登録がない点も併せて確認する。(調定登録時に実施) ② 歳入調定の誤登録があった場合は、起案した上で、速やかに取消処理を進める。 ③ 決算見込みの時期に、財務会計システム上の歳出関連帳票を確認するとともに、歳入関連帳票を打ち出し、入力内容に誤りがないことを、担当内で相互チェックする。(11月以降、決算見込み提出時に実施)【2ーウ】 さらに、局は、令和6年9月11日からオンデマンド配信で令和6年度福祉局・保健医療局債権管理実務研修を開催し、財務会計システムによる調定登録等の状況確認の手法などを周知し、調定額を登録する際、決算見込み、決算調製作業などにおいて各部の計理担当とも連携しながら、重複登録等が無いように十分に確認するよう局内に周知するとともに、局の計理部門としても決算見込み、決算調製作業などにおける確認作業を徹底していく。 今後は、局内向けの会計実務研修や決算資料作成説明の機会を活用し、継続的に注意喚起を行う。【2ーエ】			
			1				2			
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
					◎				○	○

83	福祉局	調定額及び 収入未済額 が過大計上 となっているもの (イ)	一般会計(款)繰入金(項)基金繰入金(目)安心子ども基金繰入金において、調定額及び収入未済額が各3億6,145万9,000円過大に計上されている。				過大に計上されていた調定額及び収入未済額が過大に計上されていた各3億6,145万9,000円については、令和6年6月25日に、財務会計システムにより更正処理を行った。 【1-ウ】 指摘の発生原因は財務会計システムの利用方法を十分に理解せず、調定額を登録する際、同一案件を誤って重複登録したことである。 そのため、子供・子育て支援部は、令和6年10月25日に局の研修資料を踏まえ発出文書を部内で周知し、再発防止を図るため、決算見込みの際に、以下の点に留意することとする。 ① 部の決算担当者は、各決算見込み作成時期に、財務会計システムにて収入未済に関する帳票一覧を作成して把握する。随時各課担当者と調整し、不要な収入未済は取消する体制を作る。(対応時期：11月、1月～4月) ② 収入が年度内に入らなくなってしまった案件について、出納整理期間においては、消込表を部単位で作成し、決算見込み作成のタイミングに合わせて状況を確認の上、調整する。(対応時期：5月) 【2-ウ】 また、各課の担当者は、以下のとおり再発防止を行う。 ① 調定登録をした際に、必ず財務会計システム帳票の保存及び打ち出しをする。登録後は、部の会計担当の複数チェックを徹底する。その際、「収入状況一覧」も併せて打ち出して、財務会計システム上の二重登録がない点も併せて確認する。 (調定登録時に実施) ② 歳入調定の誤登録があった場合は、起案した上で、速やかに取消処理を進める。 ③ 決算見込みの時期に、財務会計システム上の歳出関連帳票を確認するとともに、歳入関連帳票を打ち出し、入力内容に誤りがないことを、担当内で相互チェックする。(11月以降、決算見込み提出時に実施) 【2-ウ】 さらに、局は、令和6年9月11日からオンデマンド配信で令和6年度福祉局・保健医療局債権管理実務研修を開催し、財務会計システムによる調定登録等の状況確認の手法などを周知し、調定額を登録する際、決算見込み、決算調製作業などにおいて各部の計理担当とも連携しながら、重複登録等が無いように十分に確認するよう局内に周知するとともに、局の計理部門としても決算見込み、決算調製作業などにおける確認作業を徹底していく。 今後は、局内向けの会計実務研修や決算資料作成説明の機会を活用し、継続的に注意喚起を行う。 【2-エ】			
			1				2			
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
					◎				○	○

84	福祉局	調定額及び 収入未済額 が過大計上 となっているもの (ウ)	一般会計(款)諸収入(項)受託事業収入(目)福祉保健費受託事業収入において、調定額及び収入未済額が各14万6,844円過大に計上されている。				過大に計上されていた調定額及び収入未済額14万6,844円について、令和6年7月24日に、財務会計システムにより更正処理を行った。 【1-ウ】 指摘の発生原因は、調定額の取消漏れをしたためである。 そのため、子供・子育て支援部は、令和6年10月25日に局の研修資料を踏まえ発出文書を部内で周知し、再発防止を図るため、決算見込みの際に、以下の点に留意することとする。 ① 部の決算担当者は、各決算見込み作成時期に、財務会計システムにて収入未済に関する帳票一覧を作成して把握する。随時各課担当者と調整し、不用な収入未済は取消する体制を作る。(対応時期：11月、1月～4月) ② 収入が年度内に入らなくなってしまった案件について、出納整理期間においては、消込表を部単位で作成し、決算見込み作成のタイミングに合わせて状況を確認の上、調整する。(対応時期：5月)【2-ウ】 江東児童相談所は、再び同様の事案が発生しないよう、令和6年8月20日付通知文により、管理職から担当職員に対し、再発防止の取組(調定取消又は調定額更正の決裁後は速やかに財務会計システムに決定内容を登録すること、収入未済案件の定期的な確認及び進行管理)を徹底するよう指示し、注意喚起を行った。 【2-ウ、2-エ】 局は、令和6年9月11日からオンデマンド配信で令和6年度福祉局・保健医療局債権管理実務研修を開催し、財務会計システムによる調定登録等の状況確認の手法などを周知し、調定額を登録する際、決算見込み、決算調製作業などにおいて各部の計理担当とも連携しながら、重複登録等が無いように十分に確認するよう局内に周知するとともに、局の計理部門としても決算見込み、決算調製作業などにおける確認作業を徹底していく。 今後は、局内向けの会計実務研修や決算資料作成説明の機会を活用し、継続的に注意喚起を行う。【2-エ】			
			1				2			
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
					◎				○	○

85	福祉局	調定額及び 収入未済額 が過大計上 となっているもの (エ)	一般会計（款）諸収入（項）雑入 （目）契約違約金において、調定額及 び収入未済額が各2万4，632円過 大に計上されている。								過大に計上されていた調定額及び収 入未済額2万4，632円について、 令和6年7月18日に、財務会計シス テムにより更正処理を行った。 【1ーウ】 障害者施策推進部は、令和6年8月 26日の部課長会にて、監査結果及び 指摘を踏まえた今後の留意点について 説明し、正しい会計処理について案内 するとともに、不納欠損協議完了後 は、不納欠損登録と併せて、繰り越さ れた収入未済に係る調定額更正が適切 に行われているかを企画課計画担当に おいて確認する旨、周知した。 【2ーウ】 局は、令和6年9月11日からオン デマンド配信で令和6年度福祉局・保 健医療局債権管理実務研修を開催し、 財務会計システムによる調定登録等の 状況確認の手法などを周知し、調定額 を登録する際、決算見込み、決算調製 作業などにおいて各部の計理担当とも 連携しながら、重複登録等が無いよう に十分に確認するよう局内に周知する とともに、局の計理部門としても決算 見込み、決算調製作業などにおける確 認作業を徹底していく。 さらに、局内向けの会計実務研修や 決算資料作成説明の機会を活用し、継 続的に注意喚起を行う。【2ーエ】							
			1				2											
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ								
					◎					○	○							

86	福祉局	調定額及び収入未済額が過大計上となっているもの (オ)	一般会計（款）諸収入（項）雑入（目）雑入において、調定額及び収入未済額が各21万9,696円過大に計上されている。				生活福祉部は、過大に計上されていた調定額及び収入未済額1万9,696円について、令和6年5月27日に、財務会計システムにより更正処理を行った。【1ーウ】 障害者施策推進部は、過大に計上されていた調定額及び収入未済額20万円について、令和6年7月19日に、財務会計システムにより更正処理を行った。【1ーウ】 （生活福祉部） 指摘の原因は、令和4年度及び令和5年度の年度間の振替収支命令及び調定額更正が必要であったところ、調定額更正が未処理であったことによるものである。 そのため、生活福祉部は、年度間の振替収支命令の処理が必要となる事態を防止するため、収入計上が出納閉鎖に間に合うよう余裕を持った納付期限の設定を徹底することについて、注意喚起するとともに計画担当でもチェックを徹底することとした。 また、年度間振替及び調定額更正が必要になった場合の対応方法について、令和6年8月30日に、部内担当者に対して説明会を実施した。 【2ーウ】 （障害者施策推進部） 障害者施策推進部は、令和6年8月26日の部課長会にて、監査結果及び指摘を踏まえた今後の留意点について説明し、正しい会計処理について案内するとともに、不納欠損協議完了後は、不納欠損登録と併せて、繰り越された収入未済に係る調定額更正が適切に行われているかを企画課計画担当において確認する旨、周知した。 【2ーウ】 局は、令和6年9月11日からオンデマンド配信で令和6年度福祉局・保健医療局債権管理実務研修を開催し、財務会計システムによる調定登録等の状況確認の手法などを周知し、調定額を登録する際、決算見込み、決算調製作業などにおいて各部の計理担当とも連携しながら、重複登録等が無いように十分に確認するよう局内に周知するとともに、局の計理部門としても決算見込み、決算調製作業などにおける確認作業を徹底していく。 今後は、局内向けの会計実務研修や決算資料作成説明の機会を活用し、継続的に注意喚起を行う。【2ーエ】			
			1				2			
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
					◎				○	○

87	福祉局	物品が過大登載となっているもの	物品５０点（長型机）が過大に登載されている。	過大に登載された物品５０点について、令和６年８月１３日に、物品管理システムから削除した。 なお、このうち物品４８点について、令和６年８月１４日に、物品管理システムに適正な価格で備品として登録した。【１－ウ】 子供・子育て支援部は、令和６年１０月２５日に、各所に対し定例監査における指摘の紹介とともに、会計管理局が掲示している「物品管理のひろば」ポータル等を部内周知した。その際、間違いの多い事例についても情報提供を行い、再発防止を図った。また、今後も担当者が変更となる年度当初にも改めて周知する。【２－エ】 立川児童相談所の担当者は、新たに作成した「物品管理登録簿」を活用して、重要物品や備品購入時には、物品管理システムの登録を都度行い、購入時及び物品管理システム登録時に、複数チェックを行う体制をとる。 所の担当者は、四半期毎の自己点検の際に、物品管理システムの登録内容に漏れなどがいないか確認する。【２－ウ】							
				1				2			
				ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
						◎				○	○

88	福祉局	物品が登載漏れとなっているもの	物品３点（業務用洗濯機ほか２点）が登載漏れとなっている。	登載漏れとなっていた物品３点について、令和６年７月２６日に、物品管理システムに登録した。【１－ウ】 障害者施策推進部は、令和６年８月２６日の部課長会にて、監査結果及び指摘を踏まえた今後の留意点について説明し、各課担当まで周知の上、財産管理に係る事務の適正化を図るよう注意喚起を行った。【２－エ】							
				1				2			
				ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
						◎					○

89

福祉局

債権が過大計上となっているもの

債権4,996万737円（多重債務者生活再生事業貸付金ほか2件）が過大に登載されている。

令和6年10月28日、債権増減異動通知書を会計管理者へ提出し、修正手続を行った。【1-ウ】

(生活福祉部)

指摘の発生原因は、債権増減異動通知書に誤って記載したことである。

そのため、生活福祉部は、企画部計理課会計担当や会計管理局への確認を徹底しながら適切に債権管理を行っていくとともに、同様の事例が起こらないよう、令和6年8月30日に部内担当者に説明会を実施し、注意喚起した。【2-ウ】

(高齢者施策推進部)

指摘の発生原因は、債権増減異動通知書に誤って記載したことである。

そのため、企画部会計担当と連携の上、債権増減異動通知書の記載方法について令和6年10月18日付通知文により部内へ改めて周知した。また、部計画担当から企画部会計担当への照会状況は必ず記録を残し、担当内で共有することで回答漏れ等の防止を図った。【2-ウ】

(子供・子育て支援部)

指摘の発生原因は、債権増減異動通知書に誤って記載したことである。

このため、子供・子育て支援部は、今後、債権増減異動通知書を記載する前に、担当部署に確認し、複数で確認を行った上で記載することにする。【2-ウ】

局は、令和6年9月11日からオンデマンド配信で令和6年度福祉局・保健医療局債権管理実務研修を開催し、局内に周知した。

さらに、局内向けの会計実務研修や決算資料作成説明の機会を活用し、継続的に注意喚起を行う。【2-エ】

1				2			
ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
		◎				○	○

90	福祉局	会計処理を適正に行うべきもの	局では、令和5年度決算において、211億余円の収入未済額を計上している。 このうち、国庫支出金で、児童入所施設措置費に係る国庫負担金など6件計185億7,369万957円、繰入金で、安心こども基金繰入金1件3億6,145万9,000円と多額の収入未済額を計上している。 そこで、これらの収入未済額の計数の適正性について確認したところ、いずれも財務会計システムに調定額を登録する際、同一案件を誤って重複して登録し、誤登録分の調定額の更正を行っていないことが認められた。この結果、調定額及び収入未済額がそれぞれ国庫支出金で185億7,369万957円、繰入金で3億6,145万9,000円過大に計上されている。 これらの過大計上については、財務会計システム登録時点、決算調製作業時点など、チェックの機会が複数あったにもかかわらず、局内で誤りを発見できなかったことは、組織としてのチェック体制が機能しておらず、適切でない。 さらに、局においては、令和4年度各会計歳入歳出決算審査においても、同様の事務の誤りによる調定額及び収入未済額の過大な計上について、指摘を受けているにもかかわらず、改善が見られない。 局は、会計処理を適正に行うとともに、組織としてのチェック体制の強化を図り、事務の誤りの再発防止に努められたい。	過大に計上されていた調定額（款）国庫支出金で185億7,369万957円について、令和6年7月25日に、財務会計システムにより更正処理を行った。【1ーウ】 過大に計上されていた調定額（款）繰入金で3億6,145万9,000円について、令和6年6月25日に、財務会計システムにより更正処理を行った。【1ーウ】 指摘の発生原因は、財務会計システムの利用方法を十分に理解せず、調定額を登録する際、同一案件を誤って重複登録したことである。 そのため、局は、令和6年9月11日からオンデマンド配信で令和6年度福祉局・保健医療局債権管理実務研修を開催し、財務会計システムによる調定登録等の状況確認の手法などを周知し、調定額を登録する際、決算見込み、決算調製作業などにおいて各部の計理担当とも連携しながら、重複登録等が無いように十分に確認するよう局内に周知するとともに、局の計理部門としても決算見込み、決算調製作業などにおける確認作業を徹底していく。 さらに、局内向けの会計実務研修や決算資料作成説明の機会を活用し、継続的に注意喚起を行う。【2ーエ】 また、事業所管部署である子供・子育て支援部は、令和6年10月25日に局の研修資料を踏まえ発出文書を部内で周知し、再発防止を図るため、決算見込みの際に、以下の点に留意することとする。 ① 部の決算担当者は、各決算見込み作成時期に、財務会計システムにて収入未済に関する帳票一覧を作成して把握する。随時各課担当者と調整し、不要な収入未済は取消する体制を作る。（対応時期：11月、1月～4月） ② 収入が年度内に入らなくなってしまった案件について、出納整理期間においては、消込表を部単位で作成し、決算見込み作成のタイミングに合わせて状況を確認の上、調整する。（対応時期：5月）【2ーウ】 また、各課の担当者は、以下のとおり再発防止を行う。 ① 調定登録をした際に、必ず財務会計システム帳票の保存及び打ち出しをする。登録後は、部の会計担当の複数チェックを徹底する。その際、「収入状況一覧」も併せて打ち出して、財務会計システム上の二重登録がない点も併せて確認する。（調定登録時に実施） ② 歳入調定の誤登録があった場合は、起案した上で、速やかに取消処理を進める。 （次頁へ続く）
----	-----	----------------	---	---

90	福祉局	会計処理を 適正に行う べきもの									(前頁から) ③ 決算見込みの時期に、財務会計システム上の歳出関連帳票を確認するとともに、歳入関連帳票を打ち出し、入力内容に誤りがないことを、担当内で相互チェックする。(11月以降、決算見込み提出時に実施) 【2ーウ】
			1				2				
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ	
					◎				○	○	

91	保健医療局	物品が登載 漏れとなっ ているもの	物品2点(X線情報システム画像管理サーバほか1点)が登載漏れとなっている。								保健政策部は、登録漏れとなっていた物品2点について、令和6年8月2日に、物品管理システムに登録した。 【1ーウ】 今回の登載漏れの原因は、集中購買物品の直接引渡しを受けた部署において物品登録の事務が必要なことは理解していたものの、処理が漏れていたことである。また、システムの入力整理期間において、登録漏れを把握することができなかったことも原因である。 今後、事業所主管部から各事業所の担当部署に対し、集中購買物品の納入決定通知を行う際に、納品後、速やかに物品管理システムへの登録を行うよう周知徹底するとともに、事業所主管部での支払の段階で、適切な登録内容となっていることを確認することとした。 また、年度末時点において財務会計システムの残高と物品管理システムの残高に差額が生じている場合には、事業所、事業所主管部、局財産管理主管課間で情報共有し、差額の原因を適切に把握し、修正を行うこととした。 あわせて、今回の指摘事項については、令和6年9月17日付通知文により保健政策部内へ周知し、注意喚起した。 局は、令和6年9月17日付通知文により、当該指摘事例及び物品管理システム登録時の留意点について各部・所へ周知した。【2ーエ】
			1				2				
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ	
					◎					○	

92	保健医療局	債権が計上漏れとなっているもの	債権 11 億 7,000 万円（東京都国民健康保険財政安定化基金貸付金）が計上漏れとなっている。	保健政策部は、令和 6 年 10 月 29 日、債権増減異動通知書を会計管理者へ提出し、修正手続を行った。 【1-ウ】 本件は、債権増減異動通知書への計上が必要なことは理解していたが、調査回答の作成時に当該案件が計上されているか、国民健康保険課と計画担当間での確認が不十分であったことが原因である。 債権が発生した場合、意思決定段階や支出命令で案件の把握が可能なため、確実に計上されるよう所管部署同士での確認を徹底することとした。 あわせて、他の業務においても計上漏れ等のないように、令和 6 年 9 月 17 日付通知文により保健政策部内へ周知徹底した。 局は、令和 6 年 9 月 13 日付通知文により、部予算所管部署において債権増減異動通知書の計上漏れがないことの確認を徹底するよう、各部・所への注意喚起を行った。【2-エ】
93	産業労働局	調定額及び収入未済額が過大計上となっているもの	（款）使用料及手数料（項）使用料（目）産業労働使用料において、調定額及び収入未済額が各 1 万 1,300 円過大に計上されている。	多摩職業能力開発センター府中校は、過大に計上されていた調定額及び収入未済額 1 万 1,300 円について、令和 6 年 7 月 3 日に財務会計システム上で更正処理を行った。 【1-ウ】 指摘の発生原因は、出納整理期間において調定年度の確認とチェック体制が不足していたためである。 校は、庶務担当の打合せを開催し、会計管理局通知に基づき、登録確認書について、出力を行い事業執行課長及び収支命令権者の確認を徹底することで、再発防止に努めることとした。 【2-ウ】 雇用就業部は、令和 6 年 9 月 5 日付通知文により、各所に対し会計管理局通知に基づく確認の徹底について、注意喚起を図った。【2-エ】 局は、令和 6 年 9 月 2 日付通知文により、当該指摘事例や経理事務等の留意点について局内へ周知した。 【2-エ】
94	産業労働局	調定額及び収入済額が過大計上となっているもの	（款）使用料及手数料（項）使用料（目）産業労働使用料において、調定額及び収入済額が各 4,960 円過大に計上されている。	指摘の発生原因は、還付発生時の処理について認識に誤りがあったためである。 多摩職業能力開発センター及び同センター八王子校は、正しい事務処理方法について後任への確実な引継ぎや周知徹底により再発防止を図ることとした。【2-エ】 雇用就業部は、令和 6 年 9 月 5 日付通知文により、歳入還付を行う際には、還付対象者を確定する意思決定後、直ちに調定額の更正を行うよう、各所に対し注意喚起を図った。 【2-エ】 局は、令和 6 年 9 月 2 日付通知文により、当該指摘事例や経理事務等の留意点について局内へ周知した。 【2-エ】

95	産業労働局	還付未済額が過小計上となっているもの	(款) 使用料及手数料 (項) 使用料 (目) 産業労働使用料において、還付未済額が4, 9 6 0円過小に計上されている。								指摘の発生原因は、還付発生時の処理について認識に誤りがあったためである。 多摩職業能力開発センター及び同センター八王子校は、正しい事務処理方法について後任への確実な引継ぎや周知徹底により再発防止を図ることとした。【2-エ】 雇用就業部は、令和6年9月5日付通知文により、歳入還付を行う際には、還付対象者を確定する意思決定後、直ちに調定額の更正を行うよう、各所に対し注意喚起を図った。 【2-エ】 局は、令和6年9月2日付通知文により、当該指摘事例や経理事務等の留意点について局内へ周知した。 【2-エ】							
			1				2											
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ								
																		◎
96	産業労働局	出資による権利が過大登載となっているもの	出資による権利10万3, 192円 ((公財) 東京しごと財団出えん金 (若者正社員チャレンジ事業) ほか1件) が過大に登載されている。								過大に登載されていた出資による権利10万3, 192円について、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構出資額の令和5年度減資分の512円を令和6年6月27日に、 (公財) 東京しごと財団出えん金 (若者正社員チャレンジ事業) の実績の差額分10万2, 680円を同年8月7日に財産情報システム上で修正した。 【1-ウ】 指摘の発生原因は、 (公財) 東京しごと財団から提出された実績報告書の金額について局の確認不足によるものである。 雇用就業部は、令和6年9月5日付通知文により、出えん金に関する財産登録をする際、確認を徹底するよう部内で注意喚起を図り、同日に、 (公財) 東京しごと財団に対しても、同内容の周知を図った。【2-エ】 局は、令和6年9月2日付通知文により、当該指摘事例や経理事務等の留意点について局内へ周知した。 【2-エ】							
			1				2											
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ								
						◎												○
97	産業労働局	物品が過大登載となっているもの	物品1点 (草刈機) が過大に登載されている。								農林水産部は、過大に登載されていた草刈機1点について、令和6年7月31日に、物品管理システム上から削除した。【1-ウ】 本物品は「新事業分野開拓者認定制度 (東京都トライアル発注認定制度) 」 (以下「トライアル発注」という。) に基づき、東京都政策連携団体に譲渡した物品であり、指摘の発生原因は、トライアル発注事業で物品を譲渡した際に、登録を削除する認識が不足していたことである。 部は、令和6年8月27日付通知文により、当該指摘事例や、トライアル発注事業を活用した際の物品の確実な削除について部内へ周知した。 局は、令和6年9月2日付通知文により、当該指摘事例や経理事務等の留意点について局内へ周知した。 【2-エ】							
			1				2											
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ								
						◎												○

98	産業労働局	物品が登載漏れとなっているもの	物品3点（電気自動車2点ほか1点）が登載漏れとなっている。								登載漏れとなっていた電気自動車2点について、城東職業能力開発センター江戸川校は、令和6年7月25日、多摩職業能力開発センター八王子校は、同月26日にそれぞれ物品管理システムに登録した。【1ーウ】 指摘の発生原因は、所内の情報共有不足によるものである。 両校は、庶務担当の打合せを開催し、物品の登録漏れがないように経理担当、庶務担当での情報共有、複数チェックを徹底し、再発防止に努めた。【2ーウ】 雇用就業部は、令和6年9月5日付通知文により、各所に対し注意喚起を図った。【2ーエ】 農林水産部は、登録漏れとなっていた特殊自動車1点について、令和6年8月6日に、物品管理システムに登録した。【1ーウ】 指摘の発生原因は、会計管理局通知に基づく物品の状況確認が不十分だったことである。 農林水産部は、令和6年8月27日付通知文により、当該指摘事例や、物品の状況確認等の留意点について部内へ周知した。【2ーエ】 局は、令和6年9月2日付通知文により、当該指摘事例や経理事務等の留意点について局内へ周知した。【2ーエ】							
			1				2											
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ								
					◎					○	○							

99	建設局	土地が登載漏れとなっているもの	土地45.59㎡（放射第2号線（西五反田）事業用地（残地））が登載漏れとなっている。								用地取得事務委託で取得した土地について、月次での財産登録ができておらず、年度初めに一括して財産登録したことで十分な確認時間を確保できていなかった。 用地部は、登載漏れとなっていた土地について、令和6年8月7日に、財産情報システムに登録した。【1ーウ】 今後、用地部では、作成した財産情報システム登録フローに基づき、月次処理による財産登録業務を徹底することに加え、契約内容等と相違なく入力がされているか担当者と課長代理により複数チェックすることとした。また、上半期、下半期に登録された案件について、担当者と課長代理による複数チェックを実施し、再発防止を図ることとした。【2ーウ】 また、令和6年10月3日、用地担当課長会を開催し、速やかな財産登録と確認作業の徹底について周知した。【2ーエ】							
			1				2											
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ								
					◎					○	○							

100	建設局	物品が過大登載となっているもの	物品 5 点（軽四輪貨物自動車ほか 4 点）が過大に登載されている。								本件は、関係部署間の情報共有が徹底されていなかったことが原因である。 公園緑地部は、過大に登載されていた物品 5 点について、令和 6 年 7 月 26 日に修正処理を行った。 【1－イ】 部は、令和 6 年 9 月 18 日付通知文により、指定管理者から使用不適品報告書が提出された際は、指定管理者の窓口担当から、物品管理システムを所管する担当へ速やかに情報共有するよう再発防止について事務担当者へ通知した。【2－エ】							
			1				2											
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ								
				◎														○
101	港湾局	土地が過大登載となっているもの	土地 0.01㎡（有明親水海浜公園）が過大に登載されている。								臨海開発部は、過大に登載されていた土地の地積について、令和 6 年 7 月 26 日に、財産情報システムの訂正処理を行った。【1－ウ】 指摘の発生原因は、財産登録内容変更時の台帳修正を失念したことである。 そのため、部は、測量等により財産登録内容に変更が想定される場合、財産所管課にて台帳の現況面積と測量面積を比較するチェック表を作成した。 【2－ウ】 また、部内で令和 6 年 8 月 1 日に財産担当者会議を開催し、今後は変更を把握した時点での台帳修正登録を徹底し、その際に正副担当による複数チェックを行い、起案時にチェック表及び台帳登録内容を添付するよう周知した。 さらに、局は、令和 6 年 8 月 21 日実施の監査結果説明会において、各部・所の経理担当者に対し、当該指摘事例等について周知した。【2－エ】							
			1				2											
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ								
					◎					○	○							

令和 6 年 度
登 録 第 7 号

令和 6 年 監査結果に基づき知事等が講じた措置（第 2 回）

令和 6 年 1 2 月 発 行

編集・発行 東京都監査事務局総務課

新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号

電 話 03（5321）1111（代表）

都庁内線 55－531

03（5320）7017（直通）

U R L <https://www.kansa.metro.tokyo.lg.jp/>

印 刷 株式会社 三州社

電 話 0 3 （ 3 4 3 3 ） 1 4 8 1

この冊子は石油系溶剤を含まないインクを使用しています。

リサイクル適性 

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。



古紙配合率70%再生紙を使用しています
白色度70%再生紙を使用しています